

官報

号外 昭和三十九年三月二十四日

第四十六回 衆議院會議録 第十六号(その一)

昭和三十九年三月二十四日(火曜日)

議事日程 第十五号

昭和三十九年三月二十四日

午後二時開議

- 第一 社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 中小企業指導法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 国税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 大平外務大臣のライシャワー大使の傷害事件に関する発言
- 鉄道建設審議会委員の選挙
- 公定歩合引上げに関する緊急質問(小松幹君提出)

日程第一 社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 中小企業指導法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 国税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁業災害補償法案(内閣提出)及び漁業災害補償法案(角屋堅次郎君外十一名提出)の趣旨説明及び質疑

電気事業法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時三十七分開議
○議長(船田中君) これより会議を開きます。

大平外務大臣のライシャワー大使の傷害事件に関する発言

○議長(船田中君) 外務大臣から、ライシャワー大使の傷害事件に関する発言を求められております。これを許します。外務大臣大平正芳君。

○國務大臣(大平正芳君) 本日、午後零時過ぎ、アメリカ大使館事務所の玄関において、外出されようとしたライシャワー駐日米大使が一暴漢に襲われ、右ももに負傷するというきわめて不幸な事件が発生いたしました。大使は直ちに虎ノ門病院において所要の処置を受けられておりますが、幸いにして、現在までのところ、経過は良好のようになっています。

私は、政府を代表して、直ちに同大使を病院に見舞い、衷心より遺憾の意を表するとともに、武内駐米大使をして、米國政府に対し、深甚な遺憾の意を表明するよう訓令いたしました。

犯人は十九歳の一青年であります。が、直ちにその場で逮捕され、目下警察において取り調べ中であります。

このような暴力行為は、日本国民の最も嫌惡するところであり、その絶滅を期するため、政府としては今後一段の注意と努力を傾ける所存であります。

私は、ここに、政府及び国民にかわり、ライシャワー大使の回復の一日も早くからんことを祈念いたしますとともに、この不幸なできごとによつて、日米兩國の伝統的な友好関係がそこなわれなことを心から希求するものであります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

鉄道建設審議会委員の選挙

○議長(船田中君) 鉄道建設審議会委員が一名欠員となっておりますので、この際その選挙を行ないます。

○小沢辰男君 鉄道建設審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

議長は、鉄道建設審議会委員に山花秀雄君を指名いたします。

公定歩合引上げに関する緊急質問(小松幹君提出)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、小松幹君提出、公定歩合引上げに関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

公定歩合引上げに関する緊急質問を許可いたします。小松幹君。

「小松幹君登壇」
○小松幹君 私は、日本社会党を代表して、今回日銀によつて実施された公定歩合の引き上げに伴う政府の考え方をたずねるとともに、今日の日本経済の問題点をあげて、政府の具体的な施策をお伺いしたいと思つております。

公定歩合の引き上げについては、金利を国際水準にさや寄せするという見地から、池田内閣は常に一貫して、一律的金融引き締めはしないと、こう言いつてまいりました。公定歩合を上げて一律の引き締めをするというよりも、選別融資等によつて量的規制をもつて実施しようとする策をとつてまいりましたのでありますが、衆参両院の予算委員会の総理並びに大蔵大臣の発言も、この線に沿つて、一律の引き締めはしないということに終始しておるわけでございます。ことに大蔵大臣に至つては、公定歩合の引き上げは下の下であるとして、数次にわたつて放言しておるのでございます。そうして日銀の公定歩合引き上げの措置を退け、その実施を今日まで引き延ばさせてきたのでございます。言うならば、政府は、高度成長政策の道連れに、低金利政策にしがみついて、公定歩合の引き上げを押えてきたのでございます。しかし、それが突然、今回の公定歩合二厘の引き上げに踏み切つたということは、一体何を意味するのでございませ

昭和三十九年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二)

大平外務大臣のライシャワー大使の傷害事件に関する小松幹君の緊急質問

四三九

昭和三十三年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その一) 公定歩合引き上げに關する小松幹君の緊急質問

四四〇

しょうか。円の交換性の回復とともに、その信用を守り、国際収支の逆調を戻す、こういう説明をされておられますけれども、この一律金融引き締め政策への転換は、あるいは池田内閣の金融政策の変更を意味するものではないかと思うのであります。はしなくも、このことによつて高度成長政策の破綻を暴露したものであるとも解釈されるわけでございます。(拍手)

私は、この際、総理並びに大蔵大臣の、食言とまで受け取れるところの態度の豹変、政策転換の真意をいまだ一度承りたいと思つておられます。

公定歩合の引き上げは、他の金融引き締め政策と並行して早期に実施することが、引き締め政策の実効をあげるのにまことに効果的であつたと考えられるのであります。しかるに、政府は、この引き上げを、日銀の早期実施意図をくじいて、三月月にわたつてこれを押えてまいりました。昨年の十二月、本年の一月、二月と、その引き上げの機会があつたのでありますけれども、この機会をやり過して、公定歩合引き上げにはまことにタイミングを失したという感もするわけでございますが、ついに三月十七日、日銀總裁のたつての説得で、しぶしぶに池田総理のオーケーによつて二厘引き上げがきまつたのであります。いつもながら、金利操作のタイミングのまづさと、オートドックスな金融政策の発動を、池田内閣の措置は、一体どういうわけでございますか。これは、低金利政策にこり過ぎて、こたわつて、そして金融の流動性というものを目はずしてゐるから、こんなに低金利政策にこたわつて、タイミング

をはずすのだと思つておられます。すでに、池田さんが最も例を引き、また指向している西歐諸国においても、フランスにおいても、オランダにおいても、イタリアにおいても、最近では英国においても、公定歩合は引き上げられ、高金利時代の成長政策が実施されてゐます。公定歩合の操作をもつと有効適切に働かせることはできなかったのかどうか。この辺について大蔵大臣の御所見を承りたいと思つておられます。

ある電気化学会社の社長のことばを私はここで引用いたしますが、低金利政策をやつてきた池田内閣が、ここで二厘引き上げに追い込まれたのは、結局政策の貧困という以外にはない、高度成長をおおつておいて、いきなりいふになつて二厘を引き上げるとは、まさに池田内閣は無責任である、という批判を新聞紙上いたしておられますが、これは私は、公定歩合引き上げの犠牲に供せられた国民の声でもあると思つておられます。国民の反感として、公定歩合を上げたとか下げたとかいふよりも、高度成長政策の犠牲がいろいろ形を変えて国民にのしかかつてくることについて、まことに不満を感じるものでござります。

池田内閣の高度成長政策は、すべてが、まあ何とかなるだろう、やつてみなければという式の膨張政策をとつて、不均衡拡大をはかつてまいりました。国際収支の不均衡は、この膨張政策の中に当然はくまれておる現象だと思つておられます。日銀信用の膨張、さらに年々歳々の財政の膨張、外資借入れ金の膨張、これらが果たす政治的な影響は、私は、物価を騰貴させ、今日の国際収支の逆調を招いたもの

の最大の原因であると思つておられます。これらの膨張政策のたたらすひずみを、池田さんは、すべて池田式な経済金融政策をもつて処理しよう、しかも、この池田式金融政策を強引に押しつけることによつて解決しようとはかつてきたのであります。これが大きな間違いでもあり、破綻を呼ぶものであつたと思つておられます。

このたびの公定歩合引き上げの措置も、過剰投資から生まれた生産力の膨張に基因する輸入増加にあると思つておられますが、これを食い止めるためにとられた短期決戦の措置でもあると思つておられます。これはいみじくも大蔵大臣が、公定歩合の引き上げとともに、短期決戦だといふことばを使つておられますが、まさに短期決戦の氣がまえて、過剰投資等の一切の過去の経済政策のしわをここで一挙に金融政策で解決しようとする荒療治的な発言でもあつたと思つておられます。しよせん、これも高度成長政策の失敗のしりぬぐいにしかすぎないと思つておられます。

総理にお尋ねいたします。あなたの経済成長政策は、もはやこの辺で政策転換をはかり、安定均衡の成長、犠牲とロスをつくらない均衡成長政策に切りかえるべきだと思つて、いかがなものでございましょうか。御所見を伺いたいと思つておられます。

英国では、公定歩合の引き上げなどによつて成長と停滞を繰り返しておるのだといふことで、ストップ・アンド・ゴーと批判されておられます。しかし、日本の場合は、財政においても、日銀信用の膨張においても、ストップ・アンド・ゴーであります。しかしながら、

池田さんの金融政策だけは、ストップ・アンド・ゴーではなくて、バック・アンド・ゴーと批判されるべきものであると思つておられます。(拍手)「山高ければ谷深し」などという文学的な経済金融両方の報告書も出たこともございしますが、全く行つたり戻つたりの変則的な成長政策をたどつてきたわけでありまして。池田経済政策も、もはやこの辺で終止符を打たれたほうがいいのではないかと、いろいろの国民の大かたの心理であります。だから、池田さんはオリンピックまでなどといわれておるのは、この辺のところがあつたのではないかと思つておられますが、池田さんのお考えを承りたいと思つておられます。

次に、現状の国際収支の逆調でございます。これはたいへんなことだと思つておられます。池田内閣は、成長安定ムードの中に国際収支の見方もまことに樂觀的な見方をしておられます。輸入の数値の結果を、その数だけを見て、どうにかなるというふうな考え方で対処しておりますが、現在、日本の貿易は構造的な変化をたどつておるものであります。それがむしろ經常収支の構造的赤字を増加している最も大きな原因になつておるわけでございます。手持ち外貨等の状況の悪化も、この国際収支の逆調に沿つて危険になつてゐるわけでございますが、政府はこゝろした危険に対してもきつめて安易な考え方を持っておるのではありません。經常収支の赤字は資本収支で補えばよろしい、もし足らなければ外貨で借金をしてこれを埋め合わせればよろしい、というバランスを考えているのみでございます。

最近、長期資本の助けにインバクトロインを入れたり、あるいは短期資本確保のため、ユーロダラーの出ていることをいわれる金利引き上げによつて引き止めをはかつたり、またIMFのスタンバイ・クレジットの取りつけによつて、まことにやかに外貨はとんとに調和しているのだというふうな言い方をしておるのではありません。最近また、IMFのゴールド・トランシュ一億八千万ドルをこれに加えて、計算上では外貨の手持ちはいいのだというふうなから手形みたいなゴールド・トランシュを入れておるといふことも、まことに池田内閣の、借金でも何でもいふ、形式的にとんとにならばいいんだという安易な考え方に立つておる証拠だと思つておられます。本年、三十八年度の經常収支の赤字は八億ドルに達しようとしておられます。資本収支の黒字を加えても結果として総合収支は赤字になり、外貨の手持ちが一億ドル以上の減少を見るということは必至でございます。

政府は、安易な数字や、あるいは国民だけをこまかすようなこのバランスによつて赤字の原因を究明せず、構造赤字の改善もせずしていくということ、は、まことに私は日本の国際収支の危機に際してとるべき処置ではないと思つておられます。総理大臣の国際収支に対する考え方を承りたいと思つておられます。特に、構造的赤字に対してどんな考えを持っておるのかを承りたいと思つておられます。

昨年の初め、金融引き締めが解除され、貿易規制の手をゆるめて以後、わずかに半年たつたとして、国際収支の逆調を再び招いたといふことは、国際収

支の天井が非常に低くなっているというところでございます。景気の波も大きな波でなくして、いいときはちょっと悪いときのほうが長いというように、日本経済のボルトネックもいよいよ圧縮されてきたという感がするのでございます。しかも、この要因は、国際収支の原因であります。その中でも国際取引における産業上、市場上の構造の変化が決定的な作用として働いているというところに気がつかなければならぬと思っております。通産大臣にお伺いしますが、日本の貿易のいわゆるマーケットの上における国際収支の構造赤字というもののどのようない対処をしていくか、お考えを承りたいと思っております。

最近、ここ一、二年の間に、企業間信用の膨張が非常になされてまいりました。すなわち、三十七年四月より今日までの大蔵省法人統計によりますと、売り掛け債権が売り上げ高をはるかに上回っているというところであります。三十八年四月から六月の法人企業売り上げ高は十三兆五千八百八十八億円であります。割引手形を含む売り掛け債権の残高は十四兆二千八百八十五億円であります。売り上げ高よりも売り掛け金のほうがはるかに多いということ、信用膨張が非常になされておるといふことであります。現在では十五兆以上の企業間信用があるといわれておりますが、不健全な融通手形や、百数十日をこえるような手形が含まれているといふことを考えると、企業間信用は私は相当問題があると思っております。ことに企業間信用は金融緩和したときには解消されるのが常識でございますが、この三十七年から

三十八年の時期にわたっては、景気がある程度上積みになつても、異常な企業間信用の膨張を示して、擬制市場を拡大してきているわけでございます。政府は、この企業間における信用の異常な膨張、擬制市場の拡大に對して、一体どのような判断をし、具体的にどのようない対策を講じていこうと考えておられるのか、このままほうっておくというのか、あるいは手形の乱発、あるいは不健全なる長期の手形の振り出し等に対して規制する考え方はあるのか、ないのか、大蔵大臣並びに通産大臣の明確なる御答弁をお伺いしたいと思っております。

現在、日本の企業は、過去の設備投資が生産化し、企業採算上からも操業度を絶対に落とされない状態になつていっているわけであります。さらに、国際競争力やシェアの拡大などによつて、生産拡大あるいは企業拡張を自身自身の中に強く迫られてきているものが現在の日本の企業でございますが、現在、設備投資意欲も決して衰えておるわけではございません。特に生産者在庫投資も必然的に増加をいたしております。このようなきに於いて、公定歩合が二厘も引き上げられたというの一連の金融引き締め政策は、企業にとっては非常に重圧であると思つております。しかし、企業としては預貯金の手元流動化や、あるいは企業間信用の拡大などによつて、とにもかくにもこの苦しい、いわゆる引き締めの苦境を抜け切りねばならないのでござい

ますが、中小企業に於いては、この抜け切りが非常に困難な事態に遭遇しておると私は考えるわけでありまして、政府は、この中小企業に對していかなる指導をなし、手当てをなして健全なる中小企業の育成をはからんとおるか、金融引き締め政策に伴う中小企業対策についていかなる策があるのか、通産大臣にお伺いしたいと思つております。

昨年の末から今年にかけて、中小企業の倒産は非常にふえております。昭和三十八年度では千七百三十八件、負債額は千六百九十四億円で、非常に倒産の額が上つておりますが、不渡り手形もこれによつて非常に多くなつております。四、五月が日本の経済の危機だともいわれておりますが、公定歩合がこのときに二厘引き上げられたというところは、中小企業の犠牲がますます過大になるということもまたわれわれは考えるのでございます。政府は、これらの中小企業の倒産に對して、何らかの積極的な策を持つておるか、この点について通産大臣にもお伺いしたいと思つております。

次に、今回の短期貸出し金利を引き上げたということは、長期金利の割り安傾向が強められたと思つております。このまま放置しておけば、金利体系はアンバランスを生じてくると思つております。長期資金の確保もなかなかむずかしいようになってくるようにも考えられます。公社債の起債にあたつても、長期金利の引き上げは考慮されなければならぬといふような段階になつたと思つておりますが、政府は、長期金利に對して一体いかなる考えを持つか、お伺いしたいと思つております。政府は、政府保証債の発行条件ともからんで、この長期金利の引き上げを考慮しておると思つておりますが、大蔵大臣の御

意向を承りたいと思つてあります。さらに、大蔵大臣は、先般二月六日の大蔵委員会において、三十九年度の起債額は規模として五千億程度にしたというところを言つておりましたが、公定歩合が引き上げられた今日、起債環境が變つてまいりましたが、やはり以前と同じように予定どおりこの起債を五千億やるつもりはあるのかどうか、特に政府保証、地方債、電力債、一般事業債の確保ができるのかどうか、これを教示的に大蔵大臣は説明してはしいのであります。

次に、株式市場対策であります。現在のように株式市場が低水準のときに、公定歩合が二厘も引き上げられたことは前例のないことであつて、三十二年のときに二厘引き上げられましたが、そのときは株価は過熱の状態でありました。今回は、そのときと違つて、一昨年来株価がまことに不振で、低調をきわめておるときであります。株価の回復、向上は望むことは非常にむずかしい段階にこの公定歩合の引き上げが行なわれたのであります。株式需給のアンバランスという構造的なもの、ないしは金融引き締め政策等の結果によつて、株価に對してはまことに先行き不振を投げかけたようなものだと私は考えておるわけでございます。政府は、今後の株価回復策についてどのような意見を持ち、どのような対策を持つておるか、大蔵大臣にお伺いしたいと思つてあります。

先般、大蔵大臣は、共同証券に對し買い出動を裏から強く要請いたしました。しかも軽率なことには、大臣の口から共同証券の株の買い出動を發表してしまつて、一波乱が株の間に起こつたわけでございますが、政府は、共同証券におんぶしてそのお先棒をかつぐ程度の株価対策しかお持ち合わせがないのかどうか、大蔵大臣にお伺いをいたすわけでございます。

しかも、大蔵大臣の口から株の大口買い占めを指示するような、まことに軽率な発言をしたということは、この辺の株価に對するものの判断がきわめて低調であり、策がないのであると私は考えるものでございます。大蔵大臣の軽率な態度にもよりましうけれども、もとは株価に對する考え方が全くないのであると批評されてもしかたがないと思つております。しかし、かりに共同証券あるいは四大証券が株の買い出動を始めたとしても、すでに二回発動しましたが、作爲的に買ひささへが行なわれたとしても、株式市場はなかなか好転しそふありません。株式市場は現在一千億からの余裕金をだぶつかしておるわけでございます。共同証券の買ひ、あるいは協調融資あるいは増資等によつて共同証券が買ひささへをしようとしても、その資本量はたかだか三、四百億円程度であります。この三、四百億円程度の共同証券の買ひささへは、これは反応の底が見えておるわけでございます。私は考えるのでございますが、政府、大蔵大臣は一体どのような考え方を持つておるか、お伺いをいたしたいと思つてあります。

特に、明年度は株式増資の希望は六千億に達しております。三十八年度の実績は四千三百億円の株の増資でございます。

昭和三十九年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その一) 公定歩合引上げに關する小松幹君の緊急質問

昭和三十三年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その一) 公定歩合引上げに関する小松幹君の緊急質問

います。来年度は四割増しの増資がきております。いまの不況のときに、この増資六千億を行なうていけば、いよいよ市況は低落を深めるばかりで、立ち上がることもできないというようにもいわれております。政府は、これに対して来年度の増資調整をやるのかやらないのか、このまま見過ごして企業の増資を認める腹かどうか、この点を大蔵大臣にお伺いしたいと思つておられます。

次に、輸入担保率の問題でございます。政府は、三十七年の十二月輸入担保率を引き上げましたが、今度十五ヵ月ぶりに再び引き上げて、しかも、輸入を規制することとして、消費財方面においては三五%の新担保率を適用して、しかも、これを恒久化しようとしております。このような担保率の適用は、ガット十一条の適用国では、日本がただひとりこの担保率というものを保持しておるわけでございます。これは他の国から見れば、関税引き上げにかわる輸入障壁とも見られないわけにはいかないと思つてございまして、この点について政府、通産大臣はどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思つてございまして。

以上をもつて、公定歩合の引き上げに伴う政府の経済政策を問ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) 先般、日本銀行の公定歩合二厘引き上げに伴ひましての御質問でございますが、この引き上げの是非は御質問にならないようでございます。しかし、この問題は、いまわが国の生産の急激な上昇、輸入

の増加等から考えまして、昨年の十二月に預金準備率の引き上げ、一月に日銀の窓口規制をしておつたのでございまして、生産の増強、輸入の増加は必ずしもやみません。したがって、今回八条国移行に伴ひまして、私は、今回の措置は非常に上でございまして、考えておるのであります。また、担保率の引き上げについてはガット云々とか言つておられますが、この担保率の引き上げ、公定歩合の二厘引き上げにつきまして、ロンドン市場、ニューヨーク市場、世界各国とも日本とつた措置は非常にタイムリー・ヒットであると思つて受けておるようでございます。(拍手)したがって、御存じのとおり、公定歩合の操作につきましては、あらかじめ質問するのが変で、答えることもできない問題であります。彈力的に、臨機応変にしなければならぬので、今回も日銀あるいは大蔵省においてその措置をとつたと思つております。

御質問の第二は、高度経済成長を促していくのじゃないか。私は、十年所得倍増という政策は、まあ八年半か九年にでき上がる予定でございまして、いままでの所得十年以内の倍増政策を変える気持はございません。また、低金利政策を放棄したとおっしゃいますが、私はここで申し上げたい。池田内閣が成立いたします前は非常に高かった。すなわち、昭和三十四年十二月、私が内閣を組織して、初めて日銀の公定歩合の引き下げが行なわれるまでは日歩二銭、すなわち、年七厘三厘でございました。それをずつと上げたり下げたりして、そうして先般までは一銭六厘、五分八厘四毛であつたのを一銭八厘にしたのですか

ら、組閣当時よりまだ二厘低いのであります。しかも、きのうのある新聞には、一年間これを動かさないというところが載つたようでございますが、公定歩合というものはそういうもんじやない。大蔵省の意向として新聞に載つておりますが、大蔵大臣、どういう意味ですかと言つたら、大蔵大臣は、関知しないと言つております。これは新聞に載つておりましたが、公定歩合なんかいふものは、彈力的に、随時適切にやるべきものでございます。したがって、外貨の例をおとりにしまして、五厘五厘の公定歩合を動かしてあります。あなたのお話しになっておりますイギリスは、十二回動かしてあります。日本は七回、西ドイツは六回、アメリカは五回、フランスは三回、イタリアはたびたびおやりになっておると言つておられますが、イタリアは過去三年半一つもやつておりません。しこうして、いまイタリアは年に十億ドル以上の赤字でございまして、最近公定歩合の引き上げが論議されておりますが、日本銀行の公定歩合の操作は、私は、各々のうちで中庸を得て、しごく適切な方法でございまして、決して低金利政策を放棄したのではありません。

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣(田中角榮君) 小松さんにお答えをいたします。

画一、一律的な引き締めを行なわなうに二厘も大幅に公定歩合を引き上げたのかということでございますが、このおおよその問題に対しては、いま総理大臣からお答えをいたしております。

この公定歩合は、御承知のとおり、日銀が中央銀行としての中立性を保ちながら、機に應じて適切な処置の一つとして行なう金融調節手段でございます。御承知のとおり、十二月にはもうすでに預金準備率の引き上げを行なつておるわけでございまして、総理の施政方針演説にも、私の財政演説にも、金融は引き締め基調にありますが、機に應じて適切な処置をとりまして、とこり言つておるのでございます。総理がいま申されたとおり、公定歩合に対して質問をしても、私からお答えができないというところは御承知のとおりであり

ますから、その間の事情は御了解願ひたいと存じます。それから第二点には、国際収支の逆調の問題について御質問がございましたから申し上げます。

政府見通しは、御承知のとおり、今年三月末、すなわち昭和三十八年度の国際収支につきましては、特別借款一億ドルを返済して、九千九百万ドルないし一億ドルの赤字を予想をいたし、発表をいたしておるわけでございまして、三月末の期末外貨準備は十七億六千四百百万ドルでございますが、私が国会におきましてお答えをいたしておりましたとおり、インパクトローン、ユーロダラーの流入等もございましたが、大体三月末には外貨準備高十八億ドルの現状で越年をするという見通しでございます。その上に、なお、八条国移行を契機にしまして、統計にはすでに入つておりますゴールド・トランシュ分一億八千万ドルを加えますと、二十億ドルに近い期末外貨準備高で越年をするわけでございまして、当面、国際収支には不安がないといったことは間違いないと考えております。

ただ、国際収支の長期的な見方につきましては、御承知のとおり、經常収支の赤字を資本収支の黒字でまかなつておるといふのが日本の状態でございます。特に貿易の振興を第一に考え、特に貿易外収支の改善を早期にはかることによつて經常収支の黒字基調を確立しようとして、いま鋭意努力をいたしておるわけでございまして。

第三点は、企業間信用が膨張しており、特に手形の増発、また手形のサイトの長期化、不渡り手形の乱発等の問題に対して、一体どう考えるかという

ことでございますが、手形法、小切手法等は非常に古い状態でありまして、現状に対処して、一体これでいいののかという問題は確かにあると思います。この手形法及び小切手法等の改正の必要ありと考へまして、これらの問題に對しては、法務省当局に検討をしてもらつておる次第でございます。

なお、公定歩合の引き上げを行なつて、中小企業に対する金融はどうかという問題でございます。これは通産大臣から詳しくお答えをいたすと存じますが、大蔵省、通産省としましては、十分意思の疎通をはかりながら、昭和三十八年度の第四・四半期の政府三機関の資金量を大幅に増額してあることは、戦後二回目の大幅であるということを考へても、おわかりになるかとおりでございます。しかも、三十九年第一・四半期には、中小企業向け政府資金による買入オペレーションを二百億円行なうとともに、四月中旬に期限の到来する分のうち、百五十億円の期限の延長をはかつておるわけでございます。

なお、それだけではなく、公定歩合引き上げの直後、日銀總裁を招致いたしまして、金融機構あげて中小企業対策に努力を要請して、日銀の了解も得ておりますので、政府、金融機関一体となつて、公定歩合の引き上げというよりなものを契機にして、まじめな意味で健全な経営をしておる中小企業にしが寄らないように、万全の体制をとつておる次第であります。なお、その次には、株価についてでございます。

株価に対する御質問が非常に多いようでございますけれども、御承知の通り、政府の株価に対する態度は、株価そのものには絶対に干渉をしないということが原則であることは、言うまでもないわけでありまして、政府が株式市場に對して関心を持つものは、言うまでもなく、投資家保護が第一であります。第二は、これからからの八条国移行後の国際競争力を増進しなければならぬ。日本の現状から考へまして、資本市場の育成強化ということでは、私が申すまでもなく、重大な関心を持つものでございます。戦前六一％の自己資本比率が、今日三〇％を割り、もうすでに二五％を割り、二〇％台に近づいておるといふ事実を見るときに、資本市場の育成がいかに重大であるかは、あえて私が申すまでもないわけでありまして、その意味において、株式市場の育成強化をはかつておるわけでございます。

共同証券の力は一体どのくらいあるのかという御質問でございますが、こゝういふ質問があるもので、ちよろつとお答えをするというわけで、まあいろいろ御批判があるわけでございますが、共同証券は、御承知のとおり、政府関係機関ではありません。また、特殊な会社でもありません。証券取引法によつて自主的に設立をせられた証券業者であります。しかし、御指摘になつたとおり、あのような証券市場の状態においてつくられた共同証券なるものでございまして、これらの問題に對しては、私は、絶対に干渉しないというところであります。しかし、せつたかゝる御質問がございましたから、私が知り得る範圍の御答弁を申し上げるといたします。

上げるといつたしますと、共同証券は小さな資本金しか持たないものでございまして、けれども、日銀、またその他の都市銀行、他の金融機関、また経済界もあつて株主になるような方向になつておるようでありまして、資本金の多寡等の問題でこの共同証券の力を評価すべきでないといふくらいに大きなものであるといふふうに聞いております。それから、増資の調整を一体どうするのか、こゝういふ問題でございます。増資の問題につきましては、御承知のとおり、民間金融機関、及び業界が自主的に判断をすべき問題でございます。政府機関の間でも慎重に考慮をし、推移を見てまいりたい、このように考へるのでございます。

もう一つは、政府保証債の消化は一体できるのかという問題でございますが、財政計画では昭和三十八年度千八百八十二億、三十九年度二千五百億の民間公債及び借入れ金を予定いたしておられますが、もうすでに御承知のとおり、昨年の十一月、十二月の消化ペースで大体三十九年度も予定をいたしておられますので、公定歩合の引き上げ等があつたことによつて、起債市場が逼迫する、民間資金の調達に二千五百億円足りないといふような状態ではないといふふうに考へておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣(福田一) 答へをいたす。〕
○国務大臣(福田一) 答へをいたす。まず、質問の第一点は、国際市場の構造の変化にいかに対処するかという御質問だと思います。御案内のように、日本は軽工業が大体五〇％、重化学工業が五〇％の輸出と相なつておるのであります。この軽工業につきましては多種多様化、あるいはまた高度化といふような措置を今後とつていきたいと思ひます。また、重化学工業化を順次進めまして、そつしてこの重化学工業のパーセンテージが輸出市場において占める割合を増加するように措置をいたしてまいりたいと思ひます。次に、信用膨張と手形期限の延長についての対策でございますが、これにつきましても、中小企業関係では支払遅延防止法等の運用を強化いたしますと同時に、今回、公正取引委員会並びに中小企業庁が連絡をいたしまして、親企業に對しても調査をいたし、さらにまた下請企業についても調査をいたしまして、そつして適宜適切な措置をもつてこの不渡り、あるいは倒産等の防止に処するようになつてまいりたいと思ひております。

次に、中小企業に對する影響と対策の御質問でございますが、これはただいま大蔵大臣からも御説明がございましたが、買入オペレーションを行ないますと同時に、政府関係の中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金等の三機関の一・四期における貸し出しワークの増大をはかるということをいま考へております。

次に、不渡り手形と倒産の問題でございますが、この問題につきましても、不渡りが起きるときには、その不渡りによる連鎖反応をできるだけ最小限に食い止めるように措置をいたしておるのであります。大蔵大臣からも、各銀行に對してそつしていろいろな趣旨の通達をいたしていただいておりますが、われわれといたしましては、各通産局をして、そつして問題が出たときにはすみやかにその内容を調べ、そつしてこの連鎖反応的な倒産が起きないように金融機関に適當な金融をするように、できるだけ努力をいたしております。

また、金融面におきましても、先ほど大蔵大臣が述べられたような措置を講じておりますが、下請代金支払い遅延についても、先ほど申し上げましたとおりの措置をいたしております。ちなみに、いまの不渡り倒産等を見てみますと、一月は百九十八件、二月が二百三十八件でございますが、三月は第一週が五十六件、第二週が五十八件であります。大体まあ二、三月あるいは二月をいささか上回る程度で、件数はその程度になるのではないかと見通しを立てておりますが、しかし決してこれは喜ぶべき現象ではもちろんございませんから、できるだけそつしてこの不渡り倒産をいいたしと考へております。

次に、輸入担保率の引き上げについての御質問でございます。これは総理からも御答弁がございましたが、イギ

リスあたりでも、日本というのは全くうまい制度を考えておるものだと言つてはめておられるくらいであります。が、今回のこの輸入担保率の引き上げにつきましても、なぜこれをやったかと言いますと、公定歩合の引き上げをやりますと、とかく思惑輸入が起きるのであります。そこで今度の場合におきまして、輸入担保率を引き上げまして、思惑輸入の防止をはかったわけでございます。したがしまして、これによつて原材料に大きな悪影響を与えることをおそれておりますので、ただいま実情によつて担保率の引き下げができるように、すでに調査を始めております。

次に、それが中小企業に大きな影響を与えないかという御質問でございますが、これについては金融その他措置で、悪影響がないように努力をいたしたいと存じます。(拍手)

日程第一 社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事並直蔵君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔渡谷直蔵君登壇〕

○渡谷直蔵君 たいだいま議題となります。社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会福祉事業振興会の資金に対する需要の増大にかんがみ、現在行なわれている国の出資だけではその需要に十分たええることが困難となりましたので、政府出資金のほかに、新たに資金運用部資金の融資等を受けられるよう振興会が社会福祉事業振興債券を発行することができ旨の規定を設ける等、所要の規定を整備するものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、まず第一点は、社会福祉事業振興会は厚生大臣の認可を受けて社会福祉事業振興債券を発行できるとすることと、

第二点は、社会福祉事業振興会は、毎事業年度社会福祉事業振興債券及び長期借入れ金の償還計画を立てなければならぬものとすること、なお、施行期日は昭和三十三年四月一日とすること等でありました。

改正案は、一月二十九日本委員会に付託され、三月十九日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、本案に対し、地崎宇三郎君外二名提出にかかる、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三党共同の附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 中小企業指導法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、中小企業指導法の一部を改正する法律案、日程第三、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、日程第四、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

中小企業指導法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長二階堂進君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔二階堂進君登壇〕

○二階堂進君 たいだいま議題となります。中小企業指導法の一部を改正する法律案外二件について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、中小企業指導法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、中小企業指導センターに対して追加出資を行なうに際し、資本金の規定を整備すること、及び都道府県では留得困難な高度の技術に關して同センターが研修を行なうこと等の改正を行なうとするものであります。

次に、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。中小企業信用保険法の一部改正は、中小企業の信用力を補完して金融の円滑化を促進するため、特殊保証範囲の拡大、保険の限度額の引き上げ等の改正を行なうとするものであります。中小企業信用保険公庫法の一部改正は、当公庫に対して追加出資を行なうに際し、資本金の規定を整備すること、及び監事の権限に關する規定の改正を行ない、もつて信用保証機能の拡充強化をはからうとするものであります。

次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、当金庫に対する政府の追加出資に關する規定の整備、貸し出し範囲の拡大、外国為替業務の新設及び保護預かり業務、代理業務の拡大等の改正を行ない、もつて当金庫の業務の拡

充をはからうとするものであります。

この三法案は、去る二月十日及び十二日にそれぞれ商工委員会に付託され、二月十一日及び二月十四日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、二月十五日より質疑に入り、三月十九日、質疑を終了し、採決に付しましたところ、中小企業指導法の一部を改正する法律案、及び商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決し、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案は多数をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

修正要旨は、監事の権限に關する改正規定につき、監事が直接主務大臣に意見を提出することができるようになるものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員修正)

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第二条のうち第九条に一項を加える改正規定中「總裁を通じて」を削る。

○副議長(田中伊三三君) 三案を一括して採決いたします。

日程第二及び第四の委員長の報告はいずれも可決、第三の委員長の報告は

修正であります。右三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三三君) 起立多数。よって、三案は委員長報告のとおり決しました。

日程第五 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第六 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(田中伊三三君) 日程第五、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案、日程第六、関税定率法等の一部を改正する法律案、日程第七、所得税法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○副議長(田中伊三三君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔山中貞則君登壇〕

○山中貞則君 ただいま議題となりました揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもな改正の内容は次のとおりであります。

まず第一に、今回政府は、実施後三年目に入っている総事業費二兆一千億円の現行道路整備五カ年計画を改定して、新たに三十九年度を初年度とする総事業費四兆一千億円の九五カ年計画を策定し、道路輸送需要の増大に対処いたそうとしておりますが、これに見合い、計画遂行に必要な特別会計の財源を確保充実にするため、一般財源の拡大投入のほかに、揮発油税の税率を一キロリットルにつき二千二百円引き上げて二万四千三百円にするとともに、地方道路税の税率を一キロリットルにつき四百円引き上げて四千四百円にいたしております。

第二に、現在、未納税で所定の場所に揮発油を移入した者は、移入した日から十日以内に所轄の税務署長までの移入申告書を提出することとなっておりますが、事務手続の簡素化をはかるため、税務署長の承認を受けた場合は、これを月末までにすることができるよう改めております。

なお、税率の引き上げに伴い、昭和三十九年四月一日現在において、製造場及び保税地域以外の場所合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対し、手持ち品課税を行なうことといたしております。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、開放経済に向かうわが国経済の最近における情勢の変化に対応する等のため、関税に関する世界の動向にも留意しつつ、関税定率法、関税暫定措置法及び関税法の一部についておおむね次のような改正を行なうとするものであります。

まず第一に、御承知のとおり、わが国の現行関税率表は昭和三十六年に全面改正を行ない、次いで貿易自由化の繰り上げ等に伴い、一昨年及び昨年の二回にわたり部分改正が行なわれて現在に至っているものであります。が、今回、さらにその後の経済情勢の変化等に伴い、関税率の調整を必要とする八十二品目について税率の引き上げまたは引き下げを行なうほか、従価税率から従量税率への切りかえ、従量税率選択税率への切りかえ、関税割当制度の廃止または採用等の措置を講ずることといたしております。

また、これらの品目のうち、鉛及び亜鉛については、その価格の安定に資するため、一定の安定価格帯を設け、この上限または下限をこえて実際の輸入価格が動くときには、従量税を自動的に増減させるいわゆるスライド関税制度を採用するほか、豚肉の国内卸売価格が、畜産物の価格安定等に関する法律に基づいて定められる安定上位価格をこえて騰貴している場合には、輸入される豚肉について、期間を指定して、安定上位価格を上回る価格に付いて関税の減免ができるようにするとともに、農薬用物品等の製造に使用される粗糖の関税については、一定の条件のもとに、一キログラムにつき二十

円の軽減税率を適用することといたしております。

なお、さきに申し上げました品目のほか、本年三月末に期限の到来する暫定税率適用品目のうち、バター、小麦、マンガン鉱等四十五品目については、現在の暫定税率をなお一年間延長し、除虫菊エキスを、発電機、ボイラー等二十一品目については、基本税率に戻すことといたしております。

第二に、国産原油の円滑な引き取りを確保するため、国産原油を引き取る石油精製業者に対しましては、割り高な国産原油の引き取りによる負担増加の補てん措置として、その者が輸入原油について納付した関税のうち、揮発油にかかるとるものを還付する制度を新設いたしております。

第三に、イラク、ナイジェリア等の国より、わが国からの輸出貨物の輸入と見返りにわが国に輸入を強く要請されていることにかんがみ、デーツシロップの製造に使用するナツメヤシの実並びに落花生油の製造に使用する落花生を新たに減免税の対象に加えております。

以上のほか、本年三月末に期限の到来する重要機械類等の暫定免税規定等の適用期限を一年延長するとともに、関税法の端数計算に関する規定を合理化の方向に改正する等、所要の規定の整備をはかっております。

以上が改正の概要であります。本案につきましても、田澤吉郎君外二十三名より修正案が提出されました。

修正案の内容は、国内果実生産者に対する影響を考慮し、原案において五〇％に引き下げられているバナナの関税率を、なお一年間現行どおり

七〇％の税率に据え置こうとするものであります。なお、この修正により、昭和三十九年度において約二十一億円の増収が見込まれております。

以上の二法律案及び修正案につきましては、慎重審議の後、去る十九日、質疑を終了し、各案を一括して討論に入りまして、日本社会党を代表して堀島雄君より、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案、並びに関税定率法等の一部を改正する法律案に反対の旨、民主社会党を代表して竹本孫一君より、揮発油税法及び地方道路税法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案に反対、関税定率法等の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、まず、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案は多数をもって原案のとおり可決されました。次に、関税定率法等の一部を改正する法律案につきましても、修正案は全会一致をもって、また修正部分を除く原案は多数をもって、それぞれ可決され、よって、本案は修正議決いたされました。なお、念のため本修正に対する政府の意見を聴取いたしましたところ、田中大蔵大臣より、やむを得ない旨の意見が述べられました。

最後に、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小所得者を中心としてその税負担の軽減をはかるとともに、あわせて税制の整備合理化を行なうとするものであります。おもな改正の内容は次の諸点であります。

引き上げて十二万円に、配偶者控除を五千円引き上げて十一万円にするほか、扶養控除のうち、五万円の控除額の対象となる年齢区分を、現在の十五歳以上から十三歳以上に引き下げ、その対象を拡大するとともに、十三歳未満の扶養控除額についても、現行より五千円引き上げて四万円としたしております。

また、専従者控除について、青色申告者の場合は二万五千円、白色申告者の場合は一万五千円、それぞれ現行より引き上げるとともに、給与所得控除についても、定額控除を一万円引き上げて二万円に、控除の限度額を二万円引き上げて十四万円にいたしております。

また、生命保険料控除については、支払い保険料の全額が控除される限度額を現在の一万五千円から二万円に、その控除の最高限度額を現在の三万二千五百円から三万五千円に、それぞれ引き上げるとともに、住宅または家財について支払った損害保険料について、新たに損害保険料控除制度を設け、その控除の限度額を、短期の火災保険の場合は二万円、長期の建物更生共済等の場合は五万円といたしております。

さらに、退職所得の特別控除額について、現在の在職期間の年齢区分を廃止して、一律に勤務年数一年につき五万円とすることにより、退職所得控除の一その充実をはかつております。

次に、譲渡所得の特別控除について、現在の十五万円の定額控除方式を免稅点方式を加味した方式に改め、所得三十万円までは全額を控除するほか、三十万円から四十五万円までの所得についての控除額を引き上げて優遇

する反面、短期保有の資産の譲渡による所得については、投機的行為を制限する意味において、半額課税等の方式から除外いたしております。

また、寄付金控除制度についても、控除対象限度額及び税額控除額を引き上げております。

以上のほか、勤労学生控除の対象となる勤労学生の要件、申告書の公示限度、芸能法人の受ける報酬または料金等についての所得税制を、実情に即するよう所要の改正を行なっております。

なお、本改正案につきましては、当初案のうち、別表第三、給与所得の所得税源泉徴収額表の数字中、一部に計算上の誤りがありましたため、政府よりこれを修正いたしました旨の申し出があり、去る十九日本院においてこれを承諾することに決しましたが、単なる事務上の誤りで、しかも大蔵省自体の再計算によつて未然にその措置がとられたといえ、三十九年度予算案自体は、歳入面の計算違いが論議される以前にすでに本院を通過しており、事務上の計算違いとして看過するにはあまりにも重大な問題といわねばなりません。大蔵大臣からも本委員会において遺憾の意を表明されましたが、事、大蔵省の事務能力に対する国民の信頼感にも悪影響を与えるおそれもあり、大蔵省当局の猛反省を望むとともに、今後かかる誤りの絶対に発生しないよう、電子計算機の取り扱い当事者の一そのの習熟をはかる等、万全の措置を講ぜられるよう、委員会としても強く要望しておきます。(拍手)

なお、本改正案による所得税の減収見込み額は、初年度において約六百四十九億円、平年度において約七百三十七億円とされております。

本案につきましては、中山税制調査会会長より参考人としての意見を聴取する等、慎重な審議を続けました。おもなる論議の内容は、三十九年度税制改正の基本的態度、租税負担率、自然増収と減税規模、税制調査会の答申と政府案との相違点、所得税の課税最低限、給与所得控除、配偶者控除、専従者控除、損害保険料控除、源泉徴収制度等でありましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

次いで、本案に対しては、金子一平君外二十三名より修正案が提出されました。

修正案の内容は、損害保険料控除のうち、長期の建物更生共済等の保険料について、最近における当該保険契約の状況並びに短期保険との権衡等に顧み、本制度の適用要件としての契約期間を、原案の十五年以上から十年以上に引き下げるとともに、その控除限度額を原案の五千円から一万円に引き上げようとするものであります。

なお、この修正による減収額は約二億円と見込まれますが、さきに御報告申し上げましたとおり、関稅定率法等の一部を改正する法律案中、バナナに対する五〇％の関稅率を七〇％に引き上げる旨の委員会修正がなされ、これにより約二十一億円の増収が見込まれますので、予算の執行上別段支障がないものと思ふされます。本修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取いたしましたところ、田中大蔵大臣より、この修正が農家の住宅対策の一環として行なわれるものであることを考慮す

るときは、やむを得ないものと考える旨の意見が述べられました。

かくして、本案並びに修正案につきましては、去る十九日、質疑を終了し、討論に入り、また、日本社会党を代表して平林剛君より原案に反対、自由民主党を代表して砂田重民君より修正案及び原案に賛成、民主社会党を代表して竹本孫一君より修正案に賛成、原案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。次いで、採決いたしましたところ、修正案は全会一致をもって、また、修正部分を除く原案は多数をもって、それぞれ可決され、よつて、本案は修正議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕
関稅定率法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
正
関稅定率法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第三条のうち、別表の改正に関する部分中「及び第七〇五号」を「、

別表第六の備考(一)の次の五號

別表第六の備考(三)

別表第六の備考(四)

第七〇五号及び第八〇一号に改め、「に改め、同表第八〇一号の稅率の欄中「七〇％」を「五〇％」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」を削る。

所得稅法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
所得稅法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十一条の七の次に一條を加える
改正に關する部分中「十五年」を「十年」に、「五千円」を「一万円」に、「三千円」を「八千円」に改める。
別表第六の備考(三)の次に(四)を加える。改正に關する部分中「五,000円」を「10,000円」に、「3,000円」を「8,000円」に改める。

附則第三条の表のうち第十一条の八第一項の項中「五千円」を「一万円」に、「三千八百円」を「七千五百円」に、「三千円」を「八千円」に、「二百三百円」を「六千円」に改める。
附則第三条の表のうち別表第六の備考(一)の項を次のように改める。

別表第六の備考(一)	この條の五號	所得稅法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
20,000円	18,800円	
10,000円	9,400円	
35,000円	34,400円	
10,000円	7,500円	
2,000円	1,500円	
8,000円	6,000円	

○副議長(田中伊三君) 三案のうち、日程第五及び第七の両案につき討論の通告があります。順次これを許します。日野吉夫君。

〔日野吉夫君登壇〕

○日野吉夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されまして揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論をいたさんとするものであります。(拍手)

御承知のとおり、本法草案の内容は、道路整備五カ年計画の改定に合わせて、ガソリン税の税率を一〇%引き上げようとするものであります。

私が本法草案に反対いたします第一の理由は、ガソリン税の引き上げは、物価抑制政策に逆行し、かえって政府みずから物価上昇ムードをおおる結果になるという点であります。

申すまでもなく、最近の諸物価の値上がりは異常なものがあつて、昭和三十五年以後急速に上がり始めまして、ごく最近におきまして、三十七年度六・七%、三十八年度実績見込み七・二%、三十九年度におきましても四・二%を見込まざるを得ない実情であり、低所得者階級の生活を著しく圧迫いたしておりますことは、本国会においでしは繰り返して指摘されてきたところであり、このような事態に對しては、ついに政府も、公共料金の値上げを一年間停止する方針をはじめ、物価抑制策に取り組みざるを得なかつたのであります。さらに、独占大企業製品の価格規制とあわせて、大衆必需物資の簡便税の引き下げを行なうことによつて、政府が進んで物価抑

制、値下げへの方向を強力に推進することが必要なのであります。

しかるに、政府は、これらの問題には目をおおひ、ついにガソリン税の引き上げなどにより物価上昇ムードに火をつける役柄をみずから果たそうとしてゐるのであります。ガソリン税及び地方税における揮発油引取税の増税は、トラック、バス、タクシーなどの公共料金ばかりでなく、ガソリン需要の大半を占めてゐる中小企業などの運送費の上昇に直接響くものであります。

これを契機として一般物価上昇を助長することは火を見るよりも明らかであります。(拍手) 一般物価の上昇を助長するに對して、政府みずからガソリンを注ぐものといわなければならぬのであります。(拍手) 一方で公共料金一年の値上げ停止をきめながら、一方では料金の値上げにはね返るガソリン税の引き上げを行なう政府の無定見、無方針は、これはまさにあきれざるを得ないのであります。

第二の理由といたしまして、今回のガソリン税の引き上げは、中小企業及び農業の経営者を著しく圧迫いたすものであります。経営を破局に導くものといわなければならぬのであります。口では幾ら中小企業や農業の近代化を唱えても、これでは偽善政策以外の何ものでもないと言わなければならぬのであります。(拍手)

わが國のガソリンの消費構成を見ますと、トラック、バス、タクシーなどの営業運送業者が一九%、官公需要が三・五%、残りの大部分は一般商店や中小企業者の自家用小型トラック、三輪車など、農家の農耕用機具などが使用してゐるものであります。しか

も、運送業者の大部分も中小企業者であることから考へるならば、低所得者に対する冷遇な増税といわなければならぬのであります。(拍手) さなきだに、景気調整過程における矛盾のしわ寄せを一身に浴びて経営困難をきわめてゐるとき、これに加えてガソリン税の値上げの追い打ちをかけられては、弱小な中小企業者はとうていその負担にたえられないところといわなければならぬのであります。(拍手)

さらに、政府は二千億減税のかけ声のもとに、ことしの税金が昨年より〇・七%高くなつたといふことでもあります。三十九年度の税は、国税、地方税合せて四兆四千二百三十一億円で、予想国民所得十九兆八千九百五十億円の二・二%に当るものであります。昨年の二・一%と比較するならば、まさに〇・七%の増税になる結果が出てまいつておるのであります。(拍手) 税調が二〇%前後と答申しているのも無視して、かかる不徹底、不公平な減税こそ、国民を納税への非協力者に追い込み、税の抜け道を考えさせてゐることは、國の前途に暗影を投げかけてゐるものといわざるを得ないのであります。よしんば、所得税、法人税などの直接税で少しばかりの減税があつても、ガソリン税の引き上げによつて減税分を帳消しにして逆に増税された結果になることは、政府の看板に偽りありと申さなければならぬのであります。(拍手)

ここで特に強調したい点は、農業関係に使用するガソリン税は、これをこの際全廃して、農業経営の育成と近代化促進を助長すべきであるといふことでもあります。目的税たるガソリン

税が農機にまで一律に高率課税されることは、いかなる観点からしても不合理といわなければならぬところであり、(拍手) 航空機や特殊化学工業にはこれまで一貫して免税措置をとつてゐるが、急速な近代化を必要とする農業用ガソリンに対しては相変らず高率課税を続けることは、施策の適正を欠くものであると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

反対理由の第三点は、税負担の現状から見て、基礎的物資に対する消費税としてすでに著しく高率であるといふことでもあります。

揮発油税は元來國の一般財源と考えられておりましたが、昭和二十九年目的税とされて以来、相次ぐ増徴によつて現在に至り、揮発油の小売り価格に對する消費税の負担は、関税をも含めて考へた場合、六〇・五%となつており、たばこの六五・一%に次ぐ高い税負担となつておるのであります。ガソリン税は、三十九年度において、税率一キロリットル当たり一万一千円から一万三千円に引き上げられて以来、毎年のように引き上げられて、現在では一キロリットル当たり二万六千円と、二倍以上にもなつてゐるのであります。これは諸外國と比べましても、アメリカの三二・四%は別といたしましても、決して低過ぎる水準ではありません。西歐諸國が流通税や消費税などの間接税中心の体系をとつてゐることと、さらに国民所得の高さを考へ合

わせますならば、実質的にはわが國の負担がはるかに高いといふことになつてゐるのであります。税調も、引き上げによつては、道路整備計画が一般財源によ

りまかない得る限度、及び税率引き上げが国民負担に及ぼす影響等を十分考慮しつつ慎重に検討すべきであると結論してゐるのも、この点に關してであります。

第四点は、無原則的な道路計画が狂つてきた結果、従来の長期計画を變更しなければならなくなり、そのしりぬぐいをガソリン税引き上げで行なうとする政府の態度についてでございます。

予算編成の過程において最大の問題は、新道路整備五カ年計画の改定であつたことは特徴的であります。この計画は、ガソリン税の増徴を条件として、現行二兆一千億から四兆一千億に改定せられたのであります。そのほか、港湾整備五カ年計画あるいは第五次公営住宅計画など、主要な公共企業の長期計画が相次いで改定されてゐるのであります。このように明年度予算において主要な長期計画が中途から相次いで改定されねばならなかつたことは、第一に、当初計画の未熟さであり、加えて、経済の無原則的高度成長が計画自体を非現実的なものにしたこととあります。道路計画においても、自動車の増加、交通量の地域的構成の変化など、計画が役に立たなくなつたからであるのであります。第二には、三十七年度から目立つた建設工事費の増額や地価の高騰であります。第三は、長期計画に確実な年次計画がないままに漫然と超過遂行を行つてきたためであり、そのために、予算がふくらんでも相当部分が単に食われ、あるいは予算が満額となつても残工事が生ずるということが明白になつた結果の改定であるのであります。これらは、計画自体のずさんさ、無責任さを

証明するだけでなく、政府が積極財政とオーバーローン政策をてこととして高度成長政策を推し進め、その破綻によるみずから招いた結果といわなければならぬのであります。これらの根本問題を解決することなく、いたずらにガソリン税の引き上げにそのしわ寄せを行ない、表面を刷塗しようとするような行き方では、再び同じ誤りを繰り返すにすぎないのでございます。

以上四点にわたり反対の理由を述べたのであります。最後に、特に強調したいのは、一つの政策の誤りは、単にその政策の誤りにとどまらず、各方面に連鎖反応を起こし、悪影響と悪循環を起して、次々と誤りを積み重ねていくことになるのであります。とりわけ、本法案は国民生活と密接な関係を持つ物価問題につながることであり、政府は一時の体面にこだわることなく、国家百年の大計を立てるため、いさぎよく本案を撤回されることを要求いたしまして、反対討論を終るものであります。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 金子一平君。

〔金子一平君登壇〕

○金子一平君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案につきまして、修正案並びに修正部分を除いた政府原案に対し、また、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案に対し、賛成討論を行なうとすることを申し上げます。(拍手)

まず、所得税法について賛成を理由を申し上げます。

申すまでもなく、税制は民生安定の根本につながる問題であります。した

がつて、さきの総選挙におきましても、わが党はいち早く国税、地方税を通じて二千億円の大幅減税を公約に掲げたのであります。今回の所得税法の改正は、この公約を完全に実施するため、税制改正の重要な一環として行なわれていることであります。すなわち、今回の税制改正は、国税、地方税を通じて平年度二千二百五十六億円、国税においては千三百七十六億円に及ぶ大幅な減税を実施せんとするものであります。その額は公約をはるかに上回るものがあるものであります。このうち所得税の減税は、平年度実に七百三十七億円に達するのであります。野党の諸君は、国税の自然増収六千八百二十六億円に比べて減税の規模が小さいと批判されるのであります。が、三十九年度の実質的増収財源は、国税の自然増収から前年度剰余金の減少分を差し引いた四千八百九十億円でありまして、これに対する減税の割合は一七・一%に当たっております。この割合は昭和三十一年度以降においての最高の割合であります。しかものみならず、今日の日本が直面する本格的な開放経済体制に備えて、公共投資の拡大、社会保障の拡充、文教及び科学技術の振興等々、産業並びに生活基盤の強化のために要する緊急な多額の歳出要請を満たしながらも、他方において、このような規模の減税を実施しうるとすることは、財源の許す限り最大の減税を行なったといつても過言ではなく、野党の諸君の批判は片手落ちの議論であり、当を得ていないといわざるを得ません。(拍手)これ賛成の第一の理由であります。

第二に、今回の改正は、国民生活の安定、向上をはかるために中小所得者、中小企業者を中心として大幅な所得負担の軽減をはかっていることでもあります。すなわち、基礎控除の引き上げによる減税は二百二十二億円、配偶者控除の引き上げによる減税は五十億円、扶養控除の引き上げによる減税は百二十九億円にのぼり、また、給与所得者に対しては、給与所得控除の引き上げにより二百二十六億円、事業所得者に対しては、専従者控除の引き上げにより三十二億円のそれぞれ減税を行なっております。この結果、課税最低限についてみると、たとえば、夫婦と子供三人の給与所得者の場合は、現在の四十二万八千円から四十八万五千円に引き上げられることになり、また、青色申告の事業所得者に対する減税は、年間所得七十万円の場合には二六・一%、五十万円の場合には六五・九%の負担の軽減となつております。この一例を見ても、今回の所得税の減税が給与所得者及び事業所得者にとって著しい負担の軽減をもたらす、民生の安定に資することとなるものがあることは明らかであります。

また、改正案は、その他の特別控除額についてもきわめて適切な引き上げ等を行なつておるのであります。すなわち、退職所得の場合の控除額の改正、生命保険料控除の引き上げ、あるいは損害保険料の控除制度の創設、譲渡所得の場合の定額控除制度の改正等々小額所得者の負担の軽減をはかっております。

これを要するに、今回の改正は、国民生活の安定とその向上を期するた

め、もっぱら中小所得者と中小企業者の負担の軽減をはかることに重点を置いたものでありまして、きわめて適切な妥当な措置であると確信するのであります。

なお、修正案につきましては、長期損害保険契約の大部分は農業協同組合が実施している建物更生共済でありまして、農家の住宅対策の一環としてまことに時宜を得た修正と認めるものであります。

以上申し述べました理由により、私は修正案並びに修正部分を除いた政府原案に対し全幅的な賛意を表するものであります。

次に、揮発油税法及び地方道路税法の改正案について申し述べます。

日本経済の最近の飛躍的な発展に伴い道路の整備をはかることは喫緊の急務であります。今回の改正案は、この財源を揮発油税及び地方道路税の税率引き上げに求めんとするものであります。これは現在の財政事情と税負担の現状に顧みずるとき、健全財政を貫く大方針を堅持する限り、まことにやむを得ない措置と考えられるのであります。野党の諸君は、この増税が直接物価に及ぼす影響について云々されておるのであります。けれども、従来の増税の経過から見ても、その影響はさまで大きくなるものではないと見られます。また、逆に道路整備の拡充が輸送コストの低下及び生産の向上をもたらすし、ひいては生産の向上によるコスト引き下げとなるというような、直接的な、あるいは間接的な利益も考えられます。あるいは間接的な利益も考えられます。この程度を引き上げはやむを得ないものと賛成をするものであります。

以上をもつて、私の討論を終わります。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 只松祐治君。

〔只松祐治君登壇〕

○只松祐治君 私は、日本社会党を代表し、全国の働く人々の願いを込めて所得税法の一部改正案に反対の討論を行ないます。(拍手)

自由民主党、池田政府は、口を開けば、国民経済の成長に見合つて減税を行なつてきたといひ、本年はさらに国税、地方税を合わせて平年度二千億に及ぶ画期的な大減税を行なつたと、喝りもの入りで宣伝を行なつています。はたしてそうでしょうか。私がノーと答える前に、国民がこぞノーと答えるでございましょう。税金は重くこそなれ、決して軽くなつてはいません。複雑で難解な税法、去る十九日本会議に再提案になつた所得税法の別表修正に見られますように、わが国最高の専門家をもつてしても算定困難な課税体系とその方式を利用して、善良な国民を欺くこれ以上のものはありません。すなわち、政府は、本年度の経済成長率を実質七%と低く見積もりながら、三兆二千五百五十億円と、前年比実質一五%をこす大規模な予算をつくり、その財源として六千八百億円という、戦後最大の自然増収といえは何か聞かぬといふよりですが、実は国民から大増税を強行しようとしてゐるのであります。当然のことですが、租税負担率ははね上がり、敗戦経済から脱し切れなかつた昭和二十八年度を除けば、最高の二二・三%という高い負担率となつています。これは、御存じのように、政府の任命した税制調査

会ですら、わが国の租税負担率は一〇〇%程度が適当であると述べたことを無視しているばかりでなく、わが党代表の質問に、戦前の二二、三〇%程度に引き戻すことに努力すると言明したことが全く相反するものであります。このように、租税負担率が増大の一途をたどり、ついに二二%をこしたことは、アメリカの極東戦略に奉仕する防衛費の増加、独占資本のための産業基盤強化の公共投資や、まさに倒れようとしておる朴かいらい政権のてこ入れのための対韓賠償など、平和と生活の向上を希求する国民に關係のない不急不用の費用が増大してきているためであり、われわれ国民の断じて容認することのできないものであります。

(拍手)

次に反対いたします理由は、所得の減税があまりにも過小であり、実質上の減税ではないということであり、すなわち、三十九年度の予算編成に際して政府が見込んだ租税の自然増収は六千八百億円をこえており、そのうち、所得税における自然増収は二千億円に達しております。それに対し、三十九年度税制改正による所得税の減税は、たった六百五十五億円にしかすぎません。これは大蔵省事務当局、税制調査会でも論議されていることでござい

ますが、最近の物価上昇はまことに急速かつ大幅なものであります。給与所得者は、今春の賃金闘争にも見られるように、必死になつて物価上昇のあとを追いかけていますが、その給与や賃金の名目的水準が物価上昇に追いついていくのはなかなか困難なことです。農家や中小商工業者のような事業

所得者の場合も同じでありまして、物価上昇によつてその経営は苦しくなり、名目所得水準を物価上昇に追いつかせるのに四苦八苦いたして、おりま

す。したがって、物価上昇を追いかけ、それに対して租税負担も上がるという悪循環が繰り返されているわけですから、政府は、物価の上昇を抑えるということが第一の責務となつてまいりますが、もしその上昇を完全に押え

ることができなければ、物価上昇に見合っただけ課税最低限を引き上げて、租税負担を調整することが緊要なこととなつてまいります。したがって、今回のような政府のいう減税、実は税の調整は当然の措置でありまして、ことさらに減税と呼ぶ必要はありません。減税とは、文字どおり国民の租税の負担を軽減することであり、

から、物価上昇に見合った税制の調整にとどまらず、さらに進んで真の減税措置を講じなければなりません。政府

の今回の税制の改正は、減税減税と口先で唱えながら、実際は所得税を中心

に税負担を重くしていく最も悪質なやり方であり、われわれは、かかるごま

かしの政策を国民とともにきびしく弾劾しなければなりません。

第三に反対をいたします理由は、今

回の改正は、所得税課税の原則に反し

ているからでございます。

申し上げるまでもなく、所得税課税

の大原則は、生計費には課税しないとい

うことであります。この見地から昭和

三十九年度所得税の改正を見るならば、夫婦二人に子供三人の標準世帯の

課税最低限は、四十二万八千四百七十

二円から、四十七万一千三百七十七円に引き上げられ、青色申告で四十二万、白色で三十六万四円となつておりますが、これでは、生計費に課税しないという原則が完全に見失われています。総理府統計局の全国都市世帯の消費支出調査によりますと、昭和三十七年度において、調査世帯人員数は四・二九人であつて、しかも年間を通ずる消費支出額が四十六万三千円に達しております。この世帯人員四・二九人を五人に引き直し、また、昭和三十七年度から三十八年度への物価上昇率約一四%を繰り込んで修正すれば、実に標準世帯の年間生計費は約六十一万二千円になります。これは政府統計局の家計調査の数字から導き出されておるものであります。政府は少なくとも六十万円まで課税最低限の引き上げに努力すべきであり、日本社会党が所得税課税最低限を六十万円に引き上げること主張いたしているのも、この理由からであります。改正案はこの当然の主張を全然無視いたしております。さらにわが党が反対する理由は、所得税がますます大衆課税の性格を強めてきていることにあります。最近、池田内閣の所得増徴政策の結果、所得の格差はいよいよ拡大してまいりました。したがって、それは当然に本来累進課税である所得税の課税対象から低所得層がだんだんに除外され、所得税納税人口が次第に減少して

くるのが自然の成り行きでございます。ところが、前に申し述べましたように、課税最低限が不当に低いために、年々所得税納税人口が激増してきています。三十九年度は税制改正によつてなお二千万人をこし、昭和三十

五年度の一千三百八十万人より約六

百万人、昭和三十九年度の一千九十七万

人の約二倍にも増大してきておりま

す。試験地獄をようやく終えて、やれ

やれと一息ついた学生の六一・四九%

は、今度はまた税金地獄にとりつかれ

ることになるのでございます。税額も

当然にふえて、三十五年度の三千四百

六十二億円から、三十九年度は七千七

百二十億円と、わずか五年間で倍以上

にもなつてまいります。納税者数も税

額もふえてなおかつ減税といふことは、

いかなる学説に基づくものでありま

しょうか。

さらに重要なことは、所得税納税人

口の激増といふことは、地方税、すな

わち住民税の所得割りへはね返つてく

ることでもあります。三十九年度の地方

財政計画を見ましても、政府は住民税

の自然増収を二千三百億円という過大

な額を見込んでおりますが、これこそ、

国税における所得税の増収と見合

いになつてゐることは明白でありま

す。したがって、政府は、国税及び

地方税を通じて、まず所得税の課税

最低限を大幅に引き上げて、所得税納

税人口を大きく減少させるという措置

をとることこそが最も大切なことであ

ります。

最後に反対する理由は、昨年度、税

て重く、特に中小所得者の負担が重

い、その軽減を勧告してまいつており

ますが、このように税調の答申さえ実

施されない結果、所得税は、重いだけ

ではなく、きわめて不公平になつてき

ております。租税負担の原則が激しく

侵され、事実上崩壊し去ろうとしてい

ることは憂慮にたえません。特に、勞

働者、農民、中小企業者などのいわゆ

る勤勞所得者に対する課税とその徴収

は、まことに峻厳苛烈なものでありま

すが、株式の配当や預金利子、有価証

券や不動産の投機的売買など、不勞性

所得に対してはたいへんにおおらかな

ものであります。たとえば、夫婦、子

供三人で年間五十万円の給与所得者

は、所得税、住民税を合わせて五千七

百三十二円、事業所得の青色申告者は

九千四百四十円であり、配当所得者

は、所得税は一銭もかからず、

わずかに住民税が三百円課せられるだ

けであります。同じく百万円の所得の

とき、給与所得者は、所得税、住民税

を合わせて八万七千二百二十一円、青

色申告者は十五万五千七百七十四円

であり、配当所得者はわずかに二千三百

十八円、利子所得者は四万八千七百五

十四円にすぎません。しかもこれらはす

べて分離課税であります。全く、腹

立たしきやうにも、嘆かわしさを覚える

のは私一人だけではないと思つてまい

は。ほとんどの国民は、この課税の実態に

目をふさがれて知りませんが、働かざ

る者や資産家にこれほど都合よく、額

に汗して働く善良な国民に限りなく重

いこの課税の実情を全国国民がほんとう

に知つたときに、いかなる事態が生起

するか、予測しがたいものがありま

す。

昭和三十三年三月二十四日 衆議院會議第十六号(その一) 漁業災害補償法案(内閣提出)についての赤城農林大臣の趣旨説明

四五〇

あやまちを改めるにはばかることはございません。政府は、すみやかにこの誤った税制を改め、近代税制の大原則である負担の公平と、所得の多い者、不労の者に累進的に課税する本来の税制に一日も早く立ち返ることを強く要望いたします。

なお、所得税法の改正にあたっては、当然に、生活困窮者や、所得税を納めることとできない二千万人をこす低所得者のために、間接税の大幅引き下げをあわせて考慮すべきであることを付言し、国民のだれもが求めてやまない真の税制の確立にまた各位もひとしく御賛同を賜わらんことをお願いして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) これにて討論は終局いたしました。

三案を一括して採決いたします。日程第五の委員長の報告は可決、第六及び第七の委員長の報告はいずれも修正であります。三案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。よって、三案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

漁業災害補償法案(内閣提出)及び漁業災害補償法案(角屋堅次郎君外十一名提出)の趣旨説明

○副議長(田中伊三次君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、漁業災害補償法案、及び角屋堅次郎君外十一名提出、漁業災害補償法案の趣旨の説明を順次求めます。農林大臣赤城宗徳君。

〔國務大臣(赤城宗徳君) 漁業災害補償法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。〕

漁業は、申すまでもなく、自然の影響を受けることの多い産業であります。特にわが国の漁業は、その大部分が沿岸漁業者等の経営基礎の脆弱な中小漁業者によって営まれており、これら大多数の漁業者の経営は、気象または海況の変化、漁業資源の変動等によって常に不安定な状況に置かれておるものであります。このため、従来から災害対策、金融対策等の諸施策が講ぜられてきておるものでありますが、これらの諸施策に加えて、漁業共済の事業による漁業災害補償の制度の確立が必要とされておるものであります。

政府といたしましては、昭和三十一年度から、漁業共済事業について試験実施調査を行なってきました。そして本制度の基礎研究調査、漁村に対する啓蒙普及、共済金の支払い財源の確保等について助成措置を講じてきました。この漁業共済事業に対する試験実施調査は、このたびこれを打ち切りまして、昨年施行されました沿岸漁業等振興法に規定している災害による損失の合理的な補てん等の具体的な施策の重要な一環として、ここに新しく漁業災害補償の制度を樹立することとしたのであります。

この法案において定めておる漁業災害補償の制度は、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象または不慮の事故によって受

けた損失を補てんするための必要な給付を行ない、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものであります。もとより、この制度は漁業者の十分な理解と自主的な努力が前提となつておるのでありますが、その健全かつ円滑な運営を確保するためには、漁業共済団体の支払い資金の確保、小規模な漁業者の共済掛け金の負担の軽減等の措置を講ずることが必要であります。この法案においては国がそれらの措置を講ずることを明らかにしておるのであります。

以上述べましたような漁業災害補償の制度の適切な実施により、中小漁業者の経営の近代化及び高度化等、漁業経営の発展をもたらす基礎的な条件の整備が期待し得るのでありますが、政府といたしましては、この制度とともに、これまで実施してまいりました構造改善事業、漁港整備事業、金融対策その他の漁業施策をさらに積極的に進めながら、沿岸漁業等の振興を総合的にはかつてないような所存であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、漁業共済団体の組織についてであります。すなわち、都道府県の段階において漁業共済組合を、全国段階において再共済機関たる漁業共済組合連合会を設け、いわゆる二段階制の組織とすることとしております。漁業共済組合は、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をその構成員とし、漁業協同組合系統組織の事業との相互連携を緊密にし、適正円滑な事業運営を確保することとしております。

また、漁業共済組合は、相互の危険分散をはかるため漁業共済組合連合会へ当然に加入することとしております。

第二は、漁業共済の事業についてであります。漁業共済組合は、その構成員たる漁業協同組合の組合員等のために、漁獲共済、養殖共済及び漁具共済の三種の漁業共済事業を行なうこととしております。

漁獲共済は、海況の変化、資源の変動その他の事項により中小漁業者の漁獲金額が減少した場合に、その損失について共済金を交付する事業としております。

養殖共済は、養殖業を営む者が養殖中の水産動植物または養殖の用に供する施設の流失、損壊等により受けた損害について共済金を交付する事業としております。

漁具共済は、中小漁業者が漁業の操業中に漁網等の損壊等により受けた損害について共済金を交付する事業としております。

以上の漁業共済事業につきまして、漁業共済組合と漁業者との間に共済契約が成立したときは、漁業共済組合連合会と漁業共済組合との間に当然に再共済契約が成立することとし、その危険の分散をはかることとしております。

第三は、漁業共済基金についてであります。以上申し述べましたように、漁業共済の事業は、まず都道府県の段階で、次に全国の段階で二重に危険の分散をはかり、その事業経営の安定を期しているものであります。共済金または再共済金の支払いが円滑に行なわれるために、政府、都道府県及び漁業共

済団体が出資する漁業共済基金を確立し、漁業共済団体に対する必要な資金の貸し付け、債務の保証等の業務を行なわしめることとしております。

第四は、国の助成についてであります。漁業災害補償の制度につきまして、漁業共済団体の人員費等基幹的な事務費について助成してまいる所存であります。特に共済掛け金につきましては、小規模な漁業者の掛け金負担の軽減のため、あわせて加入の奨励という見地から、純共済掛け金の一部を補助するものとしております。この共済掛け金の補助につきましては、特に規定を設け、本制度に対する国の助成の方針を明示いたしてあるのであります。

なお、この漁業災害補償の制度につきましては、政府は、今後における中小漁業者の漁業事情の推移と漁業共済の事業の実施の状況に応じて、共済掛け金率、共済責任の負担区分等に關して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定を特に設けております。これは、この法律によりますもって漁業共済団体の組織の整備と漁業共済への加入の確保をはかり、今後、漁業共済の事業の実績等に基づいて資料の蓄積とその分析に つとめ、漁業災害補償の制度について検討を加える趣旨でありまして、これらの検討の結果に基づき本制度をより一そう整備してまいりたいと存じます。

以上が、漁業災害補償法案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 提出者赤路友藏君。

昭和三十三年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その一) 漁業災害補償法案の趣旨説明に対する白濱仁吉君の質疑

四五二

漁業災害補償法案(内閣提出)及び
漁業災害補償法案(角屋堅次郎
君外十一名提出)の趣旨説明に
対する質疑

○副議長(田中伊三三君) ただいまの
趣旨の説明に対して質疑の通告があり
ます。順次これを許します。白濱仁吉
君。

〔白濱仁吉君登壇〕

○白濱仁吉君 私は、自由民主党を代
表して、ただいま農林大臣から趣旨説
明が行なわれました漁業災害補償法案
について、池田総理大臣をはじめ、赤
城農林大臣、田中大蔵大臣に対し、若
干の質疑を行なうとしますものであり
ます。

わが国の漁業は、漁獲高において世
界第一の地位を占め、国民に対する食
糧の確保はもとより、輸出水産物とし
て貴重な外貨を獲得する重要な産業で
あり、国民経済の高度成長の上に大き
く貢献している事実については、すで
に明らかなところであります。しかる
に、従来わが国の漁業に対する施策が
等閑に付されがちであつたこともまた
否定できないことであらうかと思ひの
であります。昨年の第四十三国会にお
いて、政府提案にかかる沿岸漁業等振
興法の制定を見て以来、国策の面にお
いても、ようやく漁業に対する認識が
改められた感があるのは、当然のこと
とは申せ、同慶の至りであります。

わが自由民主党が、昨年総選挙に
際し、沿岸漁業等振興法制定に引き続
き、漁業災害補償制度の本格実施を公
約したのでありますが、今回政府はこ
れを受けて、幾多の困難な諸条件を克
服して、ここに本法の提案を見たこと
は、池田総理大臣がしばしば言明され

た農林漁業に対する画期的施策の一環
として、心から敬意を表することと
も、関係各位の御努力に対して、深い
感謝をささげるものであります。

まず私は、池田総理大臣にお伺いを
いたします。

わが日本は、海洋国家として進まな
ければならない環境にあることは、申
し上げるまでもないことであります。
資源に恵まれないわが国が健全な発展
を遂げるためには、国策の重要な一つ
として漁業対策を忘れてならないこと
は、これまで申すまでもありません。

漁業生産物による外貨獲得は年間三億
ドル余、これをささえることは、また
沿岸の中小漁業があればこそでありま
す。したがって、これらの漁業を
常に天然条件や国際関係等に縛られ
て、不安定な希望のない状態に放置し
ては、将来わが国民生活もまた重大な
影響を受けるものと考えられるのであ
ります。たとえば、わが国よりはるかに
漁業依存度が低い英国においてすら、
海洋立国の立場から、漁業経営者
並びにその従事者に対して思い切った
国の助成を行なつて、漁業の経営維持
をはかっているのではありません。わが国
においても、あるいは食糧、あるいは
外貨、あるいは国際間の突発的変動
等、幾多の問題を勘案し、高い政治的
視野に立つて、従来の理解ある池田総
理大臣の漁業対策を一そう積極的に推
進することが必要であると思ひのであ
ります。御所信のほどを承りたいの
であります。

次に、法律案の内容を検討する場
合、若干の問題なしとしないので、以
下、農林大臣、大蔵大臣にそれぞれ御
質問申し上げます。

第一点は、法律案の題名と内容との
関連性についてであります。

確かに水産業における場合は、農業
における場合と異なり、この種制度に
は非常な困難性が伴ふことはただしも
容易に理解できるものではあります
が、法案の内容は率直に言つて農業災
害補償法と比較する場合かなり懸隔が
あると思ひのであります。すなわち、
本制度は漁業共済組合が行なう共済事
業と、同連合会が行なう再共済事業に
より、漁獲、養殖または漁具にかかる
損害に關し、必要な給付を行なうもの
としておりますが、対象とする漁業者
は、零細な沿岸漁業が中核となる関係
から、国が相当手厚い助成を行なうこ
とが必要であり、このことは、漁業政
策の見地からも、また本制度の健全な
発展を期する上からも、重要なこと
であると思ひるのであります。この
点に關し、不十分な点なしとしないの
であります。たとえば、ひとり団体が
行なう再共済事業にゆだねるにとどま
らず、団体が負担し得る共済責任部分
とこれをこえる部分とに区分し、共済
団体の負担し得る責任部分をこえる部
分については国が再保険を行なうこと
が、共済経営の安定を確保するために
は必要と考えられるところでありま
す。

かような点に關し、農林、大蔵両大
臣に御見解のほどを承りたいのであり
ます。

このことについては、従来試験実施
を行なつてきたといへ、基礎資料に
乏しい現在、直ちに制度として完ぺき
を期することは困難なことも理解され
ることではあります。近い将来におい
ては、農災法の例にならう、制度を充

実することが関係業界の切なる要望で
もあるわけであり、この点についても
御答弁をお願いいたします。

第二点は、共済掛け金及び事務費の
助成に關する点であります。

共済掛け金については、漁業者の負
担能力を十分勘案し、過重とならない
よう考慮すべきものと思ひのでありま
す。この点法案においても相当な配慮
がなされておることはわかりますが、
さきに述べた再保険事業と同様の趣旨
において、いわゆる異常危険部分につ
いては国が負担すべき道を開き、また
事務費についても国が積極的に助成措
置を講ずべきであると思ひるのであ
ります。農林大臣並びに大蔵大臣の御
所見を承りたいのであります。

第三点は、本制度の実施に關する点
であります。

漁業者の相互救済の精神を基調とす
る本制度はたとえ制度的には整備され
たものであつても、政府をはじめ地方
公共団体の十分なる援助並びに指導は
もとより、関係漁業者の真の理解と協
力が得られなければとうていその実効
は期待できず、制度の崩壊を招く危険
すらあるのであります。すなわち、従
来の試験実施において見られたこと
く、加入が一部地域あるいは少数の漁
業に片寄り、普遍的でなく、その上
加入者が少なく、危険分散の確保が期
し得られないことが懸念されるのであ
ります。この点特に留意すべきことは
もとより、共済掛け金収入と共済金支
払いとの時期的な食い違いを調整する
ための支払調整基金の造成につい
て、国及び関係団体の出資はもとよ
り、都道府県の協力を得て共済金の支
払いに不安がないようすべきであるこ

とが最も肝要であります。この点に關
しても農林大臣の御理解と御所信のほ
どを承りたいのであります。

以上、述べましたとおり、若干の不
満は残るとはして、この際、関係
業界は一致して政府案の成立を切望い
たしておるところであります。

つきましては、政府案が一日も早く
本院を通過できますよう議員各位の御
協力を特にお願ひいたしまして、私の
質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(池田勇人君) 白濱君の御
質問にお答え申し上げます。〕

わが国の漁業は、お話のとおり、そ
の漁獲高において、また魚の種類にお
いて世界第一でございます。しかも、
全世界の海洋に活躍いたしまして非常
な成績をあげ、われわれ国民の栄養源
であるたん白質の補給または外貨の獲
得に非常な貢献をしておるのでありま
す。したがって、政府といたしま
しては、漁業につきましてはお話のと
おり、従来にも増して積極的な方策を
とりたいと考えております。

まず、大企業につきましては、いわ
ゆる新漁場の確保あるいは国際漁場
においての各国との協調によりまして、
遠洋漁業を積極的に進めてまいります
が、御承知の生産性の低い零細漁業
あるいは経営が非常に困難な中小漁業
に対しましては、私はさきに沿岸漁業
振興法をつくりまして、いわゆる漁港
の修築とかあるいは水産技術の振興と
か、あるいは水産物の流通対策あるいは
金融等につきまして、いろいろ努力
してまいりました。零細企業の伸展を
はかつておりますが、今回新たに漁業
の災害に対しましての再生産を確保

はかつておりますが、今回新たに漁業
の災害に対しましての再生産を確保

し、そして経営の安定をはかるために、漁業災害補償法を提案いたしておるのであります。私は、沿岸漁業振興法とこの漁業災害補償法によりまして、これが十分な働きをいたしまして、わが国等中小企業の漁業の振興に努力いたしたいと考えております。

(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇〕

○国務大臣(赤城宗徳君) お答えいたします。

御承知のように、この漁業災害補償法は、従来の試験実施の実績に基づいて今度制度化いたすわけでございす。そこで、漁業災害補償法の題目と内容等につきまして、いささか内容が不十分でないか、こういうような御質問でございます。確かに漁業災害補償法と比較いたしますならば、御質問もありません。再保険という点におきまして違っておりますが、しかし、この実施の過程において検討していく、こういう意味におきまして、この法律の題名は農業と同じように漁業災害補償法と、こういうふうに題名をいたしましたわけであります。

そこで、第二には、共済団体の組織の整備、あるいは漁業共済の加入の確保をはかっていまして、その上におきまして、なお共済責任の負担区分、あるいは共済掛金率等につきまして、御質問の点を含めて所要の検討を続けていきたいと思います。

なお、再保険の問題でございますが、共済団体が支払う共済金または再共済金の基金が不足した場合の対策といたしましては、御説明申し上げましたように、資本金五億円の漁業共済基金を設けて、支払い基金の確保を

はかっておりますので、これで対処していきたい、こう考えております。現在の段階におきましては、国の再保険という制度は、この法律では持つておりませんけれども、さらに検討を加えていくつもりでございます。

なお、御承知のように、一定経営規模以下の漁業者に対する掛け金の補助等も考慮しております。また、事務費の一部に対しましては補助をする、こういう制度をもちまして、この法案を提出いたした次第でございますけれども、実施の過程におきまして、この題名に沿うような方向に一段と推進していきたい、こう考えております。

(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣(田中角榮君) 白濱さんの私に対する質問は、共済団体の負担し得る責任部分をこえる部分については、国の再保険を行なうことが必要であるという点、共済掛け金の異常危険部分について国が負担する方途を講ずべきであるという点が二点。第三番目は、事務費についても国が積極的に助成を行なうべしという御議論のようでございます。以上について申し上げます。

漁業災害補償制度は、わが国の漁業の実情と、これまでの漁業共済に関する試験実施の実績に基づきまして、その制度化をはかることにしたものであります。まずもって漁業共済団体の組織の整備と漁業共済への加入の確保をはかり、今後の事業の実施状況に応じまして共済責任の負担区分、共済掛け金率等につきまして、御質問の点を含めまして所要の検討を加え、その結果に基づいて整備をはかってまいるのであります。

存であります。しかし、本法案におきましては、国の再保険措置につきましては、昭和三十一年度以降行なうてまいりました試験実施の実績その他の資料からは、まだ通常災害、異常災害という区分ができないのであります。農業共済のような超過再保険の方式をとることができないという事情もあつたので、都道府県段階の共済団体が実施する共済事業を全国段階の連合会が再共済するという方式で実施すること

が適当だと考えられるので、特別会計の設置による国の再保険は行なわないことにいたしましたわけでございます。なお、共済団体が支払う共済金には、再共済金の資金が不足する場合の対策といたしまして、資本金五億円の漁業共済基金を設けて、支払い資金の確保をはかっておるのであります。

次に、農業共済の掛け金につきましては、経営規模が一定規模以下の加入者に対しまして、その経営規模等に応じまして、共済掛け金に対する国庫補助を行なうこととしたしておるわけでございます。

また、漁業団体の事務費につきましては、その一部について国庫補助を行なうこととしたしておるのでございすが、その経費の性質上、これを法律の規定に置かないこととした次第でございます。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○副議長(田中伊三君) 角屋堅次郎君。

〔角屋堅次郎君登壇〕

○角屋堅次郎君 私は、日本社会党を代表し、ただいま赤城農林大臣より趣旨説明のありました漁業災害補償法案

に対し、政府案の根本的な欠陥と問題点について、池田総理はじめ閣僚大臣に若干の質問を行なうとするものであります。(拍手)

言うまでもなく、漁業災害補償制度の完全な実施が漁業経営の安定と近代化のための重要な基本方策であることは、いまさら言をまたないところでありす。この意味で、農業共済事業が昭和三十一年十二月から試験実施が開始され、昨年十月の漁業共済制度研究会の答申を基礎に、今日ようやく本格実施の段階を迎えんとしているのではありませんが、農業災害補償法がすでに昭和二十二年十二月制定されたのに対比して、むしろおそきに失し、政府の沿岸漁業振興の批判は免れ得ざるどころであります。したがって、政府の漁業災害補償法案は、かかる意味の謙虚な反省の上に立つて、農業災害補償法に内容、予算ともまさるとも劣らない魅力ある共済制度たるべきことは、けだし当然のことでございます。しかるに、政府案は、多年にわたる関係漁業者の期待と要望を完全に裏切り、きわめて欠陥と問題点の多い内容であることは、まことに遺憾であります。

以下、ただいま趣旨説明のありましたわが党の漁業災害補償法案と対比しつつ、重点的にお尋ねいたします。まず第一は、政府案の内容でははたして漁業災害補償法案の名に値するかどうかという点についてであります。われわれの見解からすれば、漁業災害補償の制度は、その災害の態様から見て、農業共済と同様に、民間団体が自力でやれる限度を越える部分について国の再保険措置は当然必要であり、

国と民間団体の両々相まって初めて災害補償の名に値するものになると考えるのであります。しかるに、政府案は、第一条「目的」、第二条「漁業災害補償の制度」、第四条「漁業共済団体の目的」等からも明らかなように、何ら国の再保険措置を制度的に考えておらず、若干の掛け金補助のみで民間団体の自力に期待しているものであります。

政府は、何ゆえに今回の本格実施に踏み切るにあたり、国の再保険措置を断行し得なかつたのであるか。いたずらに水産日本を口にし、漁獲高における世界第一位を誇つても、当面、問題の多い沿岸漁業等の振興にどれだけの誠意を有するののか、はなはだ疑わざるを得ないのであります。(拍手)政府・自

民党は、昨年の秋の総選挙の際、漁業災害補償制度の確立を国民に公約したのであります。かかる片手落ちの内容では、明らかに公約違反ではないか、池田総理の率直なる御所信のほどを承りたいのであります。

この際、赤城農林大臣より、本法案作成過程における国の再保険措置の検討経過並びに附則第二条にいう検討条項の真意を端的にお答え願いたいのであります。この点で、わが党提議は、国の再保険措置を明確に規定し、所要の財政措置を積極的に講じておりますが、われわれの判断をもつてすれば、政府が国の再保険措置をちゅうちよするのには、本法案の漁業政策上における位置づけを正しく理解せず、漁業災害補償をできる限り安上がりな済ませようとする財政的配慮が先行しているのではないかと考えるのであります。この点、田中大蔵大臣より、国の再保険措置は今後必ず実現するという立場で財

政支出を予定しておるのであるかどうか、また、本法案の内容では、かの伊勢湾台風、チリ津波等の異常災害が相当広範囲に発生するような場合、漁業共済団体の運営はもろろん、漁業共済基金の資金量にも支障が生ずることが当然予想されますが、その場合の財政援助について、あわせ明確にお答え願いたいのであります。

第二は、国の助成措置についてであります。

わが党提案は、この点について、共済掛金等の国庫負担の条文を設け、共済掛金については、異常責任に対応する共済掛金は原則として全額国庫負担とし、通常責任に対応する共済掛金は力の弱い漁業者に厚く、力のある漁業者にはそれぞれ負担能力を勘案して国庫負担を行ない、また基幹事務費についても、先行投資の配座を加えて全額国庫負担としているのであります。しかるに、政府案では、国の助成として第九十五条に共済掛金の補助のみを規定し、しかもその助成措置は、農災制度をはるかに下回っているものであります。さらに、事務費の助成を法律案に明記せず、行政的に若干の助成をするのみであり、これではさきに述べた国の再保険措置の欠陥と相まって、政府の漁業災害補償制度の確立に対する熱意なしと断しても反論の余地がないと思つております。

(拍手) 政府は、口を開けば所得倍増計画の第二ラウンドとして、中小企業や農業等に革命的施策を講ずると常々称しながら、その内容がいかに空疎なものであるかは、最近の農政一つを見てもおのずから明らかであるところであります。

この際、赤城農林大臣並びに財政担当の田中大蔵大臣より、国の助成に關する具体的な内容と将来の方針について率直なる御見解を承りたいと思ひます。

なお、田中大蔵大臣より、漁業共済団体の税法上の恩恵措置について、他の災害補償制度を行なう同種のものより冷遇されているのはいかなる理由に基づくものであるか、あわせてお答え願ひたいのであります。

第三は、漁業共済事業の運営等について、主として赤城農林大臣並びに田中大蔵大臣に、数点お伺ひいたします。

第一点は、政府案に基づく今後の事業計画についてであります。

漁業災害補償法の究極の目標は、制度の対象となる漁業者が漏れなく加入することにより、危険分散による共済運営の安定はもろろん、逆選択やモラル・リスクの心配をなくすることにあります。その場合の事業規模はおおむね、漁獲共済千五百億円、養殖共済五百億円、漁具共済百億円と推定されております。それからすれば、現在の試験実施の実績は昭和三十八年二月末現在で契約金額七十一億円程度であり、いまだその緒についた段階にありま

す。政府は当面五カ年間の事業計画をいかに考へておられるか。わが党の法案を実現すれば、加入率は五年後に少なくとも八〇％はこえるものと確信しておるのであります。政府の構想を承りたいのであります。

第二点は、組合が行なう漁業共済事業の種類についてであります。この点について、政府案は、当面漁獲共済、養殖共済、漁具共済の三つを

対象として、ことにわれわれも賛成であります。しかしながら、今後総合的な運営を期するためには、漁船保険及び任意共済について検討を加え、特に任意共済はすみやかに本法の対象とすべきではないか、この点、政府の御所見を明らかにされたいのであります。

なお、その際、従来行なわれてきた試験実施、調査委託事業の取捨措置、特に試験実施に伴う赤字補てんの措置をいかにするのか、あわせてお答え願ひたいのであります。

第三点は、無事故戻し制の実施、不漁準備金の積み立て、損害評価会の設置について、簡潔にお尋ねいたします。

これらの点は、いずれもわが党案にあつて、政府案にない条項であります。が、無事故戻し制は、農業共済にあつて、なぜに漁業共済に採用できないのか。また不漁準備金の積み立ては、多年にわたる中小漁業者の強い要望であるにもかかわらず実現を見ないのはなぜか。さらに、損害評価会は、農業共済にあって、今回の政府案にないのは、今後加入の増加に伴う広範かつ多様な損害評価について、いかにして適正を期する所存であるのか。漁業災害補償制度の長期的な展望の上に立つて、誠意ある御回答をいただきたいのであります。

第四は、漁業災害補償制度の整備充実と他省の政策との関連についてであります。

第一点は、沿岸漁業者の頭痛の種である水質汚濁問題であります。最近の工業化、都市化に伴う水質汚濁が、下水道とその終末処理及び尿処理の立ちおくれと相まって、優良漁場を荒廃させ、沿岸漁業者に多大の犠

牲を与えていることは、まことに遺憾な事実であります。政府は、昭和三十三年に公共用水域の水質の保全に關する法律、及び工場排水等の規制に關する法律を制定以來、調査水域の選定、指定水域の指定を進めておりますが、実効は遅々としてあがらず、むしろ水質汚濁は拡大の傾向にあると考えるのであります。現在、関係漁業者の心配の種は、漁業災害補償制度が確立すれば、逆に水質汚濁防止がかえつてルーズに放置されはしないかということでありま

す。この点、水質汚濁防止の現状と将来の方針について、福田通産大臣の御決意のほどを承りたいのであります。

第二点は、労働政策との関連についてであります。

漁船船員の労働条件は、漁業の特殊性を考慮しても、なお改善すべき点の多いことは識者のつとに指摘するところでありま

す。漁業生産の不安定性を象徴する歩合給からの脱皮、有給休暇、長期契約、最低賃金制度の実施等、漁業労働条件の近代化と雇用の安定は、漁業災害補償制度の確立に伴う漁業経営の安定向上によつてさらに促進されなければなりません。この点、大橋労働大臣の率直なる御所見を承りたいのであります。

これを要するに、漁業災害補償法案を考へる場合、われわれの強く主張したい点は、漁業災害の態様から見て、国の再保険措置は必要不可欠の要件であり、名実ともに魅力ある共済制度として発展するためには、制度の対象となる漁業者の実態と能力に応じ、社会政策と産業政策とを調和しつつ、必要な法制的、財政的措置を先行投

資的意味も含めて積極的に講じ、特におくれたる沿岸漁業の振興に大きく寄与すべきであると確信するものであります。この際、総括的な本制度に対する基本方針について、特に池田総理より明確に承りたいのであります。

以上、私は、政府提出の漁業災害補償法案について、根本的欠陥と問題点を指摘し、われわれの見解も端的に表明いたしました。が、本法案の詳細については、いずれ委員会においても十分議論いたしたいと考えております。

いづれにせよ、政府案は、待望久しかりし関係漁業者からすれば、失望の念禁じがたく、農業災害補償法等と対比してみても、相当大幅な修正を必要とするものであります。もろろん、今日沿岸漁業等の振興と経営安定の道は、漁業災害補償法の整備をもつて終

わるわけではありません。当然、今後沿岸漁業の構造改善政策の強化、魚価安定対策、金融対策その他各般の漁業施策と相まって初めてその全きを期待されるのであります。

時まさに日韓交渉は、われわれの強い反対の主張にもかかわらず、いまや重大な段階を迎えんとしております。本日の池田・金会談はいかなる性格を持つものであるか、また、池田総理の本会議に対する基本的態度はいかなるものであるのか、日本漁業の将来に重大な影響を持つ死活の問題であるだけに、この際明確にされたいのであります。

私は、ここに、池田総理はじめ関係大臣が直接漁業者に訴へる気持ちをもつて、以上の諸点に対し、誠意ある御答弁をされますよう強く要望いたします。質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) 答へいたします。

政府は、さきに沿岸漁業振興法を制定いたしまして、沿岸漁業の振興に資しておるのをごいいますが、今回漁業災害補償法を提案いたしまして、漁業の再生産確保、また漁業企業の安定、これをはからうとしておるのであります。しこうして、御質問は、農業災害補償とこれとは一致しない、こういうお話でございますが、すでに御承知のごとく、農業災害と漁業災害とはその対象が非常に違つておられます。全魚類、また自然的条件に支配されるものが農業以上と私は考えておるのであります。しかも、また、金額その他の点につきましても、米、麦とは違ひます。そういう事情がございまして、われわれは過去六年間いわけの漁業災害につきましても試験をやつてきたのであります。しかし、いつまでも試験をやつていくわけにはいきません。できるだけ早く再生産確保のために漁業共済団体の組織整備、あるいは漁業共済への加入の確保等をはかりまして、とありあらずいわけの再生産と漁業の安定に資しようとしておるのでございします。農業災害とはその対象その他いろいろな点で違つておられます。今後十分研究をいたしまして、万全の措置を講じたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣(田中角榮君) 再保険制度を設けるつもりがあるかという御所見でございますが、先ほど白濱さんに申し上げたとおりでございます。現在のところ、国の再保険は行なわれないことになっていたとおります。しかし、今後

は、この事業の実施状況に応じまして、共済責任の負担区分等、御質問の点等を含めて所要の検討を加へ、その結果に基づいて整備をはかつてまいりたい、このように考えます。

それから第二は、政府の共済掛け金補助だけであつて、政府の財政負担が不十分であるというところでございします。御承知のとおり、農業共済と違ひまして、強制的加入は予定をいたしておらないものでございします。なお、この補助につきましては、漁船二十トン未満の漁業者に対して共済掛け金の二分の一とか、また、二十トン以上の階層につきましては、五十トン未満は三分の一、六十トン未満は四分の一というようにいたしまして、農業共済との均衡をはかつておるわけでございします。なお、漁業共済団体の事務費につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

第三点は、今後五カ年間の事業計画をどうするかというところでございします。本法案に予定をいたしております漁業共済事業は、新しい制度でございしますので、現在の段階において五カ年計画を予測することはきわめてむづかしい問題でございします。まづもつて漁業共済団体の組織の整備と加入の推進をはかつて、必要な財政措置につきましても、そのつど確保につとめてまいることになつたと思ひます。

それから、昭和三十一年度以降行なわれたい試験実施の赤字補てんに対するの具体策でございしますが、御承知のとおり、昭和三十一年度以降、毎年度、国庫債務負担行為によりまして、一定の限度を限つて補助金を交付することになつたとしておるわけでございします。

補助限度額をこえない部分に對しましては、このような処置によつて補てんをいたしておるわけでございします。

最後に、漁業者の経営安定に資するため不漁準備金制度等を設けるつもりはないかということでございますが、利益留保の準備金の設定を認めるという問題につきましては、他にも議論を誘発することになるわけでございまして、この意味におきましても適當でないといふふうに考えておるわけでございします。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇〕

○国務大臣(赤城宗徳君) 答へいたします。

政府提案のこの法律案は、御承知のように、昭和三十一年度から試験実施をしたその実績に基づいて法案を提出いたしたのでございします。でございしますので、非常に着実に、良心的に法案を出したといふことを御了解願ひたいと思ひます。そういう実績から見まして、まだ共済団体の組織の整備が十分ではございしません。あるいは、漁業共済の加入の確保をはかるのでございしますが、これも十分とは申せません。こういう段階において法律でございしますから、万全というわけにはもちろんいかないと思ひます。

そこで、お尋ねの国の再保険について、この法案の立案過程でどのような検討をしたかということでございますが、共済団体が支払う共済金または再共済金の資金が不足した場合、この場合には、漁業共済基金を設けてありますので、これによつて対処してまいることとしております。現在の段階におきましては、国の再保険制度が不可欠なものだとは考えておりません。しか

し、お尋ねのように、附則第二条で、検討するといふ規定が設けてあるが、その場合に再保険を行なうことも考えておるか、こういうお尋ねでございます。附則第二条の規定によりまして、共済掛け金率、共済責任の負担区分等に関する事項でありますけれども、国の再保険措置についても、必要に応じて検討の対象に含めてまいらることを考へております。しかし、国の再保険を実施するかどうかにつきましては、今後の事業の実施状況等に応じて検討すべき事項でありますので、現段階でそれをお答えするといふ段階ではございしません。

農業共済関係と相当違つておる、こういう御指摘もございましたが、漁業共済は、漁業が多種多様でありまして、おのずから農業共済と違ひますので、異なる方式をとらなくてはならない面もございしますけれども、できるだけそれと歩調を合わせるということが必要だと思ひます。そういう意味におきまして、共済掛け金に對する国の助成等が少くないではないかといふことでございしますけれども、小規模な漁業者の掛け金負担の軽減のためと、あわせて加入の奨励という見地から、共済掛け金の国庫補助なども計上いたしておる次第でございします。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇〕

○国務大臣(大橋武夫君) 漁業は自然的条件に制約される面が多く、労働環境も違つておりますので、一般産業と比べ労働面においても特殊性があり、労働関係の近代化が特におくれている点は、率直に言つて、否定できません。

ん。労働省といたしましては、労働管理の近代化のための努力を続け、また、労働基準法に基づく監督指導を強化いたしたいと思ひます。特に労働災害の防止は重要であります。労働基準法に基づく監督指導を強化しつつありますと同時に、五トン以上の漁船については労働保険の強制適用を実施しており、また、五トン未満のものにつきましても、近く全面適用を考へております。

漁業労働者の賃金問題につきましては、請負給制がとられることが多い現状であります。今後、最低賃金制についても特に検討いたしたいと思ひます。

〔国務大臣福田一君登壇〕

○国務大臣(福田一君) 答へをいたします。

水質汚濁を防止するため、公共用水域の水質の保全に関する法律に基づきまして指定された指定水域については、それぞれ水質基準が設定されておまして、当省としても、従来から、工場排水等の水質が水質基準に適合するよう、工場排水等の規制に関する法律を厳正に実施するとともに、その一そのの実効を期するため、水質汚濁防止設備に対する融資、水質汚濁防止設備の耐用年数の短縮、企業に対する技術指導等の助成措置の強化につとめ、さらには、関係試験研究機関を積極的に活用して、水質汚濁防止技術の研究、

開発、普及に努力してきたところであり、今後ともこれらの諸措置を一段と積極的に推進して、水質汚濁による公害の防止につとめてまいれる所存でございます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) これにて質疑は終了いたしました。

電気事業法案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(田中伊三次君) 次に、内閣提出、電気事業法案の趣旨の説明を求めます。通商産業大臣福田一君。

〔國務大臣(福田一君) 電気事業法案に對する説明〕

電気事業は、国民生活及び産業活動に欠くことができず、しかも、代替性の著しく乏しい基礎エネルギーを供給するものであり、国民経済の発展と密接不可分の関連を有するきわめて公益性の高い基幹産業であります。

近時、国民生活の高度化、近代化と産業活動の目ざましい進展に伴って、電力の需要は著しく伸長し、総エネルギー需要に占める電力の比重は非常に高まっております。これに伴い電気事業には、豊富、低廉、良質な電気を供給することによって、日本経済の成長をエネルギーの面からささぐることがなけりばならない重大な使命を課せられております。また、電気事業は、その生産する電力が直ちに消費され、この間に通常の商品のような在庫調整ができず、このため、常にピーク時の需要に応じ得るだけの設備を開発しておかねばなりません。一方、その送配電の技術的特質から重複

設備によるむだを排除する意味で、地域独占の産業になつております。

このような特質を持つ電気事業をして、前述の国家的要請に応じて、常に適正なる電気の供給を行なわせるためには、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、電気事業の健全な発達をはかることが必要であり、このためには、いわゆる公益事業規制の措置がとられねばなりません。世界各国においても、その方法において若干の相違はあれ、いずれも政府による法的な規制を行なつてゐる次第であります。さらに、電気はその物理的性質上、その取り扱いいかんによっては相当の危険を伴ふものでもあります。保安面から電気工作物の規制を必要といたします。

このような電気事業に関する法的規制は明治四十四年電気事業法が制定されて以来、事業規制、保安規制の両面にわたつて続けられてきたのであります。ところが、戦後、占領終了時に際する特殊事情のため、昭和二十七年にいわゆるボツダム勅令である旧公益事業令が失効し、一時的に無法律状態となり、これを救済するため、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律が制定され、これによつてすでに失効した旧公益事業令の規定の例によつて法規制を行ない、また、電気工作物に関しては、さらに昭和六年制定の旧電気事業法の規定の例によつて規制するといふ、法形式的には全く類例を見ない特異なものとなつております。しかも、その後十余年を経た今日に至つては、その内容においても目ざましい発展を

遂げた電気事業の実態に適合しない多くの点が生ずるに至つております。

すなわち、電力の供給は、かつての不均衡からくる混乱状態から脱却し、国民経済の発展の正常化とともに相当の供給予備力を持つまでに安定し、電気事業に對する要請も電気の量を確保することから、供給する電気の質を向上すること、あるいは電気の使用者に對するサービス改善することへと大きく変わつてきております。また、電気事業内部においても、発送電技術の著しい進歩に伴う設備の大容量化、新鋭大容量火力の開発による火主水従への転換、企業間における格差の発生などの変化が生じ、設備を広域的に運用する必要性が非常に高まつてきております。

このような電気事業の内外の情勢の変化に對して現状に適合するようその法制を整備する必要性が生じたのであります。政府といたしましては、現行法制が前に申し上げたとおり特異な法形式をとつてゐる關係上、その一部を改正することは立法技術的に非常に困難でありますので、現在の暫定的な法律を廃止し、新しい電気事業法を制定することが最も適切であると考へた次第であります。

なお、政府におきましては、電気事業法案の作成について昭和二十八年より検討を進めてまいつたのであります。戦前に統合した公私営の電気設備の復元問題をはじめとする諸般の事情のため成案を得て国会で御審議をお願いするまでに至らなかつたのであります。これらの問題もようやく解決しましたので、昭和三十七年五月に電気事

業法案策定に関する基本方針を検討するため、電気事業審議会を設置し、広く各界の有識者によつて一年半にわたる審議を行なつた結果、昨年十月にその答申を得たのであります。

政府といたしましては、その答申を尊重して事業許可、供給義務、料金規制、保安規制等の従来の法的規制に對し、第一には、企業経営の効率化と行政の合理化、簡素化の見地から事業規制及び保安規制を合理化するとともに、公益的立場から必要とされる監督権限を整備すること、第二には、設備の建設、運用における合理性の確保、企業間における格差の是正等の電気事業の課題を解決する方途として、広域運用を推進するとともに、これに關する国の監督権限を整備すること、第三には、電気の使用者の利益を保護し、サービス水準を向上させる規定を整備することの三つの見地を加味して、この電気事業法案を作成いたしましたのであります。

以上をもちまして、電気事業法案の趣旨の説明といたします。(拍手)

電気事業法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○副議長(田中伊三次君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。八木昇君。

〔八木昇君登壇〕

○八木昇君 私は、日本社会党を代表いたしまして、電気事業法案に對して若干の質問をいたす次第であります。時間の關係もございますので、問題を次の五点到しほつて、以下御質問申し上げます。

質問の第一点は、総合エネルギー政策の基本的なあり方に關してであります。

エネルギー産業は、すべての産業活動をささぐる基礎産業であり、また国民生活に深いつながりを持つ公益事業でもあり、本格的な開放経済への移行を控へまして、その対策はきわめて重要であります。しかるに、政府のエネルギー政策は、行き当たりばつたりでありまして、一貫性がありません。また総合性もなく、きわめて遺憾であります。石炭危機が深刻化したとき、政府は、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの合理化政策を強行してまいつたのでありますが、結果は、雇用の安定どころか、逆に若い労働力の激減と災害の激発をもたらした。企業はすでに破綻に瀕しておるのであります。一方、石油につきましては、一昨年石油業法の制定を見ましたが、これもエネルギー総合政策の観点から制定されたというのではありません。むしろ、石油の自由化対策として便法的につくられたものであります。増大するエネルギー需要に對して、総合性も計画性もなく、十分な役割りを果たしてないものであります。電力につきましても、電気事業法の制定が過去十年間にわたり強く叫ばれてきたにもかかわらず、今日まで放置され、計画的な開発、需給調整がなされないままに過ぎられてきたわけでありまして。

このように、政府の総合エネルギー政策の欠陥は、結局、石炭、石油、電力の三大エネルギー産業のそれぞれに大きな犠牲を背負わせており、それぞれが、おのれこそ最大の犠牲者だと

感じておるのであります。そうして相手方エネルギー部門に不信感を持つておるのであります。このことは、結果的には国民経済の発展に支障を来たし、また、公益性が強いがゆえに、国民生活へのしわ寄せを強めておるわけであります。

そこで、総合エネルギー対策の基本として、私は次のごとく考えるのであります。

第一には、エネルギー産業だけは、もはや私企業形態でやつていくのは無理ではないかということであり、また、この問題は、国家的利益を經營原則とする営利私企業というものは存在し得ないからであります。エネルギー産業は、私企業形態を脱却していくにはあまりにも公共性が強過ぎます。あまりにも国家資金への依存度が高過ぎます。そしてあまりにも産業経済に及ぼす影響が強過ぎるのであります。

第二には、国産エネルギーの優位性を確保すべきであるということであり、また、五千五百万トン体制と、石炭の場合申ししておりますが、五千五百万トン体制では、遠くから日本の総エネルギーの中で石炭はほんの片すみを占めるだけとなるのであります。安全保障の観点からも、国際収支の観点からも、石油一辺倒は危険であります。

第三には、価格の統一性を確立することであり、現在、三大エネルギーの価格は、それぞれのルートで相互に無関係にきめられております。これは国民経済の見地に立つて、同一の機関で統一された意思のもとにきめられるべきであります。

第四に、行政機構を統一すべきであります。石炭は通産省の石炭局、石油

は鉱山局であります。電力は公益事業局、原子力は科学技術庁に属してあります。互いになわ張り争つております。これでは一元的综合エネルギー行政ができるはずはないのであります。この際、動力省の設置を考えるべきであります。

過般の産業構造調査会総合エネルギー部会の報告は、これらの本質的な問題点を全く避けておるのであります。この際、以上申し上げました諸点についての池田総理大臣のお考えを承りたいわけであり、また、

質問の第二点は、本法案は電燈と九電力といういまの十社体制の是認の上立ち、広域運営の強化促進をうたつておるのでありますが、それはごまかしではないかということであり、また、

もともと、電気というものはたくわえのきかない特殊の商品であります。生産と同時に消費しなければなりません。しかも消費する側の需要は、地域により、シーズンにより、その日の時刻により、著しい高低がございます。

したがって、ピーク時の需要に応ずるために膨大な発電設備が必要であります。さらに加えて、膨大な送電、変電、配電設備を要します。同一地域に幾つかの会社の送配電線が入り組んで存在するといふような、そういうロスは絶対に許されないのであります。

したがって、電気事業は、一つの会社が出来る限り広範な地域を一手に受け持つて事業を営むことが最も合理的であるといふ、そういう本質的な特質を持つております。電気事業の九分割は、再編成をめぐり当時の国会が議論沸騰し、容易にまとまりをうけない状況に業を煮やしました当時のアメリカ

は、再編成をめぐり当時の国会が議論沸騰し、容易にまとまりをうけない状況に業を煮やしました当時のアメリカ

カ占領軍が、昭和二十五年、一片のボツダム勅令という強権によつて日本発送電を解体し強行したものであります。その後二年もたたないうちに小型日産といわれた電源開発公社を設立したと自他、九分割の矛盾を暴露したものであります。

矛盾の端的なものとして、電気料金金の地域差問題があります。もともと全国一本であった電気料金が、九分割以後、各電力会社別に料金体系も金額も異なるというところは、これは不合理です。電話料、鉄道運賃、郵便料金等もあつて、米も一般の商品さへも今日ではほとんど全国一本定価の時代に、こ

ういうようなことは私は許されないと。電力需給面の不合理な点については省略いたしますが、これらの矛盾を百も承知の政府は、広域運営の促進強化をうたい上げておられますが、これはごまかしであります。なぜかといへば、各電力会社が原価主義、独立採算制をとる営利私企業でありまして、以上、自分の会社が損をし、他社をもうけさせるような、そういう広域運営をやるはずはありせん。私企業間における広域運営は、すべてキブ・アンド・テイ

クであります。相互に利益になるケースに限られます。こういうことは、言われなくとも各社間で相互にやるのであります。広域運営のほんとうの目的は、その会社自身にとっては大いに損であることも、広域的な利益の立場からあえてこれを行なわせるというところにあるはずであります。しか

るに、通産省当局は、広域運営といつても、各社間の相互利益の限界内のことであつて、それ以上に出れば損失補償というわずかしい問題も出てくるからといって逃げておるのであります。

したがって、この電気事業法案にも、広域運営についてのきめ手となるような条文はありません。電気事業者の協同義務などというような手ぬるい条文があるだけであります。

政府が本気で広域運営をやる気ならば、条文を根本的に改正強化するか、しからずば、この際百尺竿頭一歩を進めて、電気事業の全国一社化に踏み切つてもらなければなりません。(拍手) イギリス、フランス、イタリアなど、いずれも電力は国有官営であります。これは電力の本質に由来するものであつて、決してイデオロギーの面からだけではないのであります。ましてや、所得増進政策の結果、産業構造上、国民生活上の地域格差が拡大しつつあるのが国の現状で、電力会社相互間の企業格差は、ますます広まりこそすれ、これが縮まる要素は一つもありません。

こういふ状況のもとで、電気料金格差問題を今後どのように処理されるおつもりであるのか、あるいは広域運営の具体的推進についていかなる確信をお持ちであるのか、これらの点について総理の所信を伺いたいわけであり

ます。質問の第三点は、時間もありませんから簡単に内容を申し上げますが、電気事業審議会についてであります。今回設置されます審議会は、具体的に何を審議させるのか明らかでありませんが、私は、ともかくこれをもつと権威あるものとして、電源開発、電力供給、施設、資金、料金問題等はもちろ

ろ、電気事業の体制そのものをも検討できるものとし、大臣の諮問に答えるだけでなく、積極的に建議することのできるものとすべきであると考えるのであります。発電施設は、昭和四十一年までに実に千二百キロワットもこれからふえます。そのほとんどが火力建設であります。電力の量的、質的変動は実に激しいものがありまして、誤りなくこれらに対処するための権威ある審議機関の常設が望まれるのであります。この点についての通産大臣の見解を承りたいのであります。

質問の第四点は、電気供給規程や電気料金の認可制度についてであります。この点については、従来の聴聞会を公聴会に名前を変えただけです。聴聞会というものは、世間ではこう言つておられます。「聞くもんかい」というあだ名があるのであります。単なる形式であります。結局は電気事業者の申請がほとんどそのまま通産大臣によって認可されてきたということは、これは実際の事実であります。この際、特に電気料金の決定制度に改め、鉄道運賃のごとく、これを国会承認事項とするお考えはないか、通産大臣からお答えいただきたいのであります。

最後に、河野建設大臣と宮澤経済企画庁長官にお伺いをいたします。一昨年の八月二十四日の閣議におきまして、両大臣は電力問題について発言をされたのであります。当時、これは大きく各社の新聞で報道をされたのであります。翌日の日経新聞の見出しには、こう書いてあります。「電力再々編成せよ 河野建設相、閣議で発言」とあります。また、河野発言に

対できるものとし、大臣の諮問に答えるだけでなく、積極的に建議することのできるものとすべきであると考えるのであります。発電施設は、昭和四十一年までに実に千二百キロワットもこれからふえます。そのほとんどが火力建設であります。電力の量的、質的変動は実に激しいものがありまして、誤りなくこれらに対処するための権威ある審議機関の常設が望まれるのであります。この点についての通産大臣の見解を承りたいのであります。

質問の第四点は、電気供給規程や電気料金の認可制度についてであります。この点については、従来の聴聞会を公聴会に名前を変えただけです。聴聞会というものは、世間ではこう言つておられます。「聞くもんかい」というあだ名があるのであります。単なる形式であります。結局は電気事業者の申請がほとんどそのまま通産大臣によって認可されてきたということは、これは実際の事実であります。この際、特に電気料金の決定制度に改め、鉄道運賃のごとく、これを国会承認事項とするお考えはないか、通産大臣からお答えいただきたいのであります。

昭和三十三年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その一) 電気事業法案の趣旨説明に対する八木昇君の質疑

四五八

賛意、東北電力料金値上げは一時しのぎ、宮澤長官談とも書いてあります。記事の中身は次のようになっており、河野建設相が次のように発言した。「各地域別の電力会社で需給、料金がまちまちなのは国策上好ましくない。これでは企業は長期的な見通しをもつて各地に進出できない。新産業都市の指定に先だつて電力の基本政策を確立する必要がある。各電力会社間の広域的運営を強化するだけではなく、根本的な電力再編成を行なうべきだ。いまは電力業界のワケ内で電力問題を考える時代ではない」と、こう書いてあるのであります。このとおりだと私は思うのであります。これに関連して藤田自治相は、九電力体制は占領時代のなごりであり、非能率であると述べておられる。引き続いて、宮澤長官も原則的に賛成したと書いてある。福田通産相は、重大問題であるので、よく検討したいと述べた云々というのが、当時の新聞記事であります。しかるに、いまや、今回はそれから一年何カ月かしかたつておられないのに、閣議をするすると大した議論もなく通つたようでありまして、九分割体制を将来にわたつて固定化するといふのが、この電気事業法案であります。こういう法案が、いまここに提案されておるのであります。私はまことに奇怪千万と考えるのであります。この際、両大臣から心境激変の理由を伺いたい。(拍手)

て、いまの福田通産大臣は、当時の松永案、すなわち九分割案反対の急先鋒として大いに活躍せられたことは、私も関係者は、それから十数年たつておるけれども、決してまだ忘れてはおられないのであります。私あたりも当時非常にその活躍ぶりをたよりにしておつたのであります。いまここに当時と全く逆の提案をしておられるが、明確なる、納得のいく説明を承りたい。

以上が私の質問でありますけれども、焦点をそらすに、的確に御答弁をいただくようにお願いいたします。質問を終わる次第であります。(拍手)

〔発言する者あり〕
〔国務大臣(池田勇人君) 答へをいたします。〕

エネルギー政策の基本は、国民経済の発展をささえるために、低廉にして安定的であり、しかも、国際収支あるいは雇用問題を考へて行なわなければならないことは当然であるのであります。したがって、電力事業の経営体系につきましても、われわれは、米仏伊等もさることありますが、やはりわが国の歴史的背景を考へていかなければなりません。私は、私企業形態の長所を生かしつつ合理化していくことが適当であると考へておるのであります。

また、電力事業に対します行政機構につきましても、私は、一つの行政機構で、電力その他石炭あるいは原子力等を全部やっていくというものは、いかなるものかと考へております。この問題につきましても、臨時行政調査会につきましても、ただいま検討を加えていただいておりますのであります。また、料金の格差につきましても、私はお考へには賛成できないのでございまして。今後は火力中心のものになつてまいりますので、発電コストも大体地域差がなくなつてくる、また、広域運営を改善することになつていけば、料金格差はだんだん少なくなつていくことを私は確信いたしておりますのであります。(拍手)

〔発言する者あり〕
〔国務大臣(福田一君) 答へをいたします。〕

総合エネルギー政策の基本は、国民経済の発展をささえるエネルギーを低廉かつ安定的に供給することであり、経済の最も合理的な運営をささえるため、消費者の自由選択をたてまとしておるが、各種のエネルギーにはそれぞれの問題を持ち、また、長期的観点からエネルギー相互間の調整も必要であります。これについては、昨年末、通商産業省の産業構造調査会総合エネルギー部会から答申を得ており、現在その答申を尊重して施策につとめております。

まず、国産エネルギーの大宗である石炭については、出炭規模五千五百万トンを見込み、あらゆる合理化政策を推進しており、石油については、輸入先を多様化し、また、わが国の石油精製業の自主性を確保するための施策に重点を置いております。電力のピーク需要時に見合うための水力開発、将来の有望なエネルギーとしての原子力の計画的開発等も重要な政策であります。エネルギー相互間については、石炭と他のエネルギー源とをいかに調整するかという点に当面の問題があり、また、第二次エネルギーである電力、ガス等については、総合エネルギー政策の見地から石炭政策を協力せしめ、また、それ自身の安定供給をはかるため、一次エネルギー源を多様化するよう指導しております。特に、昭和三十一年度から電源開発公社に石炭火力を建設せしめておるのであります。なお、過渡的措置といたしましては、当面の石炭需要を確保するため、電力、鉄鋼その他の産業に対し諸般の施策を講じている次第であります。

また、エネルギー産業を営利的私企業にまかせるのは無理ではないかという点でございしますが、エネルギー産業の企業形態については、基本的には、経済合理性に立脚いたしまして、能率的に国民経済の基本的原動力を供給するためには、どのような企業形態が適しているかということが問題であり、また、諸外国においても、その国の地域的、社会的特殊事情または歴史的背景によつて種々の形態がとられておりますが、わが国の場合、現在の客観的環境及び過去における経験からいって、国営等の形をとるよりも、私企業の場合、競争原理に立つて合理化をはかることが、むしろこの目的に適合しているものかと考へております。今日までそれぞれの私企業がエネルギー供給の使命に果たしてきた役割りもそれ相応に評価されるべきであります。したがつて、いまのところ、企業形態を變更しなければならぬ積極的な理由は見当りません。

次に、国産エネルギーの優位性について御質問でございますが、これについては、われわれは、安定供給の見地から、優先的なたてまえで施策を講じております。

また、エネルギー産業の行政機構の一元化に關しての御質問でございますが、いまのところ、木炭とまきについて農林省が、原子燃料の製錬部門だけで科学技術庁が分轄いたしておるのでございまして、その他の分は全部通産省が所管をいたしております。そうして総合エネルギー政策を円満に遂行するようわれわれは努力いたしておるものでございまして。

次に、九分割体制から生ずる広域運営の問題と電気料金についての御質問でございますが、電気事業は、最も合理的かつ能率的な経営を行なつて、豊富低廉、良質な電気を供給するという使命を持つております。現行の九電力体制は、企業間の格差など若干の問題はありましても、過去十年間に膨大な電源開発を行なつておられて、今日の安定した供給状態をつくり上げており、電気料金も国際的に見てむしろ安いものに属しておるのであります。したがつて、直ちにこの企業体制について變更しなければならぬ積極的理由は、われわれは考へておりません。しかしながら、最近電力設備が次第に大型化してきまして、発電設備をより合理的に運用させるなどの必要性から、九社間の協調を強化し、電源開発公社を加えて十社で最も合理的な電気事業の運営をしようというのが、広域運営であります。この広域運営によつて、問題の九社間の企業格差はかなりの程度まで緩和されると思われまします。しかし、この広域運営にも、私企業体制を前提とする以上、個々の企業の採

算を全く無視することは困難であります。この意味において、広域運営を強化することは、企業格差を是正する一つの手段であります。万能業ではないと考えておりますが、現在よりは大きく前進したのでございまして、電気事業のあり方は、これによって電気事業運営自体が円滑化されるものと考えております。

また、電力会社間の料金格差は、九分割が行なわれましたときは、北陸電力と中部電力とは、北陸電力に對しまして二・二倍だったのです。ところが、今日は北陸電力と一番高い九州電力との差が一・五倍になっております。今後だんだんと火力が増加いたしますので、ますますこの電力の料金格差は是正されると思ひます。

次に、電気事業審議会を諮問の機関でなくて、建議することにしたかどうかというお話でございしますが、ごもつともな御意見でございしますから、取り入れたいと存じます。

なお、電気料金決定の制度について、公聴会を開くことになっておるが、これはどういうことにするのか、こういうことでございしますが、われわれは、この名前を、聴聞会というのでやつておりましたが、今度は公聴会というのでやることにいたしてあります。

なお、御案内のように、電気事業は民間事業でございしますから、したがって、この電気料金を国会で承認することとは適當でないと考えております。しかし、電気事業の公益性というものを考えてみますと、その認可の基準については法律において明定することが必要であると考えて、そのように処置を

いたしておるのであります。

なお、私が電力再編成のときにたいへん反対をいたしました、こういうことでありますが、仰せのとおりであります。しかしながら、その当時の事情と今日は事情が変わつておりまして、今日はすでに九分割されて、先ほど申し上げたように相當な効率をあげております。そうして、ここでさらにこの九分割したものを一社化する、あるいは電売を入れて一社化をするということ、これはたして電気事業全体に有利であるか、また産業経営上有利であるか、分割したものと一緒にしますと、なかなかこれが一社化するまでにはいろいろな問題が出てきてまして、そういう問題もあり、広域運営を徹底すればその目的は十分に達し得るという考えに立つて私たちはこの法案を提案した次第であります。(拍手)

【國務大臣河野一郎君登壇】
事業法案は、旧来の電気事業に関する規制の方法を、時代に即した合理的な形に改めようとするものであり、私といたしましては、このような立法の趣旨から見まして異論はないので、了承いたしました。いわゆる電力再々編成の問題につきましては、非常に重大な問題でもあり、私はこの趣旨は何とか貫きたいと考えておりますけれども、いま申し上げましたように、非常に重要な問題でございしますので、別途慎重に研究いたしたい所存でございします。(拍手)

【國務大臣河野一郎君登壇】
事業法案は、旧来の電気事業に関する規制の方法を、時代に即した合理的な形に改めようとするものであり、私といたしましては、このような立法の趣旨から見まして異論はないので、了承いたしました。いわゆる電力再々編成の問題につきましては、非常に重大な問題でもあり、私はこの趣旨は何とか貫きたいと考えておりますけれども、いま申し上げましたように、非常に重要な問題でございしますので、別途慎重に研究いたしたい所存でございします。(拍手)

【國務大臣(宮澤喜一君) 東北電力の値上げがございしました後に、世論の刺激もあり、また一部に人事の異動などがございまして、東京電力と東北電力との間で、只見川の電力の利用をめぐる緊密な協力関係が打ち立てられることになりました。いわゆる広域運営が理想的に行なわれるようになりまして、その結果、両社とも電力の需給関係が非常に好転をいたしました。また開発資金も、特に東京側で相當の節約になりまして、今日両社とも経理は顯著によくなつております。この両社に関する限り、私は現在の状態が満足なものだと思ひております。(拍手)

【副議長(田中伊三次君) これにて質疑は終了いたしました。

【副議長(田中伊三次君) 本日は、これにて散会いたします。
午後六時九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	池田 勇人君
外務大臣	大平 正芳君
大蔵大臣	田中 角榮君
農林大臣	赤城 宗徳君
通商産業大臣	福田 一 君
労働大臣	大橋 武夫君
建設大臣	河野 一郎君
國務大臣	宮澤 喜一君
出席府委員	
内閣法制局長官	林 修三君
經濟企画庁 調整局長	高島 節男君

厚生政務次官 砂原 格君
通商産業省公 益事業局長 宮本 惇君
運輸政務次官 田邊 國男君

○朗読を省略した議長長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る十九日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
千九百六十二年の國際小麦協定の締結について承認を求めるの件
(議決通知)

一、去る十九日、本院は鉄道建設審議会委員に鈴木清孝君、根津嘉一郎君、稻山嘉寛君、佐々部曉雄君、西村健次郎君、柳澤珠雄君、今野源八郎君及び加藤國男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十九日、本院は社会保険審査会委員に小田原登志郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
(政府委員退任)

一、去る二十一日、池田内閣総理大臣から船田義長宛、去る十九日付をもつて外務省条約局長中川融は特命全權大使に任命され、また同日付をもつて總理府統計局長小田原登志郎は退職したので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。
(報告書受領)

一、昨二十三日、鈴木国立国会図書館長から船田義長宛、昭和三十一年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

島村 一郎君

安藤 覺君

地方行政委員

登坂重次郎君

重盛 寿治君

藤枝 泉介君

加藤 清二君

大蔵委員

宇都宮徳馬君

小川 平二君

押谷 富三君

藤枝 泉介君

西岡 武夫君

森下 元晴君

予算委員

安藤 覺君

加藤 清二君

重盛 寿治君

島村 一郎君

地方行政委員

藤枝 泉介君

加藤 清二君

重盛 寿治君

登坂重次郎君

宇都宮徳馬君

小川 平二君

押谷 富三君

予算委員

島村 一郎君

重盛 寿治君

加藤 清二君

安藤 覺君

(特別委員辞任)

一、去る十九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員

細田 吉蔵君

河野 正君

森山 欽司君

石野 久男君

昭和三十三年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その一) 朗読を省略した議長の報告

(特別委員補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員

森山 欽司君 石野 久男君
細田 吉藏君 河野 正君

(議案提出)

一、去る十九日、議員から提出した議案は次の通りである。

学校給食法の一部を改正する法律案
(二宮武夫君外二十名提出)

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十名提出)

漁業災害補償法案(角屋堅次郎君外十一名提出)

(議案受領)

一、去る十九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

道路交通法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

産炭地域における公立の小中学校及び

中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

商法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案

道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案

(議案付託)

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。

重度精神薄弱児扶養手当法案(内閣提出第一二二号)

社会労働委員会 付託

一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(藤田藤太郎君外三名提出、参法第一〇号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る十九日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)(予)

地方行政委員会 付託

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。

学校給食法の一部を改正する法律案

(二宮武夫君外二十名提出、衆法第三三三三号) 文教委員会 付託

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十名提出、衆法第三四四号)

農林水産委員会 付託

一、去る二十一日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

産炭地域における公立の小中学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案(米田勲君外四名提出、参法第一一五号)(予) 文教委員会 付託

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三九号)(予)

法務委員会 付託

一、昨二十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案(内閣提出第一四〇号)(予)

大蔵委員会 付託

道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案

律案(内閣提出第一四一号)(予)

運輸委員会 付託

(議案送付)

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作農業改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

日本観光協会法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めるの件

とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案

国事行為の臨時代行に関する法律案

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

学校給食法の一部を改正する法律案(二宮武夫君外二十名提出)

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十名提出)

(衆約通知)

一、去る十九日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。
千九百六十二年の國際小麦協定の締結について承認を求めるの件

(議案修正承諾及び通知)

一、去る十九日、本院は次の件を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

所得税法の一部を改正する法律案中
修正の件

(緊急質問提出)

一、今二十四日、提出した緊急質問は次の通りである。

公定歩合引上げに関する緊急質問
(小松幹君提出)

昭和三十九年三月二十四日 衆議院会議録第十六号(その二)

昭和三十三年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二)

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案 四六四

第十九条中「及第二十五号」を「第二十五号及第三十一号」に改め、同条に次の一号を加える。

三十一 日本中小企業指導センターガ中小企業指導法第二十六条第一項第一号又ハ第三号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

理由

中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るため、日本中小企業指導センターの業務の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年二月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

(中小企業信用保険法の一部改正) 第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「債務のうち当該期間の満了の時までに弁済期(手形の割引の場合には、手形の満期)の到来するものを」を「債務」に、「二十万円」を「三十万円」に、「五十万円」を「百万円」に、「七百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「五十万円」を「百万円」に改める。

円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「五十万円」を「百万円」に改める。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)

第二条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 政府は、第二十二条第二項の融資基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができ

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができ

第二十二條第二項中「五十八億円」の下に、「同条第二項の規定による政府の出資金」を加える。

第二十三條第一項中「資本金の額」を「資本金の額と同条第二項の規定による政府の出資金の額との合計額」に改め、同条第四項中「第四条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

附則 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由

中小企業者に対する金融の円滑化に資するため、中小企業信用保険の付保限度額を引き上げ、及び中小企業信用保険の対象となる特殊保証の範囲を拡大するとともに、中小企業信用保険公庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年二月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 商工組合中央金庫ノ資本金ハ政府ノ出資金七十七億二百十萬圓及政府以外ノ者ノ出資金ノ合計額トス

商工組合中央金庫ハ總會ノ決議ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ資本金ヲ増加スルコトヲ得 政府ハ前項ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為算ノ範囲内ニ於テ商工

組合中央金庫ニ出資スルコトヲ得 第六條ノ二から第六條ノ七までを削る。

第七條第一項の次に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ノ出資一口ノ金額ハ百圓トス

第八條第一項から第三項までを削る。

第八條ノ二から第八條ノ七までを削る。

第二十六條第二項中「五年」を「四年」に改める。

第二十八條第一項第五号中「内國為替業務」を「為替取引」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 前号ニ掲グル者若ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ有価証券、貴金屬其ノ他ノ物品ノ保護預リヲ為シ又ハ所屬團體若ハ其ノ構成員ノ為ニ有価証券、商工債券ヲ除クノ委託売買ヲ為スコト

第二十八條第四項中「非訟事件手続法第八十七條第二項第十号及第八十九條第六号」を「商業登記法第八十條第十号及第八十二條第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ハ外國為替及外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

第二十八條ノ二中「輸出ニ関シ」を削リ、「構成員」の下に「輸出ノ振興又ハ事業ノ合理化ヲ図リ其ノ」を加える。

第二十八條ノ四中「公共団体」の下に「其ノ他營利ヲ目的トセザル法人」を加える。

附則 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の理事長又は理事である者の任期については、改正後の第二十六條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

中小企業に対する金融の現状にかんがみ、商工組合中央金庫の業務の範囲を拡大するとともに、同金庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年一月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律

(揮発油税法の一部改正) 第一条 揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第九條中「二萬二千百圓」を「二萬四千三百圓」に改める。

第十四條第七項中「その移入をした日から十日以内」を削り、「所轄税關長」の下に「以下この項において同じ。」を加え、「提出し」を「に、その移入をした日から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の

承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日までに提出しに改める。

(地方道路税法の一部改正)

第二条 地方道路税法(昭和三十年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

第四条中「四千円」を「四千四百円」に改める。

第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百六十一分の四十」を「二百八十七分の四十」に、「二百六十一分の二百二十四」に改める。

一 「を」を「二百八十七分の二百四十」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであった揮発油税及び

地方道路税については、なお従前の例による。

3 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取

られた揮発油については、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合においては、改正後の揮発油税法及び地方道路税法を適用する。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
揮発油税法第十四条の二第二項	同法第十四条の二第七項
揮発油税法第十五条の二第二項	同法第十五条の二第三項において準用する同法第十四条の二第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十号)第九十条の二第二項	同法第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十條第二項又は第

第百一十一号)第十条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)	十一條第二項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百一十二号)第二条第一項

4 この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所から移出された揮発油(この法律の施行前に揮発油税法第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第十六条第一項又は租税特別措置法第九十条第一項の規定に該当するものとして揮発油の製造場から移出されたもの並びにこの法律の施行前に前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税

の免除を受けて揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものであるとして、附則第二項の規定が適用されないものを除く。)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所保持する場合に、その合計数量)が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油については、当該場所を揮発油の製造場と、その者

を揮発油の製造者とみなし、この法律の施行の日におけるその者が当該揮発油を当該揮発油の製造場から移出したものとして、一キロリットルにつき、二千二百円の揮発油税及び四百円の地方道路税を課する。

5 前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内

に所在する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を次の区分に応じ、当該区分ごとに掲げる日を納期限として徴収するものとする。ただし、当該合算した額が五十万円をこえるときは、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を、昭和三十九年四月から同年八月までの各月に等分し

て、それぞれその月の末日を納期限として、徴収するものとする。

当該合算した額のうち十万円以下の金額

昭和三十九年四月三十日

当該合算した額のうち十万円をこえ二十万円以下の金額

同年五月三十一日

当該合算した額のうち二十万円をこえ三十万円以下の金額

同年六月三十日

昭和三十三年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二) 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案 関稅定率法等の一部を改正する法律案

四六六

当該合算した額のうち三十万円をこえ四十万円以下の金額
同年七月三十一日
当該合算した額のうち四十万円をこえ五十万円以下の金額
同年八月三十一日

6 附則第四項の規定による揮発油税及び地方道路税については、改正後の地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「二十六分の四」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二十六分の二十二」として、これらの規定を適用する。

7 附則第四項に規定する者は、同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所並びに当該貯蔵場所ごとの当該揮発油の所持数量及び課税標準数量(当該所持数量から揮発油税法第八條第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。)を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該揮発油がこの法律の施行前に揮発油税法第十四條第一項、第十五條第一項若しくは第十六條第一項又は租税特別措置法第九十條第一項の規定に該当するものとして揮発油の製造場から移出された揮発油で、この法律の施行後に関係書類の添附がないためこれらの規定に該当しないこととなり、改正前の揮発油税法及び地方道路税法に規定する税率による揮発油税及び地方道路税のほかに、附則第四項の規定によるこれらの税が課せられることとなつたものについては、当該揮発油の貯蔵場所及び当該貯蔵場所ごとの当該揮発油の所持数量を記載した書類を、これらの規定に該当しないこととなつた日の翌日から起算して二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出すれば足りるものとする。

8 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる揮発油税及び地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

道路整備財源の確保の必要性にかえりみ、揮発油税及び地方道路税の税率をそれぞれ引き上げるほか、揮発油税法及び地方道路税法につき所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関稅定率法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和三十三年二月十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

関稅定率法等の一部を改正する法律
(関稅定率法の一部改正)
第一条 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出し中「主要食糧」を「主要食糧等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場合において、同項第一号中「高価であるとき」とあるのは、「高価であり、かつ、政令で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十三年法律第八十三号)第三條第一項の規定により当該豚肉について定められている同項第三号の安定上位価格をこえて騰貴しているとき」と読み替へるものとする。

第十三條第一項に次の二号を加える。
一〇%を
一五%を
二五%を
同表第一五〇四号中「一 魚油」を

三 デーツシロップの製造に使用するためのなつめやしの実(干したものに限る。)
四 落花生油の製造に使用するための落花生
第十五條第一項第一号中「公共企業体をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同号中「政令で指定する私立のこれらの施設」を「国、公共企業体及び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるもの」に改める。

第十七條第一項第六号の次に次の一号を加える。
六の二 貨物を輸出し、又は輸入する者が当該輸出又は輸入に係る貨物の性能を試験し、又は当該貨物の品質を検査するため使用する機器
第二十條の次に次の一条を加える。
(輕減税率適用貨物の用途外使用の制限等)
第二十條の二 別表において特定の用途に供するものであることを要件とする税率が定められている貨物のうち政令で定めるものについて、当該特定の用途に供することを要件とする税率(当該税率が当該貨物に係るその用途に供することを要件とし

ない税率より低い場合に限る。以下「輕減税率」という。)の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2 前項の輕減税率の適用を受けた貨物は、その輸入の許可の日から二年以内に、その輕減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 第一項の輕減税率の適用を受けた貨物につき前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで当該貨物をその輕減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、当該貨物につき、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した關稅の額と当該輕減税率により計算した關稅の額との差額に相当する額の關稅を、直ちに徴収する。

別表第二〇一〇号中「一 牛肉」
「一 牛肉」
改め、同表第二〇一〇号の税率の欄中「一〇%」を「二〇%」に改め、同表第二〇一〇四号の税率の欄中「一五%」を「二五%」に改め、同表第二〇一〇四号の税率の欄中「一〇%」を

「二〇%」(その率が一キログラムにつき一九円の從量税率より低いときは、当該從量税率)に、
「一五%」(その率が一キログラムにつき六二円の從量税率より低いときは、当該從量税率)に改める。
同表第一五〇四号中「一 魚油」
「一〇%」を

一 魚油

改める。

一 アルコール及び蒸留酒

(一) ウイスキー

同表第二二〇九号中

(二) ブランデー(コニャックを含む。)

一リットルにつき五五〇円
一リットルにつき六五〇円

を

一 アルコール及び蒸留酒

(一) ウイスキー

イ アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二リットル未満の容器に入れたものを除く。)

ロ その他のもの

一リットルにつき六六〇円
一リットルにつき五五〇円

に

(二) ブランデー(コニャックを含む。)

イ アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二リットル未満の容器に入れたものを除く。)

ロ その他のもの

一リットルにつき七八〇円
一リットルにつき六五〇円

改める。

同表第二五二三号を次のように改める。

二五二三

バミストン、エメリー、コランダムその他の研摩用天然

鉱物材料

一 エメリー及びコランダム

二 ガーネット

三 その他のもの

同表第二八〇五号中

四 金属リチウム

五 その他のもの

四 その他のもの

一五%
一五%
無税
二〇%
一〇%
一〇%

に

同表第二八一九号を次のように改める。

二八一九 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛

一 酸化亜鉛

二 過酸化亜鉛

同表第二八二七号を次のように改める。

二八二七 酸化鉛

一 酸化鉛及び四三酸化鉛

二 その他のもの

同表第二八二九号中

二 ふつ化リチウム

同表第二八四二号中

改める。

一 ソーダ灰

(一) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素の含有量が乾燥状態に

おいて全重量の〇・二%以上のもの

(二) その他のもの

改め、同号の税率の欄中「二〇%」を「一八%」に改め、同表第二八五七号の税率の欄中「二〇%」を「一五%」に改める。

同表第二九〇二号中

四 トリクロロモノフルオルメタン

五 その他のもの

四 その他のもの

改める。

同表第二九〇四号中

四 二一エチルヘキシルアルコール

四 二一エチルヘキシルアルコール

改め、同表第二九一〇号の品名の欄中「及びヘコゲニン」を削り、同表第二九二三号の品名の欄中「及びエストロンメチルエーテル」を「エストロンメチルエーテル及びヘコゲニン」に改め、同表第二九一六号の税率の欄中「五%」を「一五%」に改める。

同表第三二〇三号中

一 合成なめし剤

一 合成なめし剤

改め、同表第三二〇七号の税率の欄中「二〇%」を「一五%」に改める。

一六%
一〇%

一八%
一〇%

二五%
二五%

五%

二五%

を

一キログラムにつき四円五〇銭
一キログラムにつき三円五〇銭

二五%
二〇%
二〇%

二〇%
二〇%
二〇%

二〇%
一キログラムにつき二五円

に

一五%
五%

に

四六八

[illegible]

昭和三十三年三月二十四日 衆議院會議第十六号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

「二 その他のもの
改める。」

同表第七五〇三号中

「二 はく、粉及びフレーク
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの

改め、同表第七五〇五号を次のように改める。
七五〇五 電気めつき用のニッケル陽極

同表第七八〇一号中

一塊
(一) 鉛(合金を除く。)のもの
(二) 鉛合金のもの

一塊
(一) 鉛(合金を除く。)のもの
イ 電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九五%をこえ、九
九・八%以下のものに限り。)
ロ その他のもの

(二) 鉛合金のもの
イ アンチモンを含有するもの

ロ その他のもの

二〇%
に

を

に

を

に

一キログラ
ムにつき二
〇〇円
一キログラ
ムにつき二
〇〇円
無税
一キログラ
ムにつき二
〇〇円
一キログラ
ムの率が一
二% (そ
の率が一キ
ログラムに
つき一三
円の従量
税率より
低いと

改め、同表第七九〇一号を次のように改める。
七九〇一 亜鉛の塊及びくず

一塊

(一) 亜鉛(合金を除く。)のもの
イ 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの

ロ 亜鉛の含有量が全重量の九五%以上で九七%以下
のもの
ハ その他のもの

(二) 亜鉛合金のもの
イ アルミニウムの含有量が全重量の三%をこえるもの

ロ その他のもの

二くず

同表第八四〇一号中

一塊
(一) ボイラー
(二) 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに
満たないもの
(三) その他のもの

改める。

同表第八四〇五号中

(一) 蒸気タービン
イ 出力(クロスコンパウンド型のものに
あつては、合計出力)が三六万キロワッ
トに満たないもの
ロ その他のもの

改める。

同表第八五〇一号中

一塊
(一) 発電機
(二) 出力(クロスコンパウンド型の蒸気ター
ビン用のものにあつては、合計出力)が
三六万キロワットに満たないもの
(三) その他のもの

きは、当該
従量税率)

一キログラ
ムにつき一
二円

五%

一キログラ
ムにつき一
五円
一キログラ
ムにつき一
二円

五%

二〇%
一五%
二〇%

二〇%
一五%
二〇%

二〇%
一五%

昭和三十三年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二) 關稅定率法等の一部を改正する法律案

「一 発電機」
「二〇%」に改める。

(關稅法の一部改正)

第二條 關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「若しくは第十六條第二項(外交官用貨物等)についての關稅の徵收」を「第十六條第二項(外交官用貨物等)についての關稅の徵收」若しくは第二十條の二第三項(輕減稅率適用貨物)についての關稅の徵收」に改める。

第十二條第三項中「千円未満である場合」を「二千円未満である場合」に改め、同條第四項中「三百円」を「五百円」に、「これを徵收しない」を「これを徵收せず、当該延滞稅の額に十円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てる」に改める。

第十三條の次に次の一條を加える。

(端数計算)

第十三條の二 國稅通則法第九十條第一項(國稅の課稅標準の端数計算)の規定は國稅の課稅標準の端数計算について、同法第九十一條第一項及び第三項(國稅の確定金額の端数計算)の規定は國稅の額の端数計算について、同法第九十二條第一項及び第二項(還付金等の端数計算)の規定は國稅に係る払い戻し又は還付の額の端数計算について準用する。

第一百二十二條の二(同法第十八條第二項及び第十九條第二項において準用する場合を含む。)の下に「又は第二十條の二第二項(用途外使用等)」を加える。

(關稅暫定措置法の一部改正)

第三條 關稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二條から第六條まで、第七條第一項、第七條の二、第七條の三、第七條の四第一項及び第七條の五第一項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、第七條の六第一項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に、「昭和三十八年四月一日」を「昭和三十三年四月一日」に、「昭和三十八年度」を「昭和三十三年度」に改め、同條第三項、第五項及び第六項中「昭和三十三年度」を「昭和三十三年度」に改め、第七條の七中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同條を第七條の九とし、第七條の六の次に次の二條を加える。

(國產原油の購入に係る關稅の特別還付)

第七條の七 石油精製業を営む者のうち政令で定めるもの(以下「特別精製業者」という。)が、昭和三十三年度において税關長の承認を受けた事業場で關稅納付済みの原油(当該特別精製業者が關稅を納付したものに限る。)を原料として關稅定率法別表第二一〇号に掲げる揮発油(アンチノック剤を加えたものに限る。)を製造するときに、同年度においてその事業の用に供するため國產原油を生産者のうち政令で定めるものからその生産に係る國產原油を購入し、これにより輸入原油を購入する場合に比し負担増加を被つたときは、政令で定めるところにより、当該特別精製業者が製造した当該揮発油につき政令で定める率により算出した金額に相當する關稅を、当該負担増加の額の限度において、その者に還付する。

2 前項に規定する負担増加の額の算出のため必要な事項は、政令で定める。
3 第一項の規定による還付を受けようとする者は、同項の事業場で製造した当該揮発油につ

いて、月中の製造數量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その製造した月の翌月十五日までに、同項の事業場を所轄する税關に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

(農藥用物品等製造用砂糖の減稅)

第七條の八 關稅定率法別表第一七〇号の二の(一)に掲げる砂糖(以下「粗糖」という。)で、昭和四十二年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内において税關長の指定する期間内に、税關長の承認を受けた製造工場で次の各号の一に掲げる物品の製造に使用され、かつ、当該物品の製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その關稅を一キログラムにつき二十円に輕減する。

一 農藥用のプラスチック・エス

二 有機界面活性剤のうち糖脂脂肪酸エステル

2 關稅定率法第十三條第三項から第五項まで及び第八項(製造用原料品の減免稅の手続等)の規定は、前項の規定により關稅を輕減する場合について準用する。

3 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる粗糖の數量について第一項の規定により輕減した關稅を、直ちに徵收する。この場合においては、第七條第三項ただし書の規定を準用する。

一 第一項に規定する期間内に同項に規定する製造を終えなかつたとき(第十條第一項又は第十二條の二第二項の規定により關稅を徵收するときを除くものとし、前項において準用する關稅定率法第十三條第五項の規定による届出をしなかつたときを含む。)当該製造を終えず、又は届出をしなかつた粗糖

二 第一項の規定により税關長の承認を受けた製造工場以外の場所と同項に規定する製造を行ない、又は前項において準用する關稅定率法第十三條第四項の規定に違反して当該製造を行なつたとき。当該製造に供した粗糖

4 前項の規定による關稅の徵收については、關稅法第十條(担保を提供した場合の充當又は徵收)の規定の適用がある場合を除き、關稅徵收の例による。

第八條第二項を次のように改める。

2 別表に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない稅率よりも低い稅率(以下「輕減稅率」という。)が定められているもので政令で定めるものについて、輕減稅率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

第九條中「若しくは第七條の三の規定により關稅の免除を受け」の下に「若しくは第七條の八第一項の規定により關稅の輕減を受け」を加え、「若しくは關稅定率法別表の稅率」を削り、「第七條第一項の規定により關稅の免除を受けた物品については、同項」を「第七條第一項の規定により關稅の免除を受け、又は第七條の八第一項の規定により關稅の輕減を受けた物品については、これらの項に、「その免除を受け」を「その免除若しくは輕減を受け」に改める。

第十條第一項第三号を削り、同項第二号中「關稅定率法別表の」を「特定の用途に供すること」を要件としないに改め、同條を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一號を加える。

二 第七條の八第一項の規定により關稅の輕減を受けた物品については、その輕減を受けた

第十条の次に次の一条を加える。
(給食用脱脂粉乳の転用)

第十条の二 第三条の規定により関税の免除を受けた脱脂粉乳が、同条に規定する用途に適しなくなつたことその他やむを得ない理由により、関税定率法第十三条第一項第一号(製造用原料品の減税又は免税)に掲げる用途に供するため譲渡される場合(脱脂粉乳が同号の原料品として定められている場合に限る。)において、当該譲渡をしようとする者が第九条ただし書の承認を受け、かつ、その者から脱脂粉乳を譲り受けようとする者が政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により徴収すべき関税を徴収しない。

2 前項に規定する税関長の承認を受けて同項の脱脂粉乳の譲受が行なわれた場合においては、当該譲受に係る脱脂粉乳を関税定率法第十三条第一項第一号の配合飼料の製造に使用するため同項の規定により関税の免除を受けて輸入された脱脂粉乳と、当該譲受をした者を同項の規定により関税の免除を受けて当該脱脂粉乳を輸入した者とみなして、関税定率法及び関税法を適用する。

第十一条第一項中「関税の還付をする場合」の下に、「第七条の八第一項の規定により関税を軽減した場合」を加え、「若しくは関税定率法別表の税率」を削り、同条第二項中「第七条の六に規定する関税特別還付金の還付」を「第七条の六又は第七条の七に規定する還付」に改め、「特別事業者」の下に「又は特別精製業者」を加える。

第十二条第一項中「又は第七条の六第一項若しくは第五項」を「第七条の六第一項若しくは第五項又は第七条の七第一項」に改める。

別表中第四〇二号、第四〇三号、第四〇四号及び第七〇五号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第八〇一号の税率の欄中「七〇%」を「五〇%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改める。

同表第九〇一号、第一〇〇一号、第一〇〇三号及び第一〇〇六号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第一二〇一号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」までにおいて政令で定める日」に改め、同表第一三〇二号、第一三〇三号及び第一五〇四号を削る。

同表第一五〇七号中

大豆油	二〇%	昭和三十九年三月三十一日までにおいて政令で定める日
落花生油	二〇%	昭和三十九年三月三十一日までにおいて政令で定める日
菜種油及びからし種油	一五%	昭和三十九年三月三十一日までにおいて政令で定める日

一 大豆油

二〇%

昭和四〇年三月三十一日までにおいて政令で定める日

二 落花生油

二〇%

昭和四〇年三月三十一日までにおいて政令で定める日

三 菜種油及びからし種油

一五%

昭和四〇年三月三十一日までにおいて政令で定める日

改め、同表第一五〇六号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二五二三号を次のように改める。

二五二三 パミストロン、エメリー、コランダムその他の研摩用天然鉱物材料

二 ガーネット

(1) 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの

無税

昭和四〇年三月三十一日

(2) その他のもの

一キログラムにつき一〇円

昭和四〇年三月三十一日

同表第二五一九号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二五二〇号の次に次のように加える。

二五二四 石綿(くずを含む。)のうち課税価格が一キログラムにつき三三円以下のもの

五%

昭和四〇年三月三十一日

四 マンガン鉱

(1) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの

無税

昭和三十九年三月三十一日

イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

昭和三十九年三月三十一日

ロ その他のもの

二・五%

昭和三十九年三月三十一日

同表第二六〇一号中

昭和三十九年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二) 關稅定率法等の一部を改正する法律案

四七二

(2) その他のもの		イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		無税		昭和三十九年三月三十一日	
ロ その他のもの		乾燥重量一トンにつき二、四〇〇円		昭和三十九年三月三十一日			
四 マンガン鉱		(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		無税		昭和四〇年三月三十一日	
(2) その他のもの		イ マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの		一二・五%		昭和四〇年三月三十一日	
ロ その他のもの		乾燥重量一トンにつき二、四〇〇円		昭和四〇年三月三十一日			
改める。		「一 石油(第三八四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。)		を			
同表第二七〇号中		一 石油(第三八四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。)		に			
(一) 揮発油		ロ その他のもののうち政令で定める石油化学製品製造用のもの		一キログラムにつき二、五〇円		昭和四〇年三月三十一日	
改め、同号及び同表第二七四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二八〇五号及び第二八八号を次のように改める。							

二八〇五		アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属(イットリウム及びスカンジウムを含む。)及び水銀		無税		昭和四〇年三月三十一日	
三 水銀		(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		二五%		昭和四〇年三月三十一日	
(2) その他のもの		マゲネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物		一〇%		昭和四〇年三月三十一日	
二八一八		二 その他のもののうちマゲネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物		一〇%		昭和四〇年三月三十一日	
同表第二八一九号を削り、同表第二八二〇号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二八二七号を削り、同表第二八二八号の税率の欄中「八〇円」を「七〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二八四二号及び第二八四九号を削り、同表第二八三五号の次に次のように加える。		二八五七		水素化合物、窒化物、アジ化物、けい化合物及びほう化物(他の号に掲げるものを除く。)		一〇%	
同表第二八五八号を削り、同表第二九〇一号を次のように改める。		一 水素化リチウム		昭和四〇年三月三十一日			
二九〇一		炭化水素		無税		昭和四〇年三月三十一日	
三 芳香族炭化水素		(例) その他のもののうちジイソプロピルベンゼン					
同表第二九〇八号を削り、同表第二九〇一号の次に次のように加える。		二九一一		アルデヒド及びアルコールアルデヒド、エーテルアルデヒド、フェノールアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド		無税	
三 その他のもののうちアクロレイン		二九一三		ケトン及びキノン(アルコールケトン、フェノールケトン、アルデヒドケトン、アルコールキノン、フェノールキノン、アルデヒドキノンその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノンを含		昭和四〇年三月三十一日	

む)並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物

一 ケトン官能化合物

(イ) その他のもののうちしう脂

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

八% 昭和四一年
三〇% 昭和四一年
三月三十一日

同表第二九一六号を次のように改める。

二九一六

アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物

一 アルコール酸及びその誘導体
(イ) その他のもののうちコール酸

無税 昭和四〇年
三月三十一日

同表第二九一六号の次に次のように加える。

二九一五

アミド官能化合物

五 その他のもののうち一・三・ジメチル一・二・六・ジオキソ一四・アミノ一五・ホルミルアミノピリミジン

無税 昭和四〇年
三月三十一日

同表第二九二七号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二九三一号を次のように改める。

二九三一

有機硫黄化合物

四 その他のもののうち次に掲げるもの
(1) 第三デニルメルカプタン(合成ゴムを製造する際に使用するものに限る。)

(2) メチルメルカプタン

無税 昭和三十九年
九月三〇日
無税 昭和四〇年
三月三十一日

同表第二九三五号を削り、同表第二九三一号の次に次のように加える。

二九三七

ラクトン、ラクタム、スルトン及びスルタム
三 その他のもののうちイブシロン一カプロラクタム

無税 昭和四〇年
三月三十一日

同表第二九四二号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

三二〇三

りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)のうち重過りん酸石灰(五酸化りんとして計算したりん酸の含有量が水分を除いた全重量の三〇%以上のものに限る。)で昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
(2) その他のもの

無税 一五%

同表第三二〇三号を削り、同表第三二〇五号を次のように改める。

三二〇五

有機の合成染料(顔料色素を含む。)、合成ルミノホア及びけい光白色染料並びに天然あい

六 建築染料
(一) その他のもののうち国産品と競合すると認められない染料として政令で定めるもの
一 反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの

一〇% 昭和四〇年
三月三十一日
一〇% 昭和四〇年
三月三十一日

同表第三八一四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第三九〇二号を削り、同表第三八一四号の次に次のように加える。

四四〇三

丸太(単に荒削りした丸太を含む。)

一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの

無税 昭和四〇年
三月三十一日

四四〇四

割材、そま角、弁甲材その他これらに類する素材(単に切り、ひき、又は割つたものに限る。)

一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの

無税 昭和四〇年
三月三十一日

同表第四四〇五号を次のように改める。

四四〇五	板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材 (厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。) 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん 又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの	無税	昭和四〇年 三月三十一日
同表第四四一三	三 松属、もみ属(カリホルニヤレッドファー、 グランドファー、ノーブルファー及びパシ フィックシルバーファーを除く。)、とうひ 属(シトカスブルースを除く。又ははからま つ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以 下のものに限る。))のうち欧州とうひのもの	無税	昭和四〇年 三月三十一日
同表第四四二三	かんながけ、面取り、さねはぎ加工その他これら に類する加工をした木材(寄せ木用のものを含む ものとし、他の号に掲げるものを除く。) 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又 はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの	無税	昭和四〇年 三月三十一日
同表第四四二三	同表第四四二三号の次に次のように加える。 四八〇一 機械すきの紙及び板紙(セルロースウオッディン グを含む。) 二 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(二平方 メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇 〇グラム以下のものに限る。) 一 新聞用紙(碎木パルプを含むもの)のうち、 一平方メートルの重量が五八グラム以下 で、幅が八〇センチメートルをこえる ロール状のものに限る。)	無税	昭和四〇年 三月三十一日
同表第四八〇九	同表第四八〇九号を次のように改める。 四八〇九 建築用ボード(纖維素パルプその他の植物纖維か ら製造したものに限るものとし、樹脂、人造プラ スチックその他の有機結合剤を用いてあるかどう かを問わない。)	二五%	昭和四〇年 三月三十一日
同表五三〇六	同表五三〇六号から第五三〇八号まで及び第五三一 一号を削り、同表第五八〇九号を次のよ うに改める。		

五八〇九	チニールその他これに類する網地(模様編みの組 織を有するものに限る。)並びにレース及びレース 地のうちレース及びレース地	三五%	昭和四〇年 三月三十一日
同表第五八一〇	同表第五八一〇号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改 め、同表第六〇〇一号及び第六二〇三号を次のように改める。		
六〇〇一	メリヤス編物及びクロセ編物 二 模様編みの組織を有するもの(三に掲げる ものを除く。))のうちラッセルレース	三五%	昭和四〇年 三月三十一日
六二〇三	包装用の袋 三 その他のもののうちサイザル麻製のもの	二〇%	昭和四〇年 三月三十一日
同表第六七〇二	同表第六七〇二号及び第七一〇三号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四 年三月三十一日」に改め、同表第七三〇二号及び第七四〇一号を次のように改める。		
七三〇二	フェアラロイ 二 フェロマンガン 四 フェロニッケル 五 その他のもののうち次に掲げるもの (1) フェロモリブデン (2) フェロタンングステン	一五%	昭和四〇年 三月三十一日
七四〇一	銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパー 及び自然銅 二 塊 (一) 銅(合金を除く。)のもの イ 銅の含有量が全重量の九五%をこえる もの (二) その他のもの (1) 当該年度における国内需要見込数 量から国内生産見込数量を控除し た数量を基準とし、国際市況その 他の条件を勘案して政令で定める 数量以内のもの	一五%	昭和四〇年 三月三十一日
無税		無税	昭和四〇年 三月三十一日 政令で定 める日

(2) その他のもの	一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日 までにおいて 政令で定め
(一) 黄銅又は青銅のもの	一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日
(三) その他のもの	一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日
「二 はく、粉及びフレーク	(一) ニッケル(合金を除く。)のもの
ロ その他のもの	一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日
二 はく、粉及びフレーク	無税 昭和四〇年 三月三十一日
(一) ニッケル(合金を除く。)のもののうち真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されるもの	
改め、同表第七五〇四号及び第七五〇五号を次のように改める。	
七五〇四	ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボ―その他の管用継手
一 ニッケル(合金を除く。)のもの	三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日
二 ニッケル合金のもの(ニッケル銅合金の管及び中空棒のうちニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものを除く。)	二五% 昭和四〇年 三月三十一日 昭和四〇年 三月三十一日
七五〇五	電気めつき用のニッケル陽極 一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日
同表第七五〇三号中	を
ロ その他のもの	に
二 はく、粉及びフレーク	
(一) ニッケル(合金を除く。)のもののうち真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されるもの	
改め、同表第七五〇四号及び第七五〇五号を次のように改める。	
七五〇四	
ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボ―その他の管用継手	
一 ニッケル(合金を除く。)のもの	
二 ニッケル合金のもの(ニッケル銅合金の管及び中空棒のうちニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものを除く。)	
七五〇五	
電気めつき用のニッケル陽極 一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日	
同表第七五〇三号中	
ロ その他のもの	
二 はく、粉及びフレーク	
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの	
改め、同表第七五〇四号及び第七五〇五号を次のように改める。	
七五〇四	
ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボ―その他の管用継手	
一 ニッケル(合金を除く。)のもの	
二 ニッケル合金のもの(ニッケル銅合金の管及び中空棒のうちニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものを除く。)	
七五〇五	
電気めつき用のニッケル陽極 一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日	
同表第七五〇三号中	
ロ その他のもの	
二 はく、粉及びフレーク	
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの	
改め、同表第七五〇四号及び第七五〇五号を次のように改める。	
七五〇四	
ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボ―その他の管用継手	
一 ニッケル(合金を除く。)のもの	
二 ニッケル合金のもの(ニッケル銅合金の管及び中空棒のうちニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものを除く。)	
七五〇五	
電気めつき用のニッケル陽極 一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日	
同表第七五〇三号中	
ロ その他のもの	
二 はく、粉及びフレーク	
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの	
改め、同表第七五〇四号及び第七五〇五号を次のように改める。	
七五〇四	
ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボ―その他の管用継手	
一 ニッケル(合金を除く。)のもの	
二 ニッケル合金のもの(ニッケル銅合金の管及び中空棒のうちニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものを除く。)	
七五〇五	
電気めつき用のニッケル陽極 一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日	
同表第七五〇三号中	
ロ その他のもの	
二 はく、粉及びフレーク	
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの	
改め、同表第七五〇四号及び第七五〇五号を次のように改める。	
七五〇四	
ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボ―その他の管用継手	
一 ニッケル(合金を除く。)のもの	
二 ニッケル合金のもの(ニッケル銅合金の管及び中空棒のうちニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものを除く。)	
七五〇五	
電気めつき用のニッケル陽極 一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日	
同表第七五〇三号中	
ロ その他のもの	
二 はく、粉及びフレーク	

昭和四〇年 三月三十一日	一キログ ラムにつ き、五入 税額から 控除した 額及び三 円	昭和四〇年 三月三十一日	一キログ ラムにつ き、一〇 四円から 課税価格 を控除し た額の半 額	昭和四〇年 三月三十一日	無税
-----------------	---	-----------------	---	-----------------	----

一塊

(一) 亜鉛（合金を除く。）のもの
イ 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一一二円以下のもの

(3) 課税価格が一キログラムにつき一一二円をこえるもの

一キログラムにつき七〇円から課税価格を控除した額の半額

一キログラムにつき一一二円から課税価格を控除した額の半額

無税

昭和四〇年三月三十一日

昭和四〇年三月三十一日

昭和三十九年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

同表第八〇〇一号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

一八〇三 タンタル及びその製品

三 その他のもの(はくを除く。)

二〇%

昭和四〇年
三月三十一日

同表第八一〇四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第八四〇一号、第八四〇五号及び第八四一〇号を削り、同表第八一〇四号の次に次のように加える。

八四四五

金属加工機械(金属炭化物の加工機械を含むものとし、前号、第八四四九号又は第八四五〇号に掲げるものを除く。)

一 工作機械

(一) ボール盤及び中ぐり盤

イ 横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。)のうちテーブルの位置決めを正逆転減速運動により行なうもの

一五%

昭和四〇年
三月三十一日

ロ 治具中ぐり盤(立型のものに限る。)のうち直径が一〇〇ミリメートル以上の水平中ぐり軸を有するもの

一五%

昭和四〇年
三月三十一日

(四) 研削盤

イ 内面研削盤(研削することができ、内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。)のうち被加工物の孔の内面のほかその孔軸に直角な端面又は底面を自動的に研削することができ、もの

の

一五%

昭和四〇年
三月三十一日

ロ 平面研削盤(立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができ、長さ二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。)のうち砥石軸を二以上有する立型ロータリーテーブル式のもの

一五%

昭和四〇年
三月三十一日

(四) その他のもの

イ ブローチ盤(引張力が三〇重量トンに

満たないものに限る。)のうち連続して送入される被加工物を連続的に加工することができ、又は二個のブローチにより往復加工をすることができ、もの

一五%

昭和四〇年
三月三十一日

同表第八四五二号を次のように改める。

八四五二

計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機を有する機械(電子計算機を含むものとし、次号に掲げるものを除く。)

一 電子計算機

(一) 計数型電子計算機(計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びに磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターに限るものとし、これらに附属する制御機を含む。)

(1) 計算機本体(カード式入力機、ラインプリンター及び磁気テープ式記憶機を使用することができ、ものうち、記憶容量が一六、〇〇〇字以上の磁気コア式内部記憶装置を有するものに限る。)及びこれとともに輸入するラインプリンター(印刷速度が毎分一、〇〇〇行をこえるものに限る。)、記憶機(磁気テープ式で記録速度が毎秒一〇〇、〇〇〇字をこえるもの又は磁気円板式のものに限る。)並びにこれらに附属する制御機

一五%

昭和四〇年
三月三十一日

(2) その他のもの

無税

昭和四〇年
三月三十一日

同表第八四六一号、第八五〇一号及び第九〇一六号を削り、同表第九一〇一号の税率の欄中「六〇〇円」を「三〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改め、同表第九一〇七号の税率の欄中「五〇〇円」を「二五〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改め、同表第九一〇一十一号の税率の欄中「四〇〇円」を「二〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 改正前の関税暫定措置法第八条第二項に規定する特定の用途に供するものであることを要件として当該物品に係る関税率法別表の税率の適用を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 改正後の関税法第十二条第三項及び第四項並びに第十三条の二の規定並びに改正後のとん税法第十条の規定並びに改正後の特別とん税法第九条の規定は、この法律の施行の日以後に計算する関税、とん税及び特別とん税の税額及び課税標準並びにこれらの税に係る延滞税、払いもどし金、還付金（過誤納に係る還付金を含む。）及び還付加算金について適用し、この法律の施行前に計算したものについては、改正前の法律の規定により計算したところによる。

5 とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

2 国税通則法第九十一条第一項及び第三項（国税の確定金額の端数計算）の規定はとん税の額の端数計算について、同法第九十二条第一項及び第二項（還付金等の端数計算）の規定はとん税に係る過誤納金の額の端数計算について、同法第九十条第三項及び第九十一条第四項（附帯税等の端数計算）の規定は、とん税に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額及び滞延税の額の端数計算について準用する。

6 特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
第九条中「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の規定」を「国税通則法の端数計算に関する規定」に改める。

7 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「関税等（関税、とん税及び特別とん税をいう。以下同じ。）の課税標準額」を「国の組織相互間の受払金等」に改める。

第五条を削り、第四条の二を第五号とし、第六条を次のように改める。

第六条 削除
第七条第三号中「関税等以外の」を削る。

理 由

最近における経済状況の変化に対応するため、関税率について所要の改正を行なうとともに、国産原油の購入に係る関税の特別還付制度を新たに設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十九年一月二十九日
内閣総理大臣 池田 勇人

所得税法の一部を改正する法律
所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号中「生命保険契約（郵便年金契約を含む。以下同じ。）を「生命保険契約その他これに類する契約（郵便年金法第二条の二に規定する郵便年金契約を含む。

以下生命保険契約等という。）に改め、同項第五号中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に、「以下同じ」を「以下本号、第六条及び第九号において同じ」に改め、同条第五項中「又は法人から」を「法人からの」に、「剰余金の分配若しくは」を「若しくは剰余金の分配」に改め、「収益の分配」の下に「又は映画若しくは演劇の俳優その他命令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬若しくは料金を命令で定めるものの支払」を加える。

第八条第七項第二号中「二十万円」を「二十五万円」に改める。

第九条第一項中「当該各号の規定により計算した金額（第八号及び第九号に規定する所得については、当該各号の規定により計算した金額の合計金額から十五万円を控除した金額の十分の五に相当する金額）」を「第一号から第五号まで及び第十号の規定により計算した金額の合計額と第八号及び第九号の規定により計算した金額の合計額から十五万円（当該合計額が三十万円以下である場合には、当該合計額とし、当該合計額が三十万円をこえ四十五万円未満である場合には、六十万円から当該合計額を控除した金額とする。以下本条において譲渡所得等の特別控除額と

いう。）を控除した金額の十分の五に相当する金額（第八号イの規定により計算した金額が譲渡所得等の特別控除額をこえる場合には、そのこえる金額に第八号ロ及び第九号の規定により計算した金額の合計額の十分の五に相当する金額を加算した金額）との」に改め、同項第五号イ中「四十二万円」を「四十二万円」に、「二万円」を「二万円」に改め、同号ロ中「四十一万円」を「四十二万円」に、「七十一万円」を「八十二万円」に、「九万円」を「十万円」に改め、同号ハ中「七十一万円」を「八十二万円」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同項第六号イ中「三万円（勤続年数のうち年齢が四十歳をこえ五十歳に達するまでの在职期間に対応する年数に）については四万円、五十歳をこえる在职期間に対応する年数については五万円とする。」を「五万円」に改め、同項第七号中「一年」を「三年」に、「当該残額が十五万円に満たない場合には当該残額に相当する金額」を「（当該残額が三十万円以下である場合には、当該残額とし、当該残額が三十万円をこえ四十五万円未満である場合には、六十万円から当該残額を控除した金額とする。）」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 左に掲げる所得(山林の伐採又は譲渡による所得及び営利を目的とする継続的行為により生じた所得を除く)のとし、イに規定する命令で定める行為については、その対価として一時に取得する所得に限るものとする。以下譲渡所得という。は、それぞれその年中の総収入金額からその資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額の合計額

イ 資産の譲渡(地上権の設定その他の契約により他人をして不動産又は不動産の上に存する権利を長期間使用させる行為のうち命令で定めるものを含む。以下ロにおいて同じ。)でその取得の日から三年以内になされたものによる所得のうち命令で定めるもの

ロ 資産の譲渡による所得でイに掲げる所得以外のもの

第九条第一項第九号中「役務」の下に「又は資産の譲渡」を加える。

第九条の三第一項中「(主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得の計算上生じた損失を除く。)」を削り、同項第三号及び第六号中「十五万円」を「三十万円」に、「そのこえる金額」を「当該合計額から十五万円(当該合計額が四十五万円未満である場合には、六十万円)から当該合計額を控除した金額)を控除した金額」に、「当該所得の金額から」を「当該所得の金額のうち同項第八号イに規定する所得の金額並びに同号ロ及び同項第九号に規定する所得の金額から順次」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、同項に規定する損失のうち主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得(以下本項において趣味又は娯楽等に係る所得という)の計算上生じた損失の金額があるときは、命令の定めるところにより、これらの損失の金額は、他の趣味又は娯楽等に係る所得(命令で定めるもののに限る。)の金額からその金額の範囲内においてこれを控除するものとし、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該損失の金額は、ないものとみなす。

第十条第三項中「第九条の三第一項」を「第九条の三第二項」に改める。

第十一条の二第二項第一号中「十二万五千円」を「十五万円」に、「九万五千円」を「十二万円」に改め、同条第三項第一号中「七万五千円」を「九万円」に改める。

第十一条の三第三項中「第十一条の七」を「第十一条の八」に、「生命保険料及び」を「生命保険料、損害保険料及び」に、「及び生命保険料」を「生命保険料及び損害保険料」に、「生命保険料若しくは」を「生命保険料、損害保険料若しくは」に改め、同条第四項中「第十一条の七」を「第十一条の八」に改める。

第十一条の四中「第九条の三第一項」を「第九条の三第二項」に改める。

第十一条の九第一項中「十五歳を」を「十三歳」に、「三万五千円」を「四万円」に改め、同条第二項第二号及び第四項中「十五歳」を「十三歳」に改め、同条を第十一條の十とする。

第十一条の八中「十萬五千円」を「十二萬圓」に改め、同条を第十一條の九とする。

第十一条の七中「居住者の自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を被保険金受取人とする生命保険契約のために支払った生命保険料(保険期間が五年に満たない生命保険契約について支払った保険料で命令で定めるものを除く。)」を「居住者が左に掲げる契約(保険金、郵便年金又は共済金の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものに限り)のために支払った保険料又は掛金(以下生命保険料という。)」に、「生命保険契約に基づく」を「当該契約に基づく」に改め、「剰余金の分配」の下に「若しくは割りもどし金の割りもどし」を加え、「生命保険契約に基き」を「当該契約に基き」に改め、「受ける剰余金」の下に「若しくは割りもどしを受ける割りもどし金」を加え、「保険料の払込み」を「生命保険料の払込み」に改め、「当該剰余金」の下に「又は割りもどし金」を加え、「一万五千円」を「二万円」に、「三万五千円」を「三万円」に改め、同条に次の各号を加える。

一 保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国保険事業者の締結した生命保険契約(保険期間が五年に満たない生命保険契約で命令で定めるもの及び当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した生命保険契約を除く。)

二 簡易生命保険法第二条の二に規定する簡易生命保険契約又は郵便年金法第二条の二に規定する郵便年金契約

三 農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した生命共済に係る契約その他命令で定めるこれに類する共済に係る契約

第十一条の七の次に次の一条を加える。

(損害保険料控除)

第十一条の八 居住者が損害保険契約等(自己若しくはその配偶者その他の親族が常時居住の用に供する家屋又はこれらの者の生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるものを保険又は共済の目的とするものに限る。)のために支払った保険料又は掛金(以下損害保険料という。)がある場合においては、その支払った損害保険料の金額(その年中において当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割りもどし金の割りもどしを受け、又は当該契約に基き分配を受ける剰余金若しくは割りもどしを受ける割りもどし金をもつて損害保険料の払込みに充てた場合においては、当該剰余金又は割りもどし金の額を控除した残額。以下同じ)を、左の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を限度として、その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する。(この控除額を損害保険料控除額という。)

一 その者の支払った損害保険料の金額のうち保険期間又は共済期間が十五年以上の契約(以下本項において長期損害保険契約等という。)に係るものがある場合 五千元(長期損害保険契約等以外の契約に係る損害保険料の金額が二千元をこえ、かつ、

長期損害保険契約等に係る損害保険料の金額が三千円未満である場合においては、二千円と長期損害保険契約等に係る損害保険料の金額との合計額)

二 その者の支払った損害保険料の金額のうち長期損害保険契約等に係るものがない場合 二千円

前項に規定する損害保険契約等とは、左に掲げる契約をいう。

一 保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた損害保険会社又は外国保険事業者の締結した損害保険契約(当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した損害保険契約を除く。)

二 農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他命令で定めるこれらに類する共済に係る契約

第十二条中「十一万円」を「十二万円」に改める。

第十二条の二中「前七条」を「前八条」に改め、「生命保険料控除額」の下に、「損害保険料控除額」を加える。

第十三条第二項中「前八条」を「前九条」に改める。

第十五条の六中「百分の十」を「百分の二十」に、「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第十八条第一項中「又は匿名組合契約等」を「匿名組合契約等」に改め、「利益の分配」の下に「又は同項に規定する報酬若しくは料金を」、「百分の二十」の下に「(当該報酬又は料金を加えて、百分の十)」を加える。

第二十二條の二第五項、第二十三条第五項第八号、第二十五条第二項及び第二十五条の三第一項中「生命保険料控除額」の下に、「損害保険料控除額」を加える。

第二十六条第一項第二号及び第三項第十号中「生命保険料控除額」の下に、「損害保険料控除額」を加え、

同条第四項中「第十一条の七又は」を「第十一条の七、第十一条の八第一項又は」に、「書類又は」を「書類、その年中に支払った損害保険料の金額その他第十一条の八第一項の規定の適用に必要な事項を証する書類又は」に改める。

第二十六条の二第一項第八号、第二十八条及び第二十九条第六項中

「生命保険料控除額」の下に、「損害保険料控除額」を加える。

第三十八条第一項中「給与の支払をなす際」の下に「(法人が利益又は剰余金の処分により支出する賞与その他命令で定める賞与については、その支払の確定した日から一年を経過した日までに支払がなされないときは、当該一年を経過した日において、以下第五項において同じ。)」を加え、同項第一号中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第二項中「十五歳を」を「十三歳を」、「千五百円を」を「千円を」、「五十円を」を「三十円を」に改め、同条第五項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に、「十五歳を」を「十三歳を」、「三千五百円を」を「四千円を」、「百二十円を」を「百三十五円」に改める。

第三十九条第一項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第四項中「生命保険料の金額」の下に「第十一條の八第一項の規定に」に、「第十一條の八第一項の規定により控除を受ける損害保険料の金額を加え、」第十一條の七の規定に係る」を「第十一條の七及び第十一條の八第一項の規定に係る」に改める。

第四十条第一項第二号中「及び第十一条の七の規定により控除を認められる生命保険料の金額」を「並びに

第十一条の七及び第十一條の八第一項の規定により控除を認められる生命保険料及び損害保険料の金額」に、「第十一條の八第一項又は第十一條の九」を「第十一條の九第一項又は第十一條の十」に改める。

第四十一条第一項中「百分の二十」の下に「(同条第五項に規定する法人に対して支払をなす同項に規定する報酬又は料金を加えて、百分の十)」を加える。

第四十二条第三項中「生命保険契約」を「生命保険契約等で命令で定めるもの」に改める。

第五十三条中「二百万円」を「五百万円」に改める。

第六十一条第一項第四号中「第四十二条」を「第一条第五項に規定する報酬若しくは料金又は第四十二条」に、「賞金又は」を「賞金若しくは」に改め、同項第八号中「法人」の下に「又は不動産業者(命令で定めるものに限る。以下同じ。である個人)」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「保険会社」を「損害保険会社」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 第六十一条の八第二項第二号に規定する建物更生共済に係る契約その他これに類する契約に基づく給付で命令で定めるものの支払をなす者

第六十一条に次の一項を加える。

第九条第一項第三号に規定する資産の売買(地上権、賃借権及び地役権の設定を含む。)のあつせんをなす不動産業者は、命令の定めるところにより、当該あつせんに係る資産の取引金額その他必要な事項を記載した調書を政府に提出しなければならない。

第六十二条第一項第三号中「第十条の九」を「第十一条の十」に改め、「生命保険料の金額」の下に「第十一條の八第一項の規定により控除を受けた損害保険料の金額」を加える。

第六十三条第二号中「計算書」の下に、「調書」を加える。

第七十条第六号中「第六十一条第一項若しくは第二項の支払調書若しくは計算書」を「第六十一条第一項から第三項までに規定する支払調書、計算書若しくは調書」に改め、「計算書」の下に、「調書」を加える。

別表第一及び別表第二の注中「(計測調査並に調査)」を「(計測調査並に調査、並に調査並に調査)」に改める。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表

甲 表

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
14,200	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の6%に相当 する金額
14,200	14,400	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	969
14,400	14,600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	989
14,600	14,800	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,008
14,800	15,000	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,027
15,000	15,200	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,046
15,200	15,400	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,065
15,400	15,600	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,085
15,600	15,800	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,104
15,800	16,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,123
16,000	16,200	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,142
16,200	16,400	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,161
16,400	16,600	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,181
16,600	16,800	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200
16,800	17,000	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,219
17,000	17,200	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,238
17,200	17,400	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,257
17,400	17,600	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,277
17,600	17,800	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,307
17,800	18,000	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,348
18,000	18,200	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,389
18,200	18,400	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,430
18,400	18,600	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,472
18,600	18,800	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,513
18,800	19,000	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,554
19,000	19,200	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,595
19,200	19,400	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,636
19,400	19,600	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,678
19,600	19,800	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,719
19,800	20,000	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,760
20,000	20,200	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,801
20,200	20,400	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,842
20,400	20,600	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,884
20,600	20,800	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,925
20,800	21,000	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,966
21,000	21,400	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,007
21,400	21,800	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,090
21,800	22,200	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,172
22,200	22,600	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,254
22,600	23,000	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,337
23,000	23,400	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,419
23,400	23,800	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,502
23,800	24,200	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,584
24,200	24,600	650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,666
24,600	25,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,749
25,000	25,400	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,825

昭和三十一年三月二十四日 衆議院会議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 月 額 表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
25,400	25,800	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,901
25,800	26,200	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,977
26,200	26,600	810	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,053
26,600	27,000	840	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,129
27,000	27,400	880	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,205
27,400	27,800	910	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,281
27,800	28,200	940	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,357
28,200	28,600	970	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,433
28,600	29,000	1,000	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,509
29,000	29,400	1,040	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,585
29,400	29,800	1,070	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,661
29,800	30,200	1,100	280	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3,737
30,200	30,600	1,130	310	40	0	0	0	0	0	0	0	0	3,813
30,600	31,000	1,160	330	60	0	0	0	0	0	0	0	0	3,889
31,000	31,400	1,200	360	90	0	0	0	0	0	0	0	0	3,965
31,400	31,800	1,230	380	120	0	0	0	0	0	0	0	0	4,042
31,800	32,200	1,260	410	140	0	0	0	0	0	0	0	0	4,118
32,200	32,600	1,290	430	170	0	0	0	0	0	0	0	0	4,194
32,600	33,000	1,320	460	190	0	0	0	0	0	0	0	0	4,270
33,000	33,600	1,360	490	220	0	0	0	0	0	0	0	0	4,346
33,600	34,200	1,410	530	260	0	0	0	0	0	0	0	0	4,422
34,200	34,800	1,460	570	300	30	0	0	0	0	0	0	0	4,498
34,800	35,400	1,510	610	340	70	0	0	0	0	0	0	0	4,574
35,400	36,000	1,590	650	380	120	0	0	0	0	0	0	0	4,650
36,000	36,600	1,680	700	430	160	0	0	0	0	0	0	0	4,726
36,600	37,200	1,760	750	470	200	0	0	0	0	0	0	0	4,802
37,200	37,800	1,840	810	510	250	0	0	0	0	0	0	0	4,878
37,800	38,400	1,920	860	560	290	20	0	0	0	0	0	0	4,954
38,400	39,000	2,000	920	600	330	70	0	0	0	0	0	0	5,030
39,000	39,600	2,080	970	640	380	110	0	0	0	0	0	0	5,106
39,600	40,200	2,160	1,020	690	420	150	0	0	0	0	0	0	5,182
40,200	40,800	2,240	1,080	740	460	200	0	0	0	0	0	0	5,258
40,800	41,400	2,320	1,130	800	510	240	0	0	0	0	0	0	5,334
41,400	42,000	2,400	1,190	850	550	280	20	0	0	0	0	0	5,410
42,000	42,600	2,490	1,240	910	590	330	60	0	0	0	0	0	5,486
42,600	43,200	2,570	1,290	960	640	370	100	0	0	0	0	0	5,562
43,200	43,800	2,650	1,350	1,010	680	410	150	0	0	0	0	0	5,638
43,800	44,400	2,730	1,400	1,070	740	450	190	0	0	0	0	0	5,714
44,400	45,000	2,810	1,460	1,120	790	500	230	0	0	0	0	0	5,790
45,000	45,600	2,890	1,520	1,180	840	540	270	10	0	0	0	0	5,866
45,600	46,200	2,970	1,600	1,230	900	580	320	50	0	0	0	0	5,942
46,200	46,800	3,050	1,680	1,280	950	630	360	90	0	0	0	0	6,018
46,800	47,400	3,130	1,760	1,340	1,010	670	400	140	0	0	0	0	6,094
47,400	48,000	3,210	1,840	1,390	1,060	730	450	180	0	0	0	0	6,170
48,000	48,600	3,300	1,920	1,450	1,110	780	490	220	0	0	0	0	6,246
48,600	49,200	3,380	2,000	1,500	1,170	830	530	270	0	0	0	0	6,322
49,200	49,800	3,460	2,080	1,580	1,220	890	580	310	40	0	0	0	6,398
49,800	50,400	3,540	2,160	1,660	1,280	940	620	350	90	0	0	0	6,474
50,400	51,000	3,620	2,240	1,740	1,330	1,000	660	400	130	0	0	0	6,550
51,000	52,000	3,730	2,350	1,850	1,400	1,070	730	450	190	0	0	0	6,626

イ 月 額 表
甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
52,000	53,000	3,860	2,490	1,990	1,490	1,160	820	530	260	0	0	0	10,372	
53,000	54,000	4,000	2,620	2,120	1,620	1,250	910	600	330	60	0	0	10,737	
54,000	55,000	4,130	2,760	2,260	1,760	1,340	1,000	670	400	140	0	0	11,102	
55,000	56,000	4,270	2,890	2,390	1,890	1,430	1,090	760	480	210	0	0	11,467	
56,000	57,000	4,400	3,030	2,530	2,030	1,530	1,180	850	550	280	10	0	11,832	
57,000	58,000	4,540	3,160	2,660	2,160	1,660	1,270	940	620	350	90	0	12,197	
58,000	59,000	4,670	3,300	2,800	2,300	1,800	1,360	1,030	700	420	160	0	12,562	
59,000	60,000	4,810	3,430	2,930	2,430	1,930	1,450	1,120	790	500	230	0	12,927	
60,000	61,000	4,940	3,570	3,070	2,570	2,070	1,570	1,210	880	570	300	40	13,292	
61,000	62,000	5,080	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	970	640	370	110	13,657	
62,000	63,000	5,210	3,840	3,340	2,840	2,340	1,840	1,390	1,060	720	450	180	14,138	
63,000	64,000	5,380	3,970	3,470	2,970	2,470	1,970	1,480	1,150	810	520	250	14,593	
64,000	65,000	5,560	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,610	1,240	900	590	320	15,013	
65,000	66,000	5,740	4,240	3,740	3,240	2,740	2,240	1,740	1,330	990	660	400	15,433	
66,000	67,000	5,920	4,380	3,880	3,380	2,880	2,380	1,880	1,420	1,080	750	470	15,853	
67,000	68,000	6,100	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	1,510	1,170	840	540	16,273	
68,000	69,000	6,280	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,650	1,270	930	610	16,693	
69,000	70,000	6,480	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,370	1,030	700	17,100	
70,000	71,000	6,680	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450	1,950	1,470	1,130	800	17,500	
71,000	72,000	6,880	5,100	4,600	4,100	3,600	3,100	2,600	2,100	1,600	1,230	900	17,900	
72,000	73,000	7,080	5,250	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,750	1,330	1,000	18,300	
73,000	74,000	7,280	5,450	4,900	4,400	3,900	3,400	2,900	2,400	1,900	1,430	1,100	18,700	
74,000	75,000	7,480	5,650	5,050	4,550	4,050	3,550	3,050	2,550	2,050	1,550	1,200	19,100	
75,000	76,000	7,680	5,850	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	19,500	
76,000	77,000	7,880	6,050	5,380	4,850	4,350	3,850	3,350	2,850	2,350	1,850	1,400	19,900	
77,000	78,000	8,080	6,250	5,580	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	20,300	
78,000	79,000	8,280	6,450	5,780	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,650	20,700	
79,000	80,000	8,480	6,650	5,980	5,320	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	21,100	
80,000	81,000	8,680	6,850	6,180	5,520	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450	1,950	21,500	
81,000	82,500	8,930	7,100	6,430	5,770	5,140	4,640	4,140	3,640	3,140	2,640	2,140	21,900	
82,500	84,000	9,230	7,400	6,730	6,070	5,400	4,860	4,360	3,860	3,360	2,860	2,360	22,500	
84,000	85,500	9,530	7,700	7,030	6,370	5,700	5,090	4,590	4,090	3,590	3,090	2,590	23,100	
85,500	87,000	9,830	8,000	7,330	6,670	6,000	5,330	4,810	4,310	3,810	3,310	2,810	23,700	
87,000	88,500	10,130	8,300	7,630	6,970	6,300	5,630	5,040	4,540	4,040	3,540	3,040	24,417	
88,500	90,000	10,480	8,600	7,930	7,270	6,600	5,930	5,270	4,760	4,260	3,760	3,260	25,158	
90,000	91,500	10,850	8,900	8,230	7,570	6,900	6,230	5,570	4,990	4,490	3,990	3,490	25,833	
91,500	93,000	11,230	9,200	8,530	7,870	7,200	6,530	5,870	5,210	4,710	4,210	3,710	26,508	
93,000	94,500	11,600	9,500	8,830	8,170	7,500	6,830	6,170	5,500	4,940	4,440	3,940	27,183	
94,500	96,000	11,980	9,800	9,130	8,470	7,800	7,130	6,470	5,800	5,160	4,660	4,160	27,858	
96,000	97,500	12,350	10,100	9,430	8,770	8,100	7,430	6,770	6,100	5,430	4,890	4,390	28,533	
97,500	99,000	12,730	10,440	9,730	9,070	8,400	7,730	7,070	6,400	5,730	5,110	4,610	29,208	
99,000	100,500	13,100	10,810	10,030	9,370	8,700	8,030	7,370	6,700	6,030	5,360	4,840	29,883	
100,500	102,000	13,480	11,190	10,350	9,670	9,000	8,330	7,670	7,000	6,330	5,660	5,060	30,558	
102,000	103,500	13,850	11,560	10,730	9,970	9,300	8,630	7,970	7,300	6,630	5,960	5,300	31,233	
103,500	105,000	14,230	11,940	11,100	10,270	9,600	8,930	8,270	7,600	6,930	6,260	5,600	31,908	
105,000	106,500	14,600	12,310	11,480	10,650	9,900	9,230	8,570	7,900	7,230	6,560	5,900	32,583	
106,500	108,000	14,980	12,690	11,850	11,020	10,200	9,530	8,870	8,200	7,530	6,860	6,200	33,258	
108,000	109,500	15,350	13,060	12,230	11,400	10,560	9,830	9,170	8,500	7,830	7,160	6,500	33,933	
109,500	111,000	15,730	13,440	12,600	11,770	10,940	10,130	9,470	8,800	8,130	7,460	6,800	34,608	
111,000	112,500	16,100	13,810	12,980	12,150	11,310	10,480	9,770	9,100	8,480	7,760	7,100	35,283	

イ 月 額 表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
112,500	114,000	16,480	14,190	13,350	12,520	11,690	10,850	10,070	9,400	8,730	8,060	7,400	35,958
114,000	115,500	16,850	14,560	13,730	12,900	12,060	11,230	10,390	9,700	9,030	8,360	7,700	36,633
115,500	117,000	17,230	14,940	14,100	13,270	12,440	11,600	10,770	10,000	9,330	8,660	8,000	37,358
117,000	118,500	17,600	15,310	14,480	13,650	12,810	11,980	11,140	10,310	9,630	8,960	8,300	38,183
118,500	120,000	17,980	15,690	14,850	14,020	13,190	12,350	11,520	10,690	9,930	9,260	8,600	39,008
120,000	121,500	18,350	16,060	15,230	14,400	13,560	12,730	11,890	11,060	10,230	9,560	8,900	39,833
121,500	123,000	18,760	16,440	15,600	14,770	13,940	13,100	12,270	11,440	10,600	9,860	9,200	40,658
123,000	124,500	19,210	16,810	15,980	15,150	14,310	13,480	12,640	11,810	10,980	10,160	9,500	41,417
124,500	126,000	19,660	17,190	16,350	15,520	14,690	13,850	13,020	12,190	11,350	10,520	9,800	42,167
126,000	128,000	20,180	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460	12,620	11,790	10,960	10,150	42,917
128,000	130,000	20,780	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	12,290	11,460	10,620	43,917
130,000	132,000	21,380	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460	13,620	12,790	11,960	11,120	44,917
132,000	134,000	21,980	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960	14,120	13,290	12,460	11,620	45,917
134,000	136,000	22,580	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460	14,620	13,790	12,960	12,120	46,917
136,000	138,000	23,180	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460	12,620	47,917
138,000	140,000	23,780	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	48,917
140,000	142,000	24,380	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460	13,620	49,917
142,000	144,000	24,980	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960	14,120	50,917
144,000	146,000	25,580	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460	14,620	51,917
146,000	148,000	26,180	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	52,917
148,000	150,000	26,780	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	53,917
150,000	152,000	27,380	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	54,917
152,000	154,000	27,980	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	55,917
154,000	156,000	28,580	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	56,917
156,000	158,000	29,180	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	57,917
158,000	160,000	29,780	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	58,917
160,000	162,000	30,380	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	59,917
162,000	164,000	30,980	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	60,917
164,000	166,000	31,580	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	61,917
166,000	168,000	32,180	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	62,917
168,000	170,000	32,780	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	63,917
170,000	172,000	33,380	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	64,917
172,000	174,000	34,050	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	65,900
174,000	176,000	34,750	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	66,800
176,000	178,000	35,450	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	67,700
178,000	180,000	36,150	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	68,650
180,000	182,000	36,850	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	69,750
182,000	184,000	37,550	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	70,850
184,000	186,000	38,250	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	71,950
186,000	188,000	38,950	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	73,050
188,000	190,000	39,650	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	74,150
190,000	192,000	40,350	37,140	35,970	34,810	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	75,250
192,000	194,000	41,050	37,840	36,670	35,510	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	76,350
194,000	196,000	41,750	38,540	37,370	36,210	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	77,450
196,000	198,000	42,450	39,240	38,070	36,910	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	78,550
198,000	200,000	43,150	39,940	38,770	37,610	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	79,650

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
200,000 円	43,500 ^円	40,290 ^円	39,120 ^円	37,960 ^円	36,790 ^円	35,620 ^円	34,460 ^円	33,330 ^円	32,330 ^円	31,330 ^円	30,330 ^円	80,750 ^円
200,000円をこ え230,000円に 満たない金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額											80,750円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円を こえる金額の 45%に相当す る金額を加算 した金額
230,000 円	54,000 ^円	50,790 ^円	49,620 ^円	48,460 ^円	47,290 ^円	46,120 ^円	44,960 ^円	43,830 ^円	42,830 ^円	41,830 ^円	40,830 ^円	94,250 ^円
230,000円をこ え355,000円に 満たない金額	230,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 230,000 円 をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額											94,250円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 230,000 円を こえる金額の 50%に相当す る金額を加算 した金額
355,000 円	104,000 ^円	100,790 ^円	99,620 ^円	98,460 ^円	97,290 ^円	96,120 ^円	94,960 ^円	93,830 ^円	92,830 ^円	91,830 ^円	90,830 ^円	156,750 ^円
355,000円をこ え522,000円に 満たない金額	355,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 355,000 円 をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額											156,750円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 355,000 円を こえる金額の 55%に相当す る金額を加算 した金額
522,000 円	179,150 ^円	175,940 ^円	174,770 ^円	173,610 ^円	172,440 ^円	171,270 ^円	170,110 ^円	168,980 ^円	167,980 ^円	166,980 ^円	165,980 ^円	248,600 ^円
522,000円をこ える金額	522,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 522,000 円 をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額											248,600円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 522,000 円を こえる金額の 60%に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこ える 1 人ごとに 500 円を控除した金額												従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合には、 当該申告書に 記載された扶 養親族等の 数に応じ、扶 養親族等 1 人ごとに 500 円を、上の各 欄によつて求 めた税額から 控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、 控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄 によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 13 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,000 円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と その者が申告した扶養親族等の数に応じ

- て求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (イ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。
- (ロ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(イ)又は(ロ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む)には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに500円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (三) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は4,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(イ)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,400	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,400	21,800	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,800	22,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,200	22,600	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,600	23,000	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,000	23,400	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,400	23,800	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,800	24,200	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,200	24,600	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,600	25,000	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,000	25,400	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,400	25,800	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,800	26,200	290	20	0	0	0	0	0	0	0	0
26,200	26,600	320	50	0	0	0	0	0	0	0	0
26,600	27,000	340	80	0	0	0	0	0	0	0	0
27,000	27,400	370	100	0	0	0	0	0	0	0	0
27,400	27,800	390	130	0	0	0	0	0	0	0	0
27,800	28,200	420	150	0	0	0	0	0	0	0	0
28,200	28,600	440	180	0	0	0	0	0	0	0	0
28,600	29,000	470	200	0	0	0	0	0	0	0	0
29,000	29,400	500	230	0	0	0	0	0	0	0	0
29,400	29,800	520	250	0	0	0	0	0	0	0	0
29,800	30,200	550	280	10	0	0	0	0	0	0	0
30,200	30,600	570	310	40	0	0	0	0	0	0	0
30,600	31,000	600	330	60	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,400	620	360	90	0	0	0	0	0	0	0
31,400	31,800	650	380	120	0	0	0	0	0	0	0
31,800	32,200	680	410	140	0	0	0	0	0	0	0
32,200	32,600	710	430	170	0	0	0	0	0	0	0
32,600	33,000	740	460	190	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,600	780	490	220	0	0	0	0	0	0	0
33,600	34,200	830	530	260	0	0	0	0	0	0	0
34,200	34,800	880	570	300	30	0	0	0	0	0	0
34,800	35,400	930	610	340	70	0	0	0	0	0	0
35,400	36,000	980	650	380	120	0	0	0	0	0	0
36,000	36,600	1,030	700	430	160	0	0	0	0	0	0
36,600	37,200	1,090	750	470	200	0	0	0	0	0	0
37,200	37,800	1,140	810	510	250	0	0	0	0	0	0
37,800	38,400	1,200	860	560	290	20	0	0	0	0	0
38,400	39,000	1,250	920	600	330	70	0	0	0	0	0
39,000	39,600	1,300	970	640	380	110	0	0	0	0	0
39,600	40,200	1,360	1,020	690	420	150	0	0	0	0	0
40,200	40,800	1,410	1,080	740	460	200	0	0	0	0	0
40,800	41,400	1,470	1,130	800	510	240	0	0	0	0	0
41,400	42,000	1,530	1,190	850	550	280	20	0	0	0	0
42,000	42,600	1,610	1,240	910	590	330	60	0	0	0	0
42,600	43,200	1,690	1,290	960	640	370	100	0	0	0	0
43,200	43,800	1,770	1,350	1,010	680	410	140	0	0	0	0
43,800	44,400	1,850	1,400	1,070	740	450	190	0	0	0	0
44,400	45,000	1,930	1,460	1,120	790	500	230	0	0	0	0
45,000	45,600	2,020	1,520	1,180	840	540	270	10	0	0	0

イ 月 額 表
 乙 表
 (二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,600	46,200	2,100	1,600	1,230	900	580	320	50	0	0	0
46,200	46,800	2,180	1,680	1,280	950	630	360	90	0	0	0
46,800	47,400	2,260	1,760	1,340	1,010	670	400	140	0	0	0
47,400	48,000	2,340	1,840	1,390	1,060	730	450	180	0	0	0
48,000	48,600	2,420	1,920	1,450	1,110	780	490	220	0	0	0
48,600	49,200	2,500	2,000	1,500	1,170	830	530	270	0	0	0
49,200	49,800	2,580	2,080	1,580	1,220	890	580	310	40	0	0
49,800	50,400	2,660	2,160	1,660	1,280	940	620	350	90	0	0
50,400	51,000	2,740	2,240	1,740	1,330	1,000	660	400	130	0	0
51,000	52,000	2,850	2,350	1,850	1,400	1,070	730	450	190	0	0
52,000	53,000	2,990	2,490	1,990	1,490	1,160	820	530	260	0	0
53,000	54,000	3,120	2,620	2,120	1,620	1,250	910	600	330	60	0
54,000	55,000	3,260	2,760	2,260	1,760	1,340	1,000	670	400	140	0
55,000	56,000	3,390	2,890	2,390	1,890	1,430	1,090	760	480	210	0
56,000	57,000	3,530	3,030	2,530	2,030	1,530	1,180	850	550	280	10
57,000	58,000	3,660	3,160	2,660	2,160	1,660	1,270	940	620	350	90
58,000	59,000	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,360	1,030	700	420	160
59,000	60,000	3,930	3,430	2,930	2,430	1,930	1,450	1,120	790	500	230
60,000	61,000	4,070	3,570	3,070	2,570	2,070	1,570	1,210	880	570	300
61,000	62,000	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	970	640	370
62,000	63,000	4,340	3,840	3,340	2,840	2,340	1,840	1,390	1,060	720	450
63,000	64,000	4,470	3,970	3,470	2,970	2,470	1,970	1,480	1,150	810	520
64,000	65,000	4,610	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,610	1,240	900	590
65,000	66,000	4,740	4,240	3,740	3,240	2,740	2,240	1,740	1,330	990	660
66,000	67,000	4,880	4,380	3,880	3,380	2,880	2,380	1,880	1,420	1,080	750
67,000	68,000	5,010	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	1,510	1,170	840
68,000	69,000	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,650	1,270	930
69,000	70,000	5,320	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,370	1,030
70,000	71,000	5,520	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450	1,950	1,470	1,130
71,000	72,000	5,720	5,100	4,600	4,100	3,600	3,100	2,600	2,100	1,600	1,230
72,000	73,000	5,920	5,250	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,750	1,330
73,000	74,000	6,120	5,450	4,900	4,400	3,900	3,400	2,900	2,400	1,900	1,430
74,000	75,000	6,320	5,650	5,050	4,550	4,050	3,550	3,050	2,550	2,050	1,550
75,000	76,000	6,520	5,850	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700
76,000	77,000	6,720	6,050	5,380	4,850	4,350	3,850	3,350	2,850	2,350	1,850
77,000	78,000	6,920	6,250	5,580	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000
78,000	79,000	7,120	6,450	5,780	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150
79,000	80,000	7,320	6,650	5,980	5,320	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300
80,000	81,000	7,520	6,850	6,180	5,520	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450
81,000	82,500	7,770	7,100	6,430	5,770	5,140	4,640	4,140	3,640	3,140	2,640
82,500	84,000	8,070	7,400	6,730	6,070	5,400	4,860	4,360	3,860	3,360	2,860
84,000	85,500	8,370	7,700	7,030	6,370	5,700	5,090	4,590	4,090	3,590	3,090
85,500	87,000	8,670	8,000	7,330	6,670	6,000	5,330	4,810	4,310	3,810	3,310
87,000	88,500	8,970	8,300	7,630	6,970	6,300	5,630	5,040	4,540	4,040	3,540
88,500	90,000	9,270	8,600	7,930	7,270	6,600	5,930	5,270	4,760	4,260	3,760
90,000	91,500	9,570	8,900	8,230	7,570	6,900	6,230	5,570	4,990	4,490	3,990
91,500	93,000	9,870	9,200	8,530	7,870	7,200	6,530	5,870	5,210	4,710	4,210
93,000	94,500	10,170	9,500	8,830	8,170	7,500	6,830	6,170	5,500	4,940	4,440
94,500	96,000	10,520	9,800	9,130	8,470	7,800	7,130	6,470	5,800	5,160	4,660
96,000	97,500	10,900	10,100	9,430	8,770	8,100	7,430	6,770	6,100	5,430	4,890

イ 月 額 表
乙 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
97,500	99,000	11,270	10,440	9,730	9,070	8,400	7,730	7,070	6,400	5,730	5,110
99,000	100,500	11,650	10,810	10,030	9,370	8,700	8,030	7,370	6,700	6,030	5,360
100,500	102,000	12,020	11,190	10,350	9,670	9,000	8,330	7,670	7,000	6,330	5,660
102,000	103,500	12,400	11,560	10,730	9,970	9,300	8,630	7,970	7,300	6,630	5,960
103,500	105,000	12,770	11,940	11,100	10,270	9,600	8,930	8,270	7,600	6,930	6,260
105,000	106,500	13,150	12,310	11,480	10,640	9,900	9,230	8,570	7,900	7,230	6,560
106,500	108,000	13,520	12,690	11,850	11,020	10,200	9,530	8,870	8,200	7,530	6,860
108,000	109,500	13,900	13,060	12,230	11,390	10,560	9,830	9,170	8,500	7,830	7,160
109,500	111,000	14,270	13,440	12,600	11,770	10,940	10,130	9,470	8,800	8,130	7,460
111,000	112,500	14,650	13,810	12,980	12,140	11,310	10,480	9,770	9,100	8,430	7,760
112,500	114,000	15,020	14,190	13,350	12,520	11,690	10,850	10,070	9,400	8,730	8,060
114,000	115,500	15,400	14,560	13,730	12,890	12,060	11,230	10,390	9,700	9,030	8,360
115,500	117,000	15,770	14,940	14,100	13,270	12,440	11,600	10,770	10,000	9,330	8,660
117,000	118,500	16,150	15,310	14,480	13,640	12,810	11,980	11,140	10,310	9,630	8,960
118,500	120,000	16,520	15,690	14,850	14,020	13,190	12,350	11,520	10,690	9,930	9,260
120,000	121,500	16,900	16,060	15,230	14,390	13,560	12,730	11,890	11,060	10,230	9,560
121,500	123,000	17,270	16,440	15,600	14,770	13,940	13,100	12,270	11,440	10,600	9,860
123,000	124,500	17,650	16,810	15,980	15,140	14,310	13,480	12,640	11,810	10,980	10,160
124,500	126,000	18,020	17,190	16,350	15,520	14,690	13,850	13,020	12,190	11,350	10,520
126,000	128,000	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460	12,620	11,790	10,960
128,000	130,000	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	12,290	11,460
130,000	132,000	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460	13,620	12,790	11,960
132,000	134,000	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960	14,120	13,290	12,460
134,000	136,000	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460	14,620	13,790	12,960
136,000	138,000	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460
138,000	140,000	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960
140,000	142,000	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460
142,000	144,000	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960
144,000	146,000	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460
146,000	148,000	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960
148,000	150,000	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460
150,000	152,000	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960
152,000	154,000	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460
154,000	156,000	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960
156,000	158,000	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460
158,000	160,000	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030
160,000	162,000	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630
162,000	164,000	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230
164,000	166,000	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830
166,000	168,000	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430
168,000	170,000	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030
170,000	172,000	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630
172,000	174,000	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230
174,000	176,000	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830
176,000	178,000	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430
178,000	180,000	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030
180,000	182,000	34,810	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630
182,000	184,000	35,510	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230
184,000	186,000	36,210	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830
186,000	188,000	36,910	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430

昭和三十九年三月二十四日 衆議院会議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 月 額 表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
188,000	190,000	37,610	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030
190,000	192,000	38,310	37,140	35,970	34,810	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630
192,000	194,000	39,010	37,840	36,670	35,510	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230
194,000	196,000	39,710	38,540	37,370	36,210	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830
196,000	198,000	40,410	39,240	38,070	36,910	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430
198,000	200,000	41,110	39,940	38,770	37,610	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030
200,000円		41,460	40,290	39,120	37,960	36,790	35,620	34,460	33,330	32,330	31,330
200,000円をこえ 230,000円に満た ない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000円をこえ る金額の 35% に相当する金額を加算した金額									
230,000円		51,960	50,790	49,620	48,460	47,290	46,120	44,960	43,830	42,830	41,830
230,000円をこえ 355,000円に満た ない金額		230,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 230,000 円をこえ る金額の 40% に相当する金額を加算した金額									
355,000円		101,960	100,790	99,620	98,460	97,290	96,120	94,960	93,830	92,830	91,830
355,000円をこえ 522,000円に満た ない金額		355,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 355,000 円をこえ る金額の 45% に相当する金額を加算した金額									
522,000円		177,110	175,940	174,770	173,610	172,440	171,270	170,110	168,980	167,980	166,980
522,000円をこえ る金額		522,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 522,000 円をこえ る金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごと に 500 円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 13 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,000 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 口 額 表

甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人			
以 上	未 満	税 額											円	円	
円 520円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 その日の社会 保険料控除の 後の金額の6 %に相当する 金額	円 0
520	530	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
530	540	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
540	550	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
550	560	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
560	570	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
570	580	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
580	590	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
590	600	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
600	610	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
610	620	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
620	630	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
630	640	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
640	650	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
650	660	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
660	670	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
670	680	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
680	690	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
690	700	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
700	710	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
710	720	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
720	730	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0
730	740	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
740	750	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
750	760	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
760	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
780	800	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
800	820	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0
820	840	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0
840	860	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0
860	880	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
880	900	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
900	920	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0
920	940	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	0
940	960	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
960	980	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	118	0
980	1,000	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0
1,000	1,020	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0
1,020	1,040	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,040	1,060	40	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	133	0
1,060	1,080	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139	0
1,080	1,100	45	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144	0
1,100	1,120	45	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	0
1,120	1,140	45	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156	0
1,140	1,160	50	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161	0
1,160	1,180	50	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	168	0

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額													
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1,180	1,200	50	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	174	0
1,200	1,220	55	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	179	0
1,220	1,240	55	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	184	0
1,240	1,260	60	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	189	0
1,260	1,280	65	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	195	0
1,280	1,300	65	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
1,300	1,320	70	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	205	0
1,320	1,340	70	35	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	211	0
1,340	1,360	75	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	216	0
1,360	1,380	75	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	221	0
1,380	1,400	80	40	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0	227	0
1,400	1,440	85	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	232	0
1,440	1,480	90	45	35	20	15	5	0	0	0	0	0	0	242	0
1,480	1,520	95	50	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	254	0
1,520	1,560	100	55	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0	269	0
1,560	1,600	105	60	45	35	20	15	5	0	0	0	0	0	283	0
1,600	1,640	110	65	50	35	25	15	5	0	0	0	0	0	298	3
1,640	1,680	115	70	55	40	30	20	10	0	0	0	0	0	312	6
1,680	1,720	120	75	60	45	35	20	15	5	0	0	0	0	327	9
1,720	1,760	125	80	65	50	35	25	15	5	0	0	0	0	342	12
1,760	1,800	130	85	70	50	40	30	20	10	0	0	0	0	356	15
1,800	1,840	135	90	75	55	45	30	20	15	5	0	0	0	371	17
1,840	1,880	140	95	80	65	45	35	25	15	5	0	0	0	385	20
1,880	1,920	150	100	85	70	50	40	30	20	10	0	0	0	400	23
1,920	1,960	155	105	90	75	55	45	30	20	10	5	0	0	415	26
1,960	2,000	160	115	95	80	60	45	35	25	15	5	0	0	429	29
2,000	2,040	165	120	100	85	70	50	40	30	20	10	0	0	444	32
2,040	2,080	170	125	105	90	75	55	45	30	20	10	5	0	459	36
2,080	2,120	175	130	110	95	80	60	45	35	25	15	5	0	478	39
2,120	2,160	185	135	115	100	85	65	50	40	30	20	10	0	495	43
2,160	2,200	190	140	125	105	90	70	55	40	30	20	10	0	512	46
2,200	2,240	195	145	130	110	95	80	60	45	35	25	15	0	529	50
2,240	2,280	205	150	135	115	100	85	65	50	40	25	15	0	545	54
2,280	2,320	210	155	140	125	105	90	70	55	40	30	20	0	562	57
2,320	2,360	220	160	145	130	110	95	80	60	45	35	25	0	578	61
2,360	2,400	230	170	150	135	120	100	85	65	50	40	30	0	594	64
2,400	2,440	235	175	155	140	125	105	90	75	55	45	30	0	610	68
2,440	2,480	245	185	165	145	130	115	95	80	65	45	35	0	626	74
2,480	2,520	250	190	170	155	135	120	100	85	70	50	40	0	642	79
2,520	2,560	260	200	175	160	140	125	110	90	75	60	45	0	658	84
2,560	2,600	270	205	185	165	150	130	115	95	80	65	50	0	674	90
2,600	2,640	275	215	190	170	155	135	120	105	85	70	55	0	690	95
2,640	2,700	285	225	200	180	160	145	130	110	95	75	60	0	706	101
2,700	2,760	300	235	215	190	170	155	135	120	105	85	70	0	730	109
2,760	2,820	310	250	225	205	180	160	145	130	110	95	80	0	754	117
2,820	2,880	320	260	240	215	195	170	155	140	120	105	85	0	778	125
2,880	2,940	335	275	250	230	205	185	165	145	130	115	95	0	803	133
2,940	3,000	345	285	260	240	220	195	175	155	140	120	105	0	833	141
3,000	3,060	360	295	275	250	230	205	185	165	150	130	115	0	860	149
3,060	3,120	375	310	285	265	240	220	195	175	155	140	125	0	887	157

ロ 日 額 表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人		
以 上	未 満	税 額											額	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,120	3,180	390	320	300	275	255	230	210	185	165	150	130	914	165
3,180	3,240	405	335	310	290	265	245	220	200	175	160	140	941	174
3,240	3,300	420	345	320	300	280	255	235	210	190	165	150	968	183
3,300	3,360	435	360	335	310	290	265	245	220	200	180	160	995	192
3,360	3,420	450	375	350	325	300	280	255	235	210	190	170	1,022	201
3,420	3,480	465	390	365	335	315	290	270	245	225	200	180	1,049	210
3,480	3,540	480	405	380	350	325	305	280	260	235	215	190	1,076	219
3,540	3,600	495	420	395	365	340	315	295	270	250	225	205	1,103	228
3,600	3,660	510	435	410	380	350	325	305	280	260	240	215	1,130	237
3,660	3,720	525	450	425	395	365	340	315	295	270	250	225	1,157	249
3,720	3,780	540	465	440	410	380	355	330	305	285	260	240	1,184	261
3,780	3,840	555	480	455	425	395	370	340	320	295	275	250	1,211	273
3,840	3,900	570	495	470	440	410	385	355	330	310	285	265	1,239	285
3,900	3,960	585	510	485	455	425	400	370	345	320	300	275	1,272	297
3,960	4,020	600	525	500	470	440	415	385	360	330	310	285	1,305	309
4,020	4,080	615	540	515	485	455	430	400	375	345	320	300	1,338	321
4,080	4,140	635	555	530	500	470	445	415	390	360	335	310	1,370	333
4,140	4,200	655	570	545	515	485	460	430	405	375	345	325	1,400	345
4,200	4,260	670	585	560	530	500	475	445	420	390	360	335	1,430	357
4,260	4,320	690	600	575	545	515	490	460	435	405	375	350	1,460	369
4,320	4,380	705	615	590	560	530	505	475	450	420	390	365	1,490	381
4,380	4,440	725	635	605	575	545	520	490	465	435	405	380	1,520	393
4,440	4,500	745	650	620	590	560	535	505	480	450	420	395	1,550	405
4,500	4,560	765	670	640	605	580	550	525	495	465	440	410	1,580	417
4,560	4,660	790	695	660	630	600	570	545	515	485	460	430	1,620	433
4,660	4,740	810	720	685	655	620	590	565	535	505	480	450	1,660	449
4,740	4,820	835	745	710	675	645	610	585	555	525	500	470	1,700	466
4,820	4,900	860	770	735	700	665	635	605	575	545	520	490	1,740	486
4,900	4,980	885	790	760	725	690	655	625	595	565	540	510	1,780	506
4,980	5,060	910	815	780	750	715	680	650	615	585	560	530	1,820	526
5,060	5,140	930	840	805	775	740	705	670	640	605	580	550	1,860	546
5,140	5,220	955	865	830	795	765	730	695	660	630	600	570	1,900	566
5,220	5,300	980	890	855	820	785	755	720	685	655	620	590	1,940	586
5,300	5,380	1,005	910	880	845	810	775	745	710	675	645	610	1,980	606
5,380	5,460	1,030	935	900	870	835	800	770	735	700	665	635	2,020	626
5,460	5,540	1,050	960	925	895	860	825	790	760	725	690	655	2,060	646
5,540	5,620	1,075	985	950	915	885	850	815	780	750	715	680	2,100	666
5,620	5,700	1,100	1,010	975	940	905	875	840	805	775	740	705	2,140	686
5,700	5,780	1,125	1,030	1,000	965	930	895	865	830	795	765	730	2,180	706
5,780	5,860	1,150	1,055	1,020	990	955	920	890	855	820	785	755	2,218	726
5,860	5,940	1,180	1,080	1,045	1,015	980	945	910	880	845	810	775	2,254	746
5,940	6,020	1,210	1,105	1,070	1,035	1,005	970	935	900	870	835	800	2,292	766
6,020	6,100	1,235	1,130	1,095	1,060	1,025	995	960	925	895	860	825	2,336	786
6,100	6,180	1,265	1,155	1,120	1,085	1,050	1,015	985	950	915	885	850	2,380	806
6,180	6,260	1,290	1,185	1,145	1,110	1,075	1,040	1,010	975	940	905	875	2,424	826
6,260	6,340	1,320	1,215	1,175	1,135	1,100	1,065	1,030	1,000	965	930	895	2,468	846
6,340	6,420	1,350	1,240	1,200	1,165	1,125	1,090	1,055	1,020	990	955	920	2,512	870
6,420	6,500	1,375	1,270	1,230	1,190	1,150	1,115	1,080	1,045	1,015	980	945	2,556	894

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上 未 満	税 額												
6,500 円	円 1,390	円 1,285	円 1,245	円 1,205	円 1,165	円 1,125	円 1,090	円 1,060	円 1,025	円 990	円 955	円 2,600	円 918
6,500 円をこえ 7,670 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											2,600円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	918 円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
7,670 円	円 1,800	円 1,695	円 1,655	円 1,615	円 1,575	円 1,535	円 1,500	円 1,470	円 1,435	円 1,400	円 1,365	円 3,126	円 1,327
7,670 円をこえ 11,840 円に満 たない金額	7,670 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,670 円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											3,126円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,670 円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,327円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,670 円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
11,840 円	円 3,470	円 3,365	円 3,325	円 3,285	円 3,245	円 3,205	円 3,170	円 3,140	円 3,105	円 3,070	円 3,035	円 5,211	円 2,995
11,840 円をこ え17,390 円に 満たない金額	11,840 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,840 円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											5,211円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,840円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	2,995円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,840円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

口 日 額 表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 等 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額												
17,390 円		円 5,965	円 5,860	円 5,820	円 5,780	円 5,740	円 5,700	円 5,665	円 5,635	円 5,600	円 5,565	円 5,530	円 8,263	円 5,492
17,390 円をこ える金額		17,390 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,390 円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											8,263円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,390円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	5,492円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,390円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その 10人をこえる1人ごとに17円を控除した金額													従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提出 されている 場合には、当該申 告書に記載 された扶養 親族等の数 に応じ、扶 養親族等1 人ごとに17 円を、上の 各欄によつて 求めた税額 から控除した 金額	—
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき 17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢13歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき35円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

- (イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに17円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (ハ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が18歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は135円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(イ)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
760	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	35	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,320	1,340	45	35	20	15	5	0	0	0	0	0
1,340	1,360	45	35	25	15	5	0	0	0	0	0
1,360	1,380	50	35	25	15	5	0	0	0	0	0
1,380	1,400	50	40	25	15	10	0	0	0	0	0
1,400	1,440	55	40	30	20	10	0	0	0	0	0
1,440	1,480	60	45	35	20	15	5	0	0	0	0
1,480	1,520	65	50	35	25	15	5	0	0	0	0
1,520	1,560	70	55	40	30	20	10	0	0	0	0
1,560	1,600	75	60	45	35	20	15	5	0	0	0
1,600	1,640	80	65	50	35	25	15	5	0	0	0
1,640	1,680	85	70	50	40	30	20	10	0	0	0
1,680	1,720	90	75	60	45	35	20	15	5	0	0
1,720	1,760	95	80	65	45	35	25	15	5	0	0
1,760	1,800	100	85	70	50	40	30	20	10	0	0
1,800	1,840	110	90	75	55	45	30	20	15	5	0
1,840	1,880	115	95	80	65	45	35	25	15	5	0
1,880	1,920	120	100	85	70	50	40	30	20	10	0

日 額 表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,920	1,960	125	105	90	75	55	45	30	20	10	5
1,960	2,000	130	110	95	80	60	45	35	25	15	5
2,000	2,040	135	120	100	85	65	50	40	30	20	10
2,040	2,080	140	125	105	90	75	55	45	30	20	10
2,080	2,120	145	130	110	95	80	60	45	35	25	15
2,120	2,160	150	135	115	100	85	65	50	40	25	20
2,160	2,200	155	140	125	105	90	70	55	40	30	20
2,200	2,240	160	145	130	110	95	80	60	45	35	25
2,240	2,280	165	150	135	115	100	85	65	50	40	25
2,280	2,320	175	155	140	120	105	90	70	55	40	30
2,320	2,360	180	160	145	130	110	95	80	60	45	35
2,360	2,400	190	170	150	135	120	100	85	65	50	40
2,400	2,440	195	175	155	140	125	105	90	75	55	45
2,440	2,480	205	185	165	145	130	115	95	80	60	45
2,480	2,520	215	190	170	150	135	120	100	85	70	50
2,520	2,560	220	200	175	160	140	125	110	90	75	60
2,560	2,600	230	205	185	165	150	130	115	95	80	65
2,600	2,640	235	215	190	170	155	135	120	105	85	70
2,640	2,700	245	225	200	180	160	145	130	110	95	75
2,700	2,760	260	235	215	190	170	155	135	120	105	85
2,760	2,820	270	250	225	205	180	160	145	130	110	95
2,820	2,880	285	260	240	215	195	170	155	140	120	105
2,880	2,940	295	275	250	230	205	185	165	145	130	115
2,940	3,000	305	285	260	240	215	195	175	155	140	120
3,000	3,060	320	295	275	250	230	205	185	165	150	130
3,060	3,120	330	310	285	265	240	220	195	175	155	140
3,120	3,180	345	320	300	275	255	230	210	185	165	150
3,180	3,240	360	335	310	290	265	245	220	200	175	160
3,240	3,300	375	345	320	300	275	255	235	210	190	165
3,300	3,360	390	360	335	310	290	265	245	220	200	175
3,360	3,420	405	375	350	325	300	280	255	235	210	190
3,420	3,480	420	390	365	335	315	290	270	245	225	200
3,480	3,540	435	405	380	350	325	305	280	260	235	215
3,540	3,600	450	420	395	365	335	315	295	270	250	225
3,600	3,660	465	435	410	380	350	325	305	280	260	235
3,660	3,720	480	450	425	395	365	340	315	295	270	250
3,720	3,780	495	465	440	410	380	355	330	305	285	260
3,780	3,840	510	480	455	425	395	370	340	320	295	275
3,840	3,900	525	495	470	440	410	385	355	330	310	285
3,900	3,960	540	510	485	455	425	400	370	345	320	295
3,960	4,020	555	525	500	470	440	415	385	360	330	310
4,020	4,080	570	540	515	485	455	430	400	375	345	320
4,080	4,140	585	555	530	500	470	445	415	390	360	335
4,140	4,200	600	570	545	515	485	460	430	405	375	345
4,200	4,260	615	585	560	530	500	475	445	420	390	360
4,260	4,320	630	600	575	545	515	490	460	435	405	375
4,320	4,380	650	615	590	560	530	505	475	450	420	390
4,380	4,440	665	635	605	575	545	520	490	465	435	405
4,440	4,500	685	650	620	590	560	535	505	480	450	420
4,500	4,580	705	670	640	605	580	550	525	495	465	440

口 日 額 表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,580	4,660	730	695	660	630	600	570	545	515	485	460
4,660	4,740	755	720	685	650	620	590	565	535	505	480
4,740	4,820	775	745	710	675	645	610	585	555	525	500
4,820	4,900	800	770	735	700	665	635	605	575	545	520
4,900	4,980	825	790	760	725	690	655	625	595	565	540
4,980	5,060	850	815	780	750	715	680	650	615	585	560
5,060	5,140	875	840	805	770	740	705	670	640	605	580
5,140	5,220	895	865	830	795	765	730	695	660	630	600
5,220	5,300	920	890	855	820	785	755	720	685	650	620
5,300	5,380	945	910	880	845	810	775	745	710	675	645
5,380	5,460	970	935	900	870	835	800	770	735	700	665
5,460	5,540	995	960	925	890	860	825	790	760	725	690
5,540	5,620	1,015	985	950	915	885	850	815	780	750	715
5,620	5,700	1,040	1,010	975	940	905	875	840	805	770	740
5,700	5,780	1,065	1,030	1,000	965	930	895	865	830	795	765
5,780	5,860	1,090	1,055	1,020	990	955	920	890	855	820	785
5,860	5,940	1,115	1,080	1,045	1,010	980	945	910	880	845	810
5,940	6,020	1,140	1,105	1,070	1,035	1,005	970	935	900	870	835
6,020	6,100	1,170	1,130	1,095	1,060	1,025	995	960	925	890	860
6,100	6,180	1,195	1,155	1,120	1,085	1,050	1,015	985	950	915	885
6,180	6,260	1,225	1,185	1,145	1,110	1,075	1,040	1,010	975	940	905
6,260	6,340	1,250	1,215	1,175	1,135	1,100	1,065	1,030	1,000	965	930
6,340	6,420	1,280	1,240	1,200	1,165	1,125	1,090	1,055	1,020	990	955
6,420	6,500	1,310	1,270	1,230	1,190	1,150	1,115	1,080	1,045	1,010	980
6,500円		1,320	1,285	1,245	1,205	1,165	1,125	1,090	1,060	1,025	990
6,500円をこえ 7,670円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金 額の35%に相当する金額を加算した金額									
7,670円		1,730	1,695	1,655	1,615	1,575	1,535	1,500	1,470	1,435	1,400
7,670円をこえ 11,840円に満た ない金額		7,670円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,670円をこえる 金額の40%に相当する金額を加算した金額									
11,840円		3,400	3,365	3,325	3,285	3,245	3,205	3,170	3,140	3,105	3,070
11,840円をこえ 17,390円に満た ない金額		11,840円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,840円をこえる 金額の45%に相当する金額を加算した金額									

ロ 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶 養 親 族 の 数										
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額									
17,390 円	円 5,895	円 5,860	円 5,820	円 5,780	円 5,740	円 5,700	円 5,665	円 5,635	円 5,600	円 5,565	
17,390 円をこえる 金額	17,390 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,390 円をこえる 金額の 50% に相当する金額を加算した金額										
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 17 円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、扶養親族で ある障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 13 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 35 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。

による賞与の金額に乘すべき率の表)

の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一 項第七号ロの規定の 適用がある場合	
等 の 数											
6 人		7 人		8 人		9 人		10 人以上		前月の社会保険料控 除後の給与の金額	
除 後 の 給 与 の 金 額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
36,200	円未満	39,100	円未満	42,100	円未満	45,000	円未満	48,000	円未満	3,000	円未満
36,200	38,300	39,100	41,400	42,100	44,600	45,000	47,700	48,000	50,800	3,000	5,000
38,300	40,700	41,400	44,000	44,600	47,300	47,700	50,700	50,800	54,000	5,000	7,500
40,700	43,400	44,000	46,800	47,300	50,300	50,700	53,700	54,000	56,800	7,500	10,000
43,400	47,800	46,800	51,100	50,300	54,400	53,700	56,500	56,800	59,500	10,000	13,000
47,800	53,300	51,100	56,400	54,400	59,000	56,500	61,600	59,500	64,100	13,000	16,200
53,300	57,700	56,400	60,100	59,000	62,600	61,600	65,100	64,100	67,900	16,200	16,900
57,700	62,300	60,100	64,900	62,600	67,600	65,100	70,600	67,900	73,800	16,900	28,300
62,300	74,300	64,900	77,100	67,600	79,900	70,600	82,600	73,800	85,400	28,300	29,700
74,300	81,100	77,100	84,100	79,900	87,100	82,600	90,200	85,400	93,200	29,700	31,100
81,100	91,300	84,100	94,000	87,100	96,700	90,200	99,300	93,200	102,200	31,100	39,300
91,300	99,300	94,000	102,200	96,700	105,100	99,300	108,000	102,200	110,900	39,300	41,100
99,300	108,700	102,200	111,900	105,100	115,100	108,000	118,300	110,900	121,400	41,100	43,100
108,700	122,900	111,900	125,700	115,100	128,500	118,300	131,300	121,400	134,000	43,100	55,300
122,900	134,100	125,700	137,100	128,500	140,200	131,300	143,200	134,000	146,200	55,300	57,900
134,100	158,000	137,100	160,700	140,200	163,300	143,200	166,000	146,200	168,700	57,900	76,300
158,000	171,700	160,700	174,600	163,300	177,500	166,000	180,400	168,700	183,300	76,300	79,800
171,700	188,100	174,600	191,300	177,500	194,400	180,400	197,600	183,300	200,800	79,800	83,700
188,100	213,200	191,300	216,000	194,400	218,800	197,600	221,500	200,800	224,300	83,700	104,500
213,200	232,600	216,000	235,600	218,800	238,700	221,500	241,700	224,300	244,700	104,500	109,500
232,600	304,700	235,600	307,300	238,700	310,000	241,700	312,700	244,700	315,300	109,500	157,800
304,700	331,200	307,300	334,100	310,000	337,000	312,700	339,900	315,300	342,800	157,800	165,100
331,200	362,700	334,100	365,900	337,000	369,000	339,900	372,200	342,800	375,400	165,100	173,200
362,700	456,300	365,900	459,000	369,000	461,800	372,200	464,600	375,400	467,400	173,200	237,100
456,300	497,700	459,000	500,800	461,800	503,300	464,600	506,800	467,400	509,800	237,100	248,400
497,700円以上		500,800円以上		503,800円以上		506,800円以上		509,800円以上		248,400円以上	

額を求める。

う。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,000円
除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、
金額を求める。

率である。

与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の
等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額
(一)の(3)に準じて計算する。)

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表 (第三十八条 第一項 第七号イ若しくはロ又は 同条第五項の 規定)

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号 イ											
	扶 養 親 族				扶 養 親 族				扶 養 親 族			
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	11 人
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	11,300円	11,300円未満	20,500円	20,500円未満	23,800円	23,800円未満	27,200円	27,200円未満	30,200円	30,200円未満	33,200円	33,200円未満
2	11,300	12,100	20,500	21,900	23,800	25,400	27,200	28,900	30,200	32,000	33,200	35,100
4	12,100	13,000	21,900	23,400	25,400	27,200	28,900	30,700	32,000	34,000	35,100	37,300
6	13,000	13,900	23,400	25,200	27,200	29,200	30,700	32,700	34,000	36,300	37,300	39,800
8	13,900	24,600	25,200	32,500	29,200	34,900	32,700	38,000	36,300	41,300	39,800	44,600
10	24,600	30,200	32,500	37,800	34,900	40,000	38,000	44,000	41,300	47,100	44,600	50,400
12	30,200	32,800	37,800	41,700	40,000	45,100	44,000	48,500	47,100	52,000	50,400	55,200
14	32,800	51,400	41,700	58,100	45,100	58,600	48,500	58,600	52,000	58,600	55,200	59,600
16	51,400	55,900	58,100	62,000	58,600	64,200	58,600	66,400	58,600	68,800	59,600	71,500
18	55,900	59,900	62,000	66,400	64,200	68,900	66,400	72,000	68,800	75,000	71,500	78,000
20	59,900	70,700	66,400	78,000	68,900	80,700	72,000	83,300	75,000	86,000	78,000	88,700
22	70,700	76,800	78,000	84,800	80,700	87,700	83,300	90,600	86,000	93,500	88,700	96,400
24	76,800	84,100	84,800	92,900	87,700	96,000	90,600	99,200	93,500	102,400	96,400	105,600
26	84,100	101,400	92,900	109,000	96,000	111,800	99,200	114,600	102,400	117,400	105,600	120,100
28	101,400	110,600	109,000	118,900	111,800	122,000	114,600	125,000	117,400	128,000	120,100	131,100
30	110,600	137,300	118,900	144,700	122,000	147,300	125,000	150,000	128,000	152,700	131,100	155,300
32	137,300	149,300	144,700	157,200	147,300	160,100	150,000	163,000	152,700	165,900	155,300	168,800
34	149,300	163,500	157,200	172,200	160,100	175,400	163,000	178,600	165,900	181,700	168,800	184,900
36	163,500	191,700	172,200	199,300	175,400	202,100	178,600	204,900	181,700	207,600	184,900	210,400
38	191,700	209,100	199,300	217,400	202,100	220,500	204,900	223,500	207,600	226,500	210,400	229,500
40	209,100	284,000	217,400	291,300	220,500	294,000	223,500	296,700	226,500	299,300	229,500	302,000
42	284,000	308,700	291,300	316,700	294,000	319,600	296,700	322,500	299,300	325,400	302,000	328,300
44	308,700	338,100	316,700	346,800	319,600	350,000	322,500	353,200	325,400	356,300	328,300	359,500
46	338,100	434,700	346,800	442,400	350,000	445,100	353,200	447,900	356,300	450,700	359,500	453,500
48	434,700	474,200	442,400	482,600	445,100	485,600	447,900	488,600	450,700	491,700	453,500	494,700
50	474,200円以上		482,600円以上		485,600円以上		488,600円以上		491,700円以上		494,700円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢13歳以上の扶養親族(乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの)をい

(ロ) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ロ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかった場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給
定により税額を計算する。(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か
扶養親族の数に依り、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は4,000円を控除した金額に依り、扶養親族
に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、

別表第六の備考(3)を次のように改める。

(3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合の区分に

応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに掲げる金額

(イ) その生命保険料の金額が20,000円までの場合 その全額

(ロ) その生命保険料の金額が20,000円をこえ50,000円までの場合 その金額の2分の1に相

当する金額と10,000円との合計額

(ハ) その生命保険料の金額が50,000円をこえる場合 35,000円

別表第六の備考(3)の次に次のように加える。

(4) 申告された損害保険料の金額がある場合には、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応

じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる金額

(イ) その損害保険料の金額のうちに第十一条の八第一項に規定する長期損害保険契約等に係

るものがある場合 その金額(その金額が5,000円をこえる場合には、5,000円)。ただし、

当該長期損害保険契約等以外の契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、当該長期損害保険

契約等に係る金額が2,000円未満である場合には、2,000円と当該長期損害保険契約等に係

る金額との合計額とする。

(ロ) その損害保険料の金額のうちに第十一条の八第一項に規定する長期損害保険契約等に係

るものがない場合 その金額(その金額が2,000円をこえる場合には、2,000円)

別表第六の備考(4)中「第十一条の八」を「第十一条の九」及び「第十一条の九」を「第十一条の十」に

改める。

別表第六の附表を次のように改める。

別表第六の附表

(一)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
171,880円	172,000円未満	121,500円未満	220,000円	221,000円	160,000円	270,000円	271,000円	200,000円
171,880	172,000	121,500	221,000	222,000	160,800	271,000	272,000	200,800
172,000	173,000	121,600	222,000	223,000	161,600	272,000	273,000	201,600
173,000	174,000	122,400	223,000	224,000	162,400	273,000	274,000	202,400
174,000	175,000	123,200	224,000	225,000	163,200	274,000	275,000	203,200
175,000	176,000	124,000	225,000	226,000	164,000	275,000	276,000	204,000
176,000	177,000	124,800	226,000	227,000	164,800	276,000	277,000	204,800
177,000	178,000	125,600	227,000	228,000	165,600	277,000	278,000	205,600
178,000	179,000	126,400	228,000	229,000	166,400	278,000	279,000	206,400
179,000	180,000	127,200	229,000	230,000	167,200	279,000	280,000	207,200
180,000	181,000	128,000	230,000	231,000	168,000	280,000	281,000	208,000
181,000	182,000	128,800	231,000	232,000	168,800	281,000	282,000	208,800
182,000	183,000	129,600	232,000	233,000	169,600	282,000	283,000	209,600
183,000	184,000	130,400	233,000	234,000	170,400	283,000	284,000	210,400
184,000	185,000	131,200	234,000	235,000	171,200	284,000	285,000	211,200
185,000	186,000	132,000	235,000	236,000	172,000	285,000	286,000	212,000
186,000	187,000	132,800	236,000	237,000	172,800	286,000	287,000	212,800
187,000	188,000	133,600	237,000	238,000	173,600	287,000	288,000	213,600
188,000	189,000	134,400	238,000	239,000	174,400	288,000	289,000	214,400
189,000	190,000	135,200	239,000	240,000	175,200	289,000	290,000	215,200
190,000	191,000	136,000	240,000	241,000	176,000	290,000	291,000	216,000
191,000	192,000	136,800	241,000	242,000	176,800	291,000	292,000	216,800
192,000	193,000	137,600	242,000	243,000	177,600	292,000	293,000	217,600
193,000	194,000	138,400	243,000	244,000	178,400	293,000	294,000	218,400
194,000	195,000	139,200	244,000	245,000	179,200	294,000	295,000	219,200
195,000	196,000	140,000	245,000	246,000	180,000	295,000	296,000	220,000
196,000	197,000	140,800	246,000	247,000	180,800	296,000	297,000	220,800
197,000	198,000	141,600	247,000	248,000	181,600	297,000	298,000	221,600
198,000	199,000	142,400	248,000	249,000	182,400	298,000	299,000	222,400
199,000	200,000	143,200	249,000	250,000	183,200	299,000	300,000	223,200
200,000	201,000	144,000	250,000	251,000	184,000	300,000	301,000	224,000
201,000	202,000	144,800	251,000	252,000	184,800	301,000	302,000	224,800
202,000	203,000	145,600	252,000	253,000	185,600	302,000	303,000	225,600
203,000	204,000	146,400	253,000	254,000	186,400	303,000	304,000	226,400
204,000	205,000	147,200	254,000	255,000	187,200	304,000	305,000	227,200
205,000	206,000	148,000	255,000	256,000	188,000	305,000	306,500	228,000
206,000	207,000	148,800	256,000	257,000	188,800	306,500	308,000	229,200
207,000	208,000	149,600	257,000	258,000	189,600	308,000	309,500	230,400
208,000	209,000	150,400	258,000	259,000	190,400	309,500	311,000	231,600
209,000	210,000	151,200	259,000	260,000	191,200	311,000	312,500	232,800
210,000	211,000	152,000	260,000	261,000	192,000	312,500	314,000	234,000
211,000	212,000	152,800	261,000	262,000	192,800	314,000	315,500	235,200
212,000	213,000	153,600	262,000	263,000	193,600	315,500	317,000	236,400
213,000	214,000	154,400	263,000	264,000	194,400	317,000	318,500	237,600
214,000	215,000	155,200	264,000	265,000	195,200	318,500	320,000	238,800
215,000	216,000	156,000	265,000	266,000	196,000	320,000	321,500	240,000
216,000	217,000	156,800	266,000	267,000	196,800	321,500	323,000	241,200
217,000	218,000	157,600	267,000	268,000	197,600	323,000	324,500	242,400
218,000	219,000	158,400	268,000	269,000	198,400	324,500	326,000	243,600
219,000	220,000	159,200	269,000	270,000	199,200	326,000	327,500	244,800

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控
以 上	未 満	除後の給与 の金額	以 上	未 満	除後の給与 の金額	以 上	未 満	除後の給与 の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
327,500	329,000	246,000	402,500	404,000	306,000	477,500	479,000	371,750
329,000	330,500	247,200	404,000	405,500	307,200	479,000	480,500	373,100
330,500	332,000	248,400	405,500	407,000	308,400	480,500	482,000	374,450
332,000	333,500	249,600	407,000	408,500	309,600	482,000	483,500	375,800
333,500	335,000	250,800	408,500	410,000	310,800	483,500	485,000	377,150
335,000	336,500	252,000	410,000	411,500	312,000	485,000	486,500	378,500
336,500	338,000	253,200	411,500	413,000	313,200	486,500	488,000	379,850
338,000	339,500	254,400	413,000	414,500	314,400	488,000	489,500	381,200
339,500	341,000	255,600	414,500	416,000	315,600	489,500	491,000	382,550
341,000	342,500	256,800	416,000	417,500	316,800	491,000	492,500	383,900
342,500	344,000	258,000	417,500	419,000	318,000	492,500	494,000	385,250
344,000	345,500	259,200	419,000	420,500	319,200	494,000	495,500	386,600
345,500	347,000	260,400	420,500	422,000	320,450	495,500	497,000	387,950
347,000	348,500	261,600	422,000	423,500	321,800	497,000	498,500	389,300
348,500	350,000	262,800	423,500	425,000	323,150	498,500	500,000	390,650
350,000	351,500	264,000	425,000	426,500	324,500	500,000	501,500	392,000
351,500	353,000	265,200	426,500	428,000	325,850	501,500	503,000	393,350
353,000	354,500	266,400	428,000	429,500	327,200	503,000	504,500	394,700
354,500	356,000	267,600	429,500	431,000	328,550	504,500	506,000	396,050
356,000	357,500	268,800	431,000	432,500	329,900	506,000	507,500	397,400
357,500	359,000	270,000	432,500	434,000	331,250	507,500	509,000	398,750
359,000	360,500	271,200	434,000	435,500	332,600	509,000	510,500	400,100
360,500	362,000	272,400	435,500	437,000	333,950	510,500	512,000	401,450
362,000	363,500	273,600	437,000	438,500	335,300	512,000	513,500	402,800
363,500	365,000	274,800	438,500	440,000	336,650	513,500	515,000	404,150
365,000	366,500	276,000	440,000	441,500	338,000	515,000	516,500	405,500
366,500	368,000	277,200	441,500	443,000	339,350	516,500	518,000	406,850
368,000	369,500	278,400	443,000	444,500	340,700	518,000	519,500	408,200
369,500	371,000	279,600	444,500	446,000	342,050	519,500	521,000	409,550
371,000	372,500	280,800	446,000	447,500	343,400	521,000	522,500	410,900
372,500	374,000	282,000	447,500	449,000	344,750	522,500	524,000	412,250
374,000	375,500	283,200	449,000	450,500	346,100	524,000	525,500	413,600
375,500	377,000	284,400	450,500	452,000	347,450	525,500	527,000	414,950
377,000	378,500	285,600	452,000	453,500	348,800	527,000	528,500	416,300
378,500	380,000	286,800	453,500	455,000	350,150	528,500	530,000	417,650
380,000	381,500	288,000	455,000	456,500	351,500	530,000	532,000	419,000
381,500	383,000	289,200	456,500	458,000	352,850	532,000	534,000	420,800
383,000	384,500	290,400	458,000	459,500	354,200	534,000	536,000	422,600
384,500	386,000	291,600	459,500	461,000	355,550	536,000	538,000	424,400
386,000	387,500	292,800	461,000	462,500	356,900	538,000	540,000	426,200
387,500	389,000	294,000	462,500	464,000	358,250	540,000	542,000	428,000
389,000	390,500	295,200	464,000	465,500	359,600	542,000	544,000	429,800
390,500	392,000	296,400	465,500	467,000	360,950	544,000	546,000	431,600
392,000	393,500	297,600	467,000	468,500	362,300	546,000	548,000	433,400
393,500	395,000	298,800	468,500	470,000	363,650	548,000	550,000	435,200
395,000	396,500	300,000	470,000	471,500	365,000	550,000	552,000	437,000
396,500	398,000	301,200	471,500	473,000	366,350	552,000	554,000	438,800
398,000	399,500	302,400	473,000	474,500	367,700	554,000	556,000	440,600
399,500	401,000	303,600	474,500	476,000	369,050	556,000	558,000	442,400
401,000	402,500	304,800	476,000	477,500	370,400	558,000	560,000	444,200

昭和三十三年三月二十四日 衆議院会議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
560,000	562,000	446,000	650,000	652,000	527,000	740,000	742,000	608,000
562,000	564,000	447,800	652,000	654,000	528,800	742,000	744,000	609,800
564,000	566,000	449,600	654,000	656,000	530,600	744,000	746,000	611,600
566,000	568,000	451,400	656,000	658,000	532,400	746,000	748,000	613,400
568,000	570,000	453,200	658,000	660,000	534,200	748,000	750,000	615,200
570,000	572,000	455,000	660,000	662,000	536,000	750,000	752,000	617,000
572,000	574,000	456,800	662,000	664,000	537,800	752,000	754,000	618,800
574,000	576,000	458,600	664,000	666,000	539,600	754,000	756,000	620,600
576,000	578,000	460,400	666,000	668,000	541,400	756,000	758,000	622,400
578,000	580,000	462,200	668,000	670,000	543,200	758,000	760,000	624,200
580,000	582,000	464,000	670,000	672,000	545,000	760,000	762,000	626,000
582,000	584,000	465,800	672,000	674,000	546,800	762,000	764,000	627,800
584,000	586,000	467,600	674,000	676,000	548,600	764,000	766,000	629,600
586,000	588,000	469,400	676,000	678,000	550,400	766,000	768,000	631,400
588,000	590,000	471,200	678,000	680,000	552,200	768,000	770,000	633,200
590,000	592,000	473,000	680,000	682,000	554,000	770,000	772,000	635,000
592,000	594,000	474,800	682,000	684,000	555,800	772,000	774,000	636,800
594,000	596,000	476,600	684,000	686,000	557,600	774,000	776,000	638,600
596,000	598,000	478,400	686,000	688,000	559,400	776,000	778,000	640,400
598,000	600,000	480,200	688,000	690,000	561,200	778,000	780,000	642,200
600,000	602,000	482,000	690,000	692,000	563,000	780,000	782,000	644,000
602,000	604,000	483,800	692,000	694,000	564,800	782,000	784,000	645,800
604,000	606,000	485,600	694,000	696,000	566,600	784,000	786,000	647,600
606,000	608,000	487,400	696,000	698,000	568,400	786,000	788,000	649,400
608,000	610,000	489,200	698,000	700,000	570,200	788,000	790,000	651,200
610,000	612,000	491,000	700,000	702,000	572,000	790,000	792,000	653,000
612,000	614,000	492,800	702,000	704,000	573,800	792,000	794,000	654,800
614,000	616,000	494,600	704,000	706,000	575,600	794,000	796,000	656,600
616,000	618,000	496,400	706,000	708,000	577,400	796,000	798,000	658,400
618,000	620,000	498,200	708,000	710,000	579,200	798,000	800,000	660,200
620,000	622,000	500,000	710,000	712,000	581,000	800,000	802,000	662,000
622,000	624,000	501,800	712,000	714,000	582,800	802,000	804,000	663,800
624,000	626,000	503,600	714,000	716,000	584,600	804,000	806,000	665,600
626,000	628,000	505,400	716,000	718,000	586,400	806,000	808,000	667,400
628,000	630,000	507,200	718,000	720,000	588,200	808,000	810,000	669,200
630,000	632,000	509,000	720,000	722,000	590,000	810,000	812,000	671,000
632,000	634,000	510,800	722,000	724,000	591,800	812,000	814,000	672,800
634,000	636,000	512,600	724,000	726,000	593,600	814,000	816,000	674,600
636,000	638,000	514,400	726,000	728,000	595,400	816,000	818,000	676,400
638,000	640,000	516,200	728,000	730,000	597,200	818,000	820,000	678,200
640,000	642,000	518,000	730,000	732,000	599,000	820,000円以上		給与の金額か ら140,000円 を控除した金 額
642,000	644,000	519,800	732,000	734,000	600,800			
644,000	646,000	521,600	734,000	736,000	602,600			
646,000	648,000	523,400	736,000	738,000	604,400			
648,000	650,000	525,200	738,000	740,000	606,200			

(備考) 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

昭和三十九年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法(以下「新法」という。)

の規定は、昭和三十九年分以後の所得税について適用し、昭和三十

八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和三十九年分の所得税の所得控除等に係る特例)

第三条 昭和三十九年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる

新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

五〇六

第九条第一項第五号	イ 収入金額が四十二万以下である場合 ロ 収入金額が四十二万をこえ八十二万以下である場合 ハ 収入金額が八十二万をこえる場合	イ 収入金額が四十一万七千五百円以下である場合 ロ 収入金額が四十一万七千五百円をこえ七十一万七千五百円以下である場合 ハ 収入金額が七十一万七千五百円をこえ八十一万七千五百円以下である場合 ニ 収入金額が八十一万七千五百円をこえる場合
第十一号	イ 収入金額が四十二万以下である場合 ロ 収入金額が四十二万をこえ八十二万以下である場合 ハ 収入金額が八十二万をこえる場合	イ 収入金額が四十一万七千五百円以下である場合 ロ 収入金額が四十一万七千五百円をこえ七十一万七千五百円以下である場合 ハ 収入金額が七十一万七千五百円をこえ八十一万七千五百円以下である場合 ニ 収入金額が八十一万七千五百円をこえる場合
第十一号の二第二項	十五万円	十四万三千八百円
第十一号の二第三項	十二万円	十二万三千八百円
第十一号の七	九万円	八万六千三百円
第十一号の八第一項	二万円 三万円 五千元 二千元	一万八千八百円 三万一千二百円 三千八百円 千五百円

第十一号の九	三千元	二十三百円
第十一号の十第一項	イ 年齢十三歳以上の扶養親族 ロ 年齢十三歳未満の扶養親族	イ 年齢十五歳以上の扶養親族 ロ 年齢十四歳又は十三歳の扶養親族 ハ 年齢十三歳未満の扶養親族
第十一号の十第二項	イ 年齢十三歳以上の扶養親族 ロ 年齢十三歳未満の扶養親族	イ 年齢十五歳以上の扶養親族 ロ 年齢十四歳又は十三歳の扶養親族 ハ 年齢十三歳未満の扶養親族
第十一号の十第三項	イ 年齢十三歳以上の扶養親族 ロ 年齢十三歳未満の扶養親族	イ 年齢十五歳以上の扶養親族 ロ 年齢十四歳又は十三歳の扶養親族 ハ 年齢十三歳未満の扶養親族

第十一條の第十四項	十三歳以上	扶養親族とする者に限るものとする。
	毎 年	
第十二條	十二万円	昭和三十九年 十一万七千五百円
第四十條第一項第二号	別表第六の附表	所得税法の一部を改正する法律 (昭和三十九年法律第 号)附 則別表第二

別表第六の備考(一)	
この表の所収	所得税法の一部を改正する法律 附則別表第二
20,000円	18,800円
10,000円	9,400円
35,000円	34,400円
5,000円	3,800円
2,000円	1,500円
3,000円	2,300円

(法人が支払を受ける報酬又は料金等に対する所得税の課税に係る経過規定)

第四條 新法第一條第三項第三号及び第五号(同項第三号に規定する生命保険契約等に基づき受ける年金に係る部分に限る。)又は同條第五項、第十八條第一項及び第四十一條第一項(新法第一條第五項に規定する報酬又は料金に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十九年六月一日以後に支払を受けるべき当該年金又は報酬若しくは料金について適用する。

(昭和三十九年分の予定納税基準額の計算の特例)

第五條 昭和三十九年分の所得税については、新法第二十一條の二第一項に規定する予定納税基準額

は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

一 納税義務者の昭和三十八年分の総所得金額に対する同年分の所得税の税額(同年分の総所得金額のうち譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつたときは、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第二十一條の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの金額を除外して計算したところにより、同年分の所得税について旧法第二十条又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に關する法

律(昭和二十二年法律第七十五号)第二條の規定の適用があつたときは、当該規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。)から、同年分の所得につき旧法第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十一條第一項又は第四十二條の規定により徴収された又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一條第二項の規定により納付された税額の合計額(旧法第十七條第一項に規定する所得、利子所得、退職所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。)を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額又は調整所得金額(昭和三十八年分の総所得金額のうち譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつたときは、旧法第二十一條の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの金額を除外して計算した金額。以下この条において「課税総所得金額等」という。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び旧法第十一條の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定に該当する扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ、附則別表第一の甲欄に掲げる控除金額

2 昭和三十八年分の所得税に係る課税総所得金額等の計算の基礎となつた前項第二号に規定する扶養親族のうち昭和三十八年十二月三十一日における年齢が十二歳以上十四歳以下であつた扶養親族を有する納税義務者の同項に定める昭和三十九年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、当該課税総所得金額等及び当該扶養親族の年齢の別に応じ、附則別表第一の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する扶養親族の数を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

3 昭和三十八年分の所得税の総所得金額の計算について旧法第十一條の二第二項又は第三項の規定の

適用を受けた納税義務者の第一項に定める昭和三十三年分の予定納税基準額は、前二項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

一 旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者

当該納税義務者の昭和三十三年分の所得税に係る課税総所得金額等及び当該納税義務者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の昭和三十三年十二月三十一日における年齢の別に応じ、附則別表第一の丙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額

二 旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた納税義務者
当該納税義務者の昭和三十三年分の所得税に係る課税総所得金

額等に応じ、附則別表第一の丁欄に掲げる一人当たり控除金額に当該納税義務者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額

四 昭和三十三年分の所得税につき

旧法第十一条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十三年分の新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額の計算については、政令で定める。

(給与所得に対する源泉徴収に係る経過規定)

第六条 新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び別表第四は、昭和三十三年四月一日以後に支給すべき給与所得に対する所得税の源泉徴収に係る税額の計算について適用し、同日前に支給すべき給与所得に対する所得税の源泉徴収に係る税額の計算については、なお従前の例による。

2 新法第三十八条第一項及び第五項(同条第一項に規定する利益又は剰余金の処分により支出する資

与その他命令で定める賞与に対する所得税の源泉徴収の期日に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に支払の確定した当該賞与でこの法律の施行の際まだ支払われていないものについても適用する。この場合においては、同条第一項中「その支払の確定した日」とあるのは、「昭和三十三年四月一日」とする。

3 附則第三条の規定により読み替へられた新法第四十条の規定並びに附則第三条の規定により読み替へられた新法別表第六(附表を除く。)及び附則別表第二は、昭和三十三年中に支給すべき給与所得でその最後に支払をする日が同年四月一日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が同月一日前である場合については、なお従前の例による。

第七条 昭和三十三年中に支給すべき退職所得で同年四月一日前に支払われたものに対する所得税の源

泉徴収については、なお従前の例による。

(給与所得者の扶養控除等申告書の提出に係る経過規定)

第八条 扶養親族と生計を一にする居住者が二人以上ある場合において、これらの者が次の各号に掲げる者に該当するときは、これらの者に対する附則第三条の規定により読み替へられた新法第十一条の十第一項第二号及び第二項第二号並びに第三十九条第一項及び第二項の規定の適用については、昭和三十三年四月一日から同年五月三十一日までの間(当該各号に掲げる者に該当する者が当該各号に規定する新法第三十九条第二項の規定による申告書(以下「新法の乙表適用者等に係る異動申告書」という。)を提出した日後の期間を除く。)は、附則第三条の規定により読み替へられた新法第十一条の十第一項第二号ロ中「一人とし、年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、そのうちの一人とす

る。」とあるのは「一人とする。」と、同条第二項第二号中「限るものとし、これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとする。」とあるのは「限る。」とする。

一 昭和三十三年四月一日前に旧法第十一条の九第一項第二号の規定の適用を受ける旨の記載をした旧法第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者で附則第三条の規定により読み替へられた新法第十一条の十第二項第二号の規定を適用した場合において同号の規定の適用を受ける旨の記載をした新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出すべきこととなる者

二 昭和三十三年四月一日前に旧法第十一条の九第二項第二号の規定の適用を受ける旨の記載をした旧法第三十九条第一項又は

第二項の規定による申告書を提出した者で附則第三条の規定により読み替えられた新法第十一条の十第一項第二号の規定を適用した場合において同号の規定の適用を受ける旨の記載をした新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出することができることとなる者

2 前項第一号に規定する者（昭和三十九年四月一日から同年五月三十一日までの間に新法の乙表適用者等に係る異動申告書を提出した者を除く。）に対する新法第三十九条第二項の規定の適用については、同年六月一日から当該申告書を提出する日までの間は、附則第三条の規定により読み替えられた新法第十一条の十第二項第二号の規定の適用を受ける旨を記載した新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出したものとみなす。

（申告書の公示に係る経過規定）
第九条 新法第五十三条の規定は、この法律の施行後に同条の規定に

該当する事実が生じた場合について適用する。

（支払調書等の提出に係る経過規定）

第十条 新法第六十一条第一項第四号（新法第一条第五項に規定する報酬又は料金に係る部分に限る。）、第六号又は第九号（同号に規定する不動産業者である個人に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十九年四月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する報酬若しくは料金、給付又は資産の貸付等若しくは譲渡に対する対価について適用し、同条第三項の規定は、同日以後のあつせんに係る同項に規定する資産の売買（地上権、賃借権及び地役権の設定を含む。）について適用する。

（施行日前に出国した者に係る更正の請求）
第十一条 昭和三十九年四月一日前に昭和三十九年分の所得税につき旧法第二十九条第二項又は第三項

後段の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同年六月三十日まで、に、納税地の所轄税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ。

2 前項の更正の請求があつた場合における新法第四十七条において準用する新法第三十一条第四項の規定の適用については、同項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和

三十九年四月一日」とする。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第十二条 昭和三十九年中に支給すべき退職所得で同年四月一日前に支払われたものにつき旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき新法第三十八条の二の規定を適用した場合において徴収すべきこととなる所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができ。

2 前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十九年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職所得に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還

付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものに対する新法第三十八条の二第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職所得について旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金につき国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、昭和三十九年七月一日からその還付のための支払決定をする日又は同法第五十七条第一項の規定により充当する日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とす。

税の税額から控除する金額の表)

控 除 す る 金 額				乙 附則第五条第二項 の規定により控除する 金額		丙 附則第五条第三項 第一号の規定により控 除する金額		丁 附則第五条第 三項第二号の規定 により控除する金 額	
の 数				扶 養 親 族 の 年 齢		青色事業専従者の年齢		事業専従者	
7 人	8 人	9 人	10人以上	12歳又は 13歳	14歳	19歳以外 の年齢	19歳		
額				1 人 当 た り 控 除 金 額					
全 額	全 額	全 額	全 額	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
全全全	全全全	全全全	全全全	600	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額
額額額	額額額	額額額	額額額	600	900	1,600	4,600	1,000	1,200
4,230	4,630			700	1,000	1,800		1,200	1,260
4,540	4,830			750	1,120	2,010		1,260	1,260
				750	1,120				
4,540	5,040	5,550	5,840	750	1,120	2,010	4,800	1,260	1,260
4,540	5,040	5,550	6,050	750	1,120	2,010	5,010	1,260	1,260
5,040	5,540	6,050	6,550	750	1,120	2,010	5,010	1,260	1,260
5,540	6,040	6,550	7,050	1,000	1,370	2,510	5,510	1,760	1,760
6,040	6,540	7,050	7,550	1,130	1,680	3,010	6,010	1,880	1,880
6,800	7,040	7,550	8,050	1,130	1,680	3,010	6,510	1,880	1,880
6,800	7,560	8,320	8,550	1,130	1,680	3,010	7,010	1,880	1,880
6,800	7,560	8,320	9,080	1,130	1,680	3,010	7,510	1,880	1,880
7,300	8,060	8,820	9,580	1,130	1,680	3,010	7,510	1,880	1,880
7,800	8,560	9,320	10,080	1,370	1,930	3,510	8,010	2,380	2,380
8,300	9,060	9,820	10,580	1,500	2,240	4,010	8,510	2,510	2,510
9,070	9,560	10,320	11,080	1,500	2,240	4,010	9,010	2,510	2,510
9,070	10,080	11,080	11,580	1,500	2,240	4,010	9,510	2,510	2,510
9,070	10,080	11,080	12,100	1,500	2,240	4,010	10,010	2,510	2,510
9,570	10,580	11,590	12,600	1,500	2,240	4,010	10,010	2,510	2,510
10,070	11,080	12,090	13,100	1,750	2,490	4,510	10,510	3,010	3,010
10,570	11,580	12,590	13,600	1,880	2,800	5,010	11,010	3,140	3,140
11,340	12,080	13,090	14,100	1,880	2,800	5,010	11,510	3,140	3,140
11,340	12,600	13,860	14,600	1,880	2,800	5,010	12,010	3,140	3,140
11,340	12,600	13,860	15,130	1,880	2,800	5,010	12,510	3,140	3,140
11,840	13,100	14,360	15,630	1,800	2,800	5,010	12,510	3,140	3,140
12,340	13,600	14,860	16,130	2,120	3,050	5,510	13,010	3,640	3,640
12,840	14,100	15,360	16,630	2,250	3,360	6,020	13,510	3,770	3,770
13,610	14,600	15,860	17,130	2,250	3,360	6,020	14,010	3,770	3,770
13,610	15,120	16,640	17,630	2,250	3,360	6,020	14,510	3,770	3,770
13,610	15,120	16,640	18,150	2,250	3,360	6,020	15,020	3,770	3,770
14,110	15,620	17,140	18,650	2,250	3,360	6,020	15,020	3,770	3,770
14,610	16,120	17,640	19,150	2,500	3,610	6,520	15,520	4,270	4,270
15,110	16,620	18,140	19,650	2,630	3,920	7,020	16,020	4,390	4,390
15,870	17,120	18,640	20,150	2,630	3,920	7,020	16,520	4,390	4,390
15,870	17,640	19,410	20,650	2,630	3,920	7,020	17,020	4,390	4,390
15,870	17,640	19,410	21,180	2,630	3,920	7,020	17,520	4,390	4,390
16,370	18,140	19,910	21,680	2,630	3,920	7,020	17,520	4,390	4,390
16,870	18,640	20,410	22,180	2,870	4,170	7,520	18,020	4,890	4,890
17,370	19,140	20,910	22,680	3,000	4,480	8,020	18,520	5,020	5,020
18,140	19,640	21,410	23,180	3,000	4,480	8,020	19,020	5,020	5,020
18,140	20,160	22,180	23,680	3,000	4,480	8,020	19,520	5,020	5,020
18,140	20,160	22,180	24,200	3,000	4,480	8,020	20,020	5,020	5,020
18,640	20,660	22,680	24,700	3,000	4,480	8,020	20,020	5,020	5,020
19,140	21,160	23,180	25,200	3,250	4,730	8,520	20,520	5,520	5,520
19,640	21,660	23,680	25,700	3,380	5,040	9,020	21,020	5,650	5,650
20,410	22,160	24,180	26,200	3,380	5,040	9,020	21,520	5,650	5,650
20,410	22,680	24,950	26,700	3,380	5,040	9,020	22,020	5,650	5,650
20,410	22,680	24,950	27,230	3,380	5,040	9,020	22,520	5,650	5,650
20,910	23,180	25,450	27,730	3,380	5,040	9,020	22,520	5,650	5,650

昭和三十九年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

附則別表第一 昭和39年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表（附則第五条の規定により昭和38年分の所得

(一)

昭和38年分の所得税の課税		附 則 第 五 条 第 一 項 第 二 号 の 規 定 に よ り									
総所得金額等		扶 養 親 族 等									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人			
以 上	未 満	控 除 金									
円	円	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	
85,000	100,000	800	1,200	1,610	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	
85,000	100,000	800	1,200	1,610	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	
100,000	110,000	1,000	1,510	1,810	2,210	2,620	3,020	3,530	3,820	4,030	
110,000	120,000	1,000	1,510	2,010	2,520	2,820	3,220	3,530	3,820	4,030	
120,000	130,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	3,820	4,030	4,300	
130,000	140,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	3,820	4,030	4,300	
140,000	150,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	3,820	4,030	4,300	
150,000	200,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	3,820	4,030	4,300	
200,000	210,000	1,500	2,260	2,510	3,020	3,520	4,030	4,530	5,030	5,530	
210,000	220,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,020	4,530	5,290	5,530	6,030	
220,000	230,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,030	6,530	7,030	
230,000	240,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,030	6,530	7,030	
240,000	250,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,030	6,530	7,030	
250,000	500,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,030	6,530	7,030	
500,000	510,000	2,000	3,010	3,520	4,280	5,030	5,790	6,290	7,030	7,530	
510,000	520,000	2,000	3,010	4,020	5,030	5,530	6,290	7,030	7,530	8,030	
520,000	530,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,030	7,530	8,030	8,530	
530,000	540,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,030	7,530	8,030	8,530	
540,000	550,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,030	7,530	8,030	8,530	
550,000	800,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,030	7,530	8,030	8,530	
800,000	810,000	2,500	3,760	4,520	5,530	6,540	7,550	8,560	9,060	9,560	
810,000	820,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,040	8,050	8,810	9,560	10,060	
820,000	830,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	9,560	10,060	10,560	
830,000	840,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	9,560	10,060	10,560	
840,000	850,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	9,560	10,060	10,560	
850,000	1,200,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	9,560	10,060	10,560	
1,200,000	1,210,000	3,000	4,520	5,530	6,790	8,050	9,310	10,580	11,840	12,100	
1,210,000	1,220,000	3,000	4,520	6,030	7,550	8,550	9,810	11,080	12,340	12,600	
1,220,000	1,230,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	11,840	12,600	12,860	
1,230,000	1,240,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	11,840	12,600	12,860	
1,240,000	1,250,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	11,840	12,600	12,860	
1,250,000	1,800,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	11,840	12,600	12,860	
1,800,000	1,810,000	3,500	5,270	6,530	8,050	9,560	11,080	12,340	13,600	13,860	
1,810,000	1,820,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,060	11,580	12,840	14,100	14,360	
1,820,000	1,830,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	13,600	14,860	15,120	
1,830,000	1,840,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	13,600	14,860	15,120	
1,840,000	1,850,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	13,600	14,860	15,120	
1,850,000	2,500,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	13,600	14,860	15,120	
2,500,000	2,510,000	4,000	6,020	7,540	9,300	11,070	12,840	14,610	16,380	16,640	
2,510,000	2,520,000	4,000	6,020	8,040	10,060	11,570	13,340	15,110	16,870	17,130	
2,520,000	2,530,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	15,870	17,640	17,900	
2,530,000	2,540,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	15,870	17,640	17,900	
2,540,000	2,550,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	15,870	17,640	17,900	
2,550,000	4,000,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	15,870	17,640	17,900	
4,000,000	4,010,000	4,500	6,770	8,540	10,560	12,580	14,600	16,620	18,640	18,900	
4,010,000	4,020,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,080	15,100	17,120	19,140	19,400	
4,020,000	4,030,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,610	17,630	19,650	19,910	
4,030,000	4,040,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,610	17,630	19,650	19,910	
4,040,000	4,050,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,610	17,630	19,650	19,910	
4,050,000	6,000,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,610	17,630	19,650	19,910	
6,000,000	6,010,000	5,000	7,530	9,550	11,820	14,090	16,360	18,630	20,900	21,160	

控除する金額				乙 附則第五条第二項 の規定により控除する 金額		丙 附則第五条第三項 第一号の規定により控 除する金額		丁 附則第五条第三 項第二号の規定 により控除する金 額	
の 数				扶養親族の年齢		青色事業専従者の年齢		事業専従者	
7人	8人	9人	10人以上	12歳又は 13歳	14歳	19歳以外 の年齢	19歳		
額				1人当たり控除金額					
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,410	23,680	25,950	28,230	3,620	5,290	9,520	23,020		6,150
21,910	24,180	26,450	28,730	3,750	5,600	10,030	23,520		6,280
22,680	24,680	26,950	29,230	3,750	5,600	10,030	24,020		6,280
22,680	25,200	27,730	29,730	3,750	5,600	10,030	24,520		6,280
22,680	25,200	27,730	30,250	3,750	5,600	10,030	25,030		6,280
23,180	25,700	28,230	30,750	3,750	5,600	10,030	25,030		6,280
23,680	26,200	28,730	31,250	4,000	5,850	10,530	25,530		6,780
24,180	26,700	29,230	31,750	4,130	6,160	11,030	26,030		6,900
24,940	27,200	29,730	32,250	4,130	6,160	11,030	26,530		6,900
24,940	27,720	30,500	32,750	4,130	6,160	11,030	27,030		6,900
24,940	27,720	30,500	33,280	4,130	6,160	11,030	27,530		6,900
25,440	28,220	31,000	33,780	4,130	6,160	11,030	27,530		6,900
25,940	28,720	31,500	34,280	4,370	6,410	11,530	28,030		7,400
26,440	29,220	32,000	34,780	4,500	6,720	12,030	28,530		7,530
27,210	29,720	32,500	35,280	4,500	6,720	12,030	29,030		7,530
27,210	30,240	33,270	35,780	4,500	6,720	12,030	29,530		7,530
27,210	30,240	33,270	36,300	4,500	6,720	12,030	30,030		7,530
27,710	30,740	33,770	36,800	4,500	6,720	12,030	30,030		7,530
28,210	31,240	34,270	37,300	4,750	6,970	12,530	30,530		8,030
28,710	31,740	34,770	37,800	4,880	7,280	13,030	31,030		8,160
29,480	32,240	35,270	38,300	4,880	7,280	13,030	31,530		8,160
29,480	32,760	36,040	38,800	4,880	7,280	13,030	32,030		8,160
29,480	32,760	36,040	39,330	4,880	7,280	13,030	32,530		8,160
29,980	33,260	36,540	39,830	4,880	7,280	13,030	32,530		8,160
30,480	33,760	37,040	40,330	5,120	7,530	13,530	33,030		8,660
30,980	34,260	37,540	40,830	5,250	7,840	14,040	33,530		8,790
31,750	34,760	38,040	41,330	5,250	7,840	14,040	34,030		8,790
31,750	35,280	38,820	41,830	5,250	7,840	14,040	34,530		8,790
31,750	35,280	38,820	42,350	5,250	7,840	14,040	35,040		8,790
32,250	35,780	39,320	42,850	5,250	7,840	14,040	35,040		8,790
32,750	36,280	39,820	43,350	5,500	8,090	14,540	35,540		9,290
33,250	36,780	40,320	43,850	5,630	8,400	15,040	36,040		9,410
34,010	37,280	40,820	44,350	5,630	8,400	15,040	36,540		9,410
34,010	37,800	41,590	44,850	5,630	8,400	15,040	37,040		9,410
34,010	37,800	41,590	45,380	5,630	8,400	15,040	37,540		9,410

をいう。

偶者及び旧法第十一条の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

用を受けた扶養親族をいう。

規定する青色事業専従者をいう。

する事業専従者をいう。

(二)

昭和38年分の所得税の課税		甲 附 則 第 五 条 第 一 項 第 二 号 の 規 定 に よ り						
総所得金額等		扶 養 親 族 等						
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
以 上	未 満	控 除 金						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,010,000	6,020,000	5,000	7,530	10,050	12,580	14,590	16,860	19,140
6,020,000	6,030,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	19,640
6,030,000	6,040,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150
6,040,000	6,050,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150
6,050,000	10,000,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150
10,000,000	10,010,000	5,500	8,280	10,550	13,080	15,600	18,130	20,650
10,010,000	10,020,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,100	18,630	21,150
10,020,000	10,030,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	21,650
10,030,000	10,040,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170
10,040,000	10,050,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170
10,050,000	20,000,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170
20,000,000	20,010,000	6,000	9,030	11,560	14,330	17,110	19,890	22,670
20,010,000	20,020,000	6,000	9,030	12,060	15,090	17,610	20,390	23,170
20,020,000	20,030,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	23,670
20,030,000	20,040,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180
20,040,000	20,050,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180
20,050,000	30,000,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180
30,000,000	30,010,000	6,500	9,780	12,560	15,590	18,620	21,650	24,680
30,010,000	30,020,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,120	22,150	25,180
30,020,000	30,030,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	25,680
30,030,000	30,040,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200
30,040,000	30,050,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200
30,050,000	45,000,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200
45,000,000	45,010,000	7,000	10,540	13,570	16,850	20,130	23,410	26,700
45,010,000	45,020,000	7,000	10,540	14,070	17,610	20,630	23,910	27,200
45,020,000	45,030,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	27,700
45,030,000	45,040,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210
45,040,000	45,050,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210
45,050,000	60,000,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210
60,000,000	60,010,000	7,500	11,290	14,580	18,110	21,640	25,180	28,710
60,010,000	60,020,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,140	25,680	29,210
60,020,000	60,030,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	29,710
60,030,000	60,040,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220
60,040,000	60,050,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220
60,050,000	円以上	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「昭和38年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号に規定する課税総所得金額等
 (二) 「扶養親族等の数」とは、昭和38年分の所得税につき、旧法第十一条の八の規定の適用を受けた控除対象配
 (三) 「扶養親族」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定の適
 (四) 「青色事業専従者」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた同項に
 (五) 「事業専従者」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定
 (六) 「全額」とは、附則第五条第一項第一号に掲げる金額をいう。

附則別表第二 昭和39年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表の附表（附則第三条の規定により読み替えられた所得税法別表第六の附表）

(一)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
166,250	円未満	119,000	円未満	215,000	216,000	158,000	265,000	266,000
166,250	167,000	119,000	216,000	217,000	158,800	266,000	267,000	198,800
167,000	168,000	119,600	217,000	218,000	159,600	267,000	268,000	199,600
168,000	169,000	120,400	218,000	219,000	160,400	268,000	269,000	200,400
169,000	170,000	121,200	219,000	220,000	161,200	269,000	270,000	201,200
170,000	171,000	122,000	220,000	221,000	162,000	270,000	271,000	202,000
171,000	172,000	122,800	221,000	222,000	162,800	271,000	272,000	202,800
172,000	173,000	123,600	222,000	223,000	163,600	272,000	273,000	203,600
173,000	174,000	124,400	223,000	224,000	164,400	273,000	274,000	204,400
174,000	175,000	125,200	224,000	225,000	165,200	274,000	275,000	205,200
175,000	176,000	126,000	225,000	226,000	166,000	275,000	276,000	206,000
176,000	177,000	126,800	226,000	227,000	166,800	276,000	277,000	206,800
177,000	178,000	127,600	227,000	228,000	167,600	277,000	278,000	207,600
178,000	179,000	128,400	228,000	229,000	168,400	278,000	279,000	208,400
179,000	180,000	129,200	229,000	230,000	169,200	279,000	280,000	209,200
180,000	181,000	130,000	230,000	231,000	170,000	280,000	281,000	210,000
181,000	182,000	130,800	231,000	232,000	170,800	281,000	282,000	210,800
182,000	183,000	131,600	232,000	233,000	171,600	282,000	283,000	211,600
183,000	184,000	132,400	233,000	234,000	172,400	283,000	284,000	212,400
184,000	185,000	133,200	234,000	235,000	173,200	284,000	285,000	213,200
185,000	186,000	134,000	235,000	236,000	174,000	285,000	286,000	214,000
186,000	187,000	134,800	236,000	237,000	174,800	286,000	287,000	214,800
187,000	188,000	135,600	237,000	238,000	175,600	287,000	288,000	215,600
188,000	189,000	136,400	238,000	239,000	176,400	288,000	289,000	216,400
189,000	190,000	137,200	239,000	240,000	177,200	289,000	290,000	217,200
190,000	191,000	138,000	240,000	241,000	178,000	290,000	291,000	218,000
191,000	192,000	138,800	241,000	242,000	178,800	291,000	292,000	218,800
192,000	193,000	139,600	242,000	243,000	179,600	292,000	293,000	219,600
193,000	194,000	140,400	243,000	244,000	180,400	293,000	294,000	220,400
194,000	195,000	141,200	244,000	245,000	181,200	294,000	295,000	221,200
195,000	196,000	142,000	245,000	246,000	182,000	295,000	296,000	222,000
196,000	197,000	142,800	246,000	247,000	182,800	296,000	297,000	222,800
197,000	198,000	143,600	247,000	248,000	183,600	297,000	298,000	223,600
198,000	199,000	144,400	248,000	249,000	184,400	298,000	299,000	224,400
199,000	200,000	145,200	249,000	250,000	185,200	299,000	300,000	225,200
200,000	201,000	146,000	250,000	251,000	186,000	300,000	301,000	226,000
201,000	202,000	146,800	251,000	252,000	186,800	301,000	302,000	226,800
202,000	203,000	147,600	252,000	253,000	187,600	302,000	303,000	227,600
203,000	204,000	148,400	253,000	254,000	188,400	303,000	304,000	228,400
204,000	205,000	149,200	254,000	255,000	189,200	304,000	305,000	229,200
205,000	206,000	150,000	255,000	256,000	190,000	305,000	306,500	230,000
206,000	207,000	150,800	256,000	257,000	190,800	306,500	308,000	231,200
207,000	208,000	151,600	257,000	258,000	191,600	308,000	309,500	232,400
208,000	209,000	152,400	258,000	259,000	192,400	309,500	311,000	233,600
209,000	210,000	153,200	259,000	260,000	193,200	311,000	312,500	234,800
210,000	211,000	154,000	260,000	261,000	194,000	312,500	314,000	236,000
211,000	212,000	154,800	261,000	262,000	194,800	314,000	315,500	237,200
212,000	213,000	155,600	262,000	263,000	195,600	315,500	317,000	238,400
213,000	214,000	156,400	263,000	264,000	196,400	317,000	318,500	239,600
214,000	215,000	157,200	264,000	265,000	197,200	318,500	320,000	240,800

昭和三十三年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
320,000	321,500	242,000	395,000	396,500	302,000	470,000	471,500	367,250
321,500	323,000	243,200	396,500	398,000	303,200	471,500	473,000	368,600
323,000	324,500	244,400	398,000	399,500	304,400	473,000	474,500	369,950
324,500	326,000	245,600	399,500	401,000	305,600	474,500	476,000	371,300
326,000	327,500	246,800	401,000	402,500	306,800	476,000	477,500	372,650
327,500	329,000	248,000	402,500	404,000	308,000	477,500	479,000	374,000
329,000	330,500	249,200	404,000	405,500	309,200	479,000	480,500	375,350
330,500	332,000	250,400	405,500	407,000	310,400	480,500	482,000	376,700
332,000	333,500	251,600	407,000	408,500	311,600	482,000	483,500	378,050
333,500	335,000	252,800	408,500	410,000	312,800	483,500	485,000	379,400
335,000	336,500	254,000	410,000	411,500	314,000	485,000	486,500	380,750
336,500	338,000	255,200	411,500	413,000	315,200	486,500	488,000	382,100
338,000	339,500	256,400	413,000	414,500	316,400	488,000	489,500	383,450
339,500	341,000	257,600	414,500	416,000	317,600	489,500	491,000	384,800
341,000	342,500	258,800	416,000	417,500	318,800	491,000	492,500	386,150
342,500	344,000	260,000	417,500	419,000	320,000	492,500	494,000	387,500
344,000	345,500	261,200	419,000	420,500	321,350	494,000	495,500	388,850
345,500	347,000	262,400	420,500	422,000	322,700	495,500	497,000	390,200
347,000	348,500	263,600	422,000	423,500	324,050	497,000	498,500	391,550
348,500	350,000	264,800	423,500	425,000	325,400	498,500	500,000	392,900
350,000	351,500	266,000	425,000	426,500	326,750	500,000	501,500	394,250
351,500	353,000	267,200	426,500	428,000	328,100	501,500	503,000	395,600
353,000	354,500	268,400	428,000	429,500	329,450	503,000	504,500	396,950
354,500	356,000	269,600	429,500	431,000	330,800	504,500	506,000	398,300
356,000	357,500	270,800	431,000	432,500	332,150	506,000	507,500	399,650
357,500	359,000	272,000	432,500	434,000	333,500	507,500	509,000	401,000
359,000	360,500	273,200	434,000	435,500	334,850	509,000	510,500	402,350
360,500	362,000	274,400	435,500	437,000	336,200	510,500	512,000	403,700
362,000	363,500	275,600	437,000	438,500	337,550	512,000	513,500	405,050
363,500	365,000	276,800	438,500	440,000	338,900	513,500	515,000	406,400
365,000	366,500	278,000	440,000	441,500	340,250	515,000	516,500	407,750
366,500	368,000	279,200	441,500	443,000	341,600	516,500	518,000	409,100
368,000	369,500	280,400	443,000	444,500	342,950	518,000	519,500	410,450
369,500	371,000	281,600	444,500	446,000	344,300	519,500	521,000	411,800
371,000	372,500	282,800	446,000	447,500	345,650	521,000	522,500	413,150
372,500	374,000	284,000	447,500	449,000	347,000	522,500	524,000	414,500
374,000	375,500	285,200	449,000	450,500	348,350	524,000	525,500	415,850
375,500	377,000	286,400	450,500	452,000	349,700	525,500	527,000	417,200
377,000	378,500	287,600	452,000	453,500	351,050	527,000	528,500	418,550
378,500	380,000	288,800	453,500	455,000	352,400	528,500	530,000	419,900
380,000	381,500	290,000	455,000	456,500	353,750	530,000	532,000	421,250
381,500	383,000	291,200	456,500	458,000	355,100	532,000	534,000	423,050
383,000	384,500	292,400	458,000	459,500	356,450	534,000	536,000	424,850
384,500	386,000	293,600	459,500	461,000	357,800	536,000	538,000	426,650
386,000	387,500	294,800	461,000	462,500	359,150	538,000	540,000	428,450
387,500	389,000	296,000	462,500	464,000	360,500	540,000	542,000	430,250
389,000	390,500	297,200	464,000	465,500	361,850	542,000	544,000	432,050
390,500	392,000	298,400	465,500	467,000	363,200	544,000	546,000	433,850
392,000	393,500	299,600	467,000	468,500	364,550	546,000	548,000	435,650
393,500	395,000	300,800	468,500	470,000	365,900	548,000	550,000	437,450

(三)

給 与 の 金 額			給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額			給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額			給与所得控 除後の給与 の金額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
550,000	552,000	439,250	640,000	642,000	520,250	730,000	732,000	601,550			
552,000	554,000	441,050	642,000	644,000	522,050	732,000	734,000	603,400			
554,000	556,000	442,850	644,000	646,000	523,850	734,000	736,000	605,250			
556,000	558,000	444,650	646,000	648,000	525,650	736,000	738,000	607,100			
558,000	560,000	446,450	648,000	650,000	527,450	738,000	740,000	608,950			
560,000	562,000	448,250	650,000	652,000	529,250	740,000	742,000	610,800			
562,000	564,000	450,050	652,000	654,000	531,050	742,000	744,000	612,650			
564,000	566,000	451,850	654,000	656,000	532,850	744,000	746,000	614,500			
566,000	568,000	453,650	656,000	658,000	534,650	746,000	748,000	616,350			
568,000	570,000	455,450	658,000	660,000	536,450	748,000	750,000	618,200			
570,000	572,000	457,250	660,000	662,000	538,250	750,000	752,000	620,050			
572,000	574,000	459,050	662,000	664,000	540,050	752,000	754,000	621,900			
574,000	576,000	460,850	664,000	666,000	541,850	754,000	756,000	623,750			
576,000	578,000	462,650	666,000	668,000	543,650	756,000	758,000	625,600			
578,000	580,000	464,450	668,000	670,000	545,450	758,000	760,000	627,450			
580,000	582,000	466,250	670,000	672,000	547,250	760,000	762,000	629,300			
582,000	584,000	468,050	672,000	674,000	549,050	762,000	764,000	631,150			
584,000	586,000	469,850	674,000	676,000	550,850	764,000	766,000	633,000			
586,000	588,000	471,650	676,000	678,000	552,650	766,000	768,000	634,850			
588,000	590,000	473,450	678,000	680,000	554,450	768,000	770,000	636,700			
590,000	592,000	475,250	680,000	682,000	556,250	770,000	772,000	638,550			
592,000	594,000	477,050	682,000	684,000	558,050	772,000	774,000	640,400			
594,000	596,000	478,850	684,000	686,000	559,850	774,000	776,000	642,250			
596,000	598,000	480,650	686,000	688,000	561,650	776,000	778,000	644,100			
598,000	600,000	482,450	688,000	690,000	563,450	778,000	780,000	645,950			
600,000	602,000	484,250	690,000	692,000	565,250	780,000	782,000	647,800			
602,000	604,000	486,050	692,000	694,000	567,050	782,000	784,000	649,650			
604,000	606,000	487,850	694,000	696,000	568,850	784,000	786,000	651,500			
606,000	608,000	489,650	696,000	698,000	570,650	786,000	788,000	653,350			
608,000	610,000	491,450	698,000	700,000	572,450	788,000	790,000	655,200			
610,000	612,000	493,250	700,000	702,000	574,250	790,000	792,000	657,050			
612,000	614,000	495,050	702,000	704,000	576,050	792,000	794,000	658,900			
614,000	616,000	496,850	704,000	706,000	577,850	794,000	796,000	660,750			
616,000	618,000	498,650	706,000	708,000	579,650	796,000	798,000	662,600			
618,000	620,000	500,450	708,000	710,000	581,450	798,000	800,000	664,450			
620,000	622,000	502,250	710,000	712,000	583,250	800,000	802,000	666,300			
622,000	624,000	504,050	712,000	714,000	585,050	802,000	804,000	668,150			
624,000	626,000	505,850	714,000	716,000	586,850	804,000	806,000	670,000			
626,000	628,000	507,650	716,000	718,000	588,650	806,000	808,000	671,850			
628,000	630,000	509,450	718,000	720,000	590,450	808,000	810,000	673,700			
630,000	632,000	511,250	720,000	722,000	592,300	810,000	812,000	675,550			
632,000	634,000	513,050	722,000	724,000	594,150	812,000	814,000	677,400			
634,000	636,000	514,850	724,000	726,000	596,000	814,000	816,000	679,250			
636,000	638,000	516,650	726,000	728,000	597,850	816,000	817,500	681,100			
638,000	640,000	518,450	728,000	730,000	599,700	817,500円以上		給与の金額から 135,000円を控 除した金額			

(備考) 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

理 由

今後の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえり、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、専従者控除額、給与所得控除額、退職所得の特別控除額、生命保険料控除額、譲渡所得等の特別控除額及び寄附金控除額の引上げ並びに損害保険料控除制度の創設によりその負担の軽減を図るとともに、短期保有の資産の譲渡による所得に対する課税につき半額課税等の方式によらないこととする等税制の合理化措置を講じ、あわせて芸能法人の受ける報酬又は料金について新たに所得税の源泉徴収を行なうこととする等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近著しく増大した社会福祉法人に貸し付ける社会福祉事業振興会の貸付資金の充実は、はるため、振興会が社会福祉事業振興債券を発行することができるよう本法に若干の改正を行なつて、従来の一般会計からの出資金のほか、資金運用部資金からの貸付け等を受けることができるようにしようとするもので、要旨は次の通りである。

1 社会福祉事業振興会は、厚生大臣の認可を受けて、社会福祉

事業振興債券を発行できることとする。

2 社会福祉事業振興会は、毎事業年度、社会福祉事業振興債券及び長期借入金金の償還計画をたてなければならぬものとする。

3 施行期日は昭和三十九年四月一日とする。

二 議案の可決理由

社会福祉事業振興会の資金に対する需要の増大にかんがみ、資金運用部資金から長期借入金金の融資を受けるため、社会福祉事業振興会が社会福祉事業振興債券を発行することができるようにするほか、社会福祉事業振興会の財務及び会計に関する規定を整備することとは、時宜に適合するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度一般会計予算(厚生省所管)に一億円、財政投融資資金として資金運用部資金貸付金三億円が計上されている。

昭和三十九年三月十九日

社会労働 田口長治郎

委員長

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案においては、出資と資金運用部資金等をもつてその貸付

原資としているが、これをもつてしては将来運営に支障を来すおそれなしとし、今後政府はさらに本会に財政的に助成をして運営に支障なからしめるべきである。

中小企業指導法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、開放経済体制の移行するにあたり、わが国経済において重要な地位を占める中小企業の近代化に資するため、中小企業指導センターの業務の範囲を拡大し、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図ろうとするもので、主な内容は、次のとおりである。

1 日本中小企業指導センターの資本金の増加に伴い、資本金の規定を整備すること。

2 日本中小企業指導センターの業務範囲の拡大

都道府県が研修を行なうことが著しく困難な中小企業の高度の技術に關し、中小企業者またはその従業員に対して研修を行なうこと、および同センターの目的を達成するため必要な業務を追加すること。

なお本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、最近の技術革新に伴い、中小企業の修得困難な高度の技術等の研修を図る措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度一般会計予算に、日本中小企業指導センター出資金として一億五千万円が計上されている。

昭和三十九年三月十九日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

第一 中小企業信用保険法の一部改正

中小企業信用保険制度は、中小企業の信用力を補完して、金融の円滑化を促進するための制度である。

本改正は、保険業務の範囲を拡大して、中小企業者に対する事業資金の円滑化を図ろうとするもので主な内容は次のとおりである。

1 特殊保証の拡大

保証契約で定める期間内に生ずる債務で、当該期間の満了の時までに弁済期の到来しないものについての保証も特殊保証とすること。

2 保険の限度額を次のようにそれぞれ引き上げること。

小口保険 二十万円から三十万円

第一種保険 五十万円から

第二種保険 七百万円から一千万円に(中小企業等協同組合、商工組合等の場合は一千万円から二千万円に)

第二 中小企業信用保険公庫法の一部改正

中小企業信用保険公庫は、信用保証協会の保証能力増強のために協会に資金を貸し付ける「融資業務」と保証協会の保証に對して中小企業信用保険法による保険を行なう「保険業務」との二つの業務を行なっている。

本改正は、当公庫を通じ信用保証協会の保証機能を一層拡充、強化しようとするもので内容は次のとおりである。

1 中小企業信用保険公庫に対して追加出資を行ない、同公庫の資本金に関する規定を整備すること。

2 監事の権限に関する規定を整理すること。

なお、本法は昭和三十九年四月一日から施行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、中小企業者に対する金融の円滑化に資する措置として有効適切なものと認めるが、監事に關する改正規定につき、監事が直接主務大臣に意見を提出することができるよう別紙の通り、これを

修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和三十一年度一般会計予算に、中小企業信用保険公庫への出資金として四十五億円が計上されている。

右報告する。
昭和三十九年三月十九日
商工委員長 二階堂 進
衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)
第二条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 政府は、第二十二條第二項の融資基金に充てるため必要があることを認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができ

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があることを認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。
第二十二條第二項中「五十八億円」の下に、「同条第二項の規定による政府の出資金」を加える。

第二十三條第一項中「資本金の額を」資本金の額と同条第二項の規定による政府の出資金の額との合計額に改め、同条第四項中「第四條第一項」の下に「及び第三項」を加える。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、商工組合中央金庫の業務を一層拡充し、もつて中小企業者の金融の円滑化を図らうとするもので内容は次のとおりである。

1 商工組合中央金庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備すること。

2 輸出の振興または事業の合理化を図るため必要な施設を行なう法人を新たに商工組合中央金庫の貸出し業務の対象となるようにすること。

3 新たに外国為替業務を加えるとともに、保護預り業務、代理業務の範囲を拡大すること。

4 理事長および理事の任期五年を四年に短縮すること。

なお、本法は昭和三十九年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、中小企業金融の円滑化の措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和三十一年度財政投融資に、商工組合中央金庫への出資金として三十億円が計上されている。

右報告する。
昭和三十九年三月十九日
商工委員長 二階堂 進
衆議院議長船田中殿

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
道路整備財源の確保のため、揮発油税及び地方道路税の税率を引き上げ、必要の規定の整備をはかることとするものである。

1 揮発油税の税率を一キロリットルにつき二、二〇〇円引き上げて二四、三〇〇円にするとともに、地方道路税の税率を一キロリットルにつき四〇〇円引き上げて四、四〇〇円にすることとして

2 未納税移入者の移入申告書の提出について、事務の簡素化をはかるため、税務署長の承認を受けた場合には月末日(現行一〇日ごと)とすることができ

3 昭和三十一年四月一日現在において、製造場及び保税地域以外の場所、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者又は販売業者に対しては、一キロリットルにつき揮発油税二、二〇〇円、地方道路税四〇〇円の税率でそれぞれ手持品課税を行なうこととして

なお、この改正により昭和三十一年度において二五億円の増収が見込まれている。

二 議案の可決理由
本案は、道路整備財源確保の必要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十九年三月十九日
大蔵委員長 山中 貞則
衆議院議長船田中殿

一 議案の要旨及び目的
(一) 最近における経済情勢の変化等に対応するため基本税率または暫定税率について次のような改正を行なうこととして

1 税率を引き上げるもの
二〇品目(牛肉、家きん肉、天然色ワイルド、発電機等)

2 税率を引き下げるもの
四四品目(魚油、バナナ、ナフサ、新聞用紙、腕時計等)

3 従価税率を従量税率に切り換えるもの
二品目(ポリプロピレン等)

4 従量従価選択方式に切り換えるもの
二品目(毛織物等)

5 関税割当制度を採用するもの
二品目(しゅうろ、重過りん酸石灰)

6 関税割当制度を廃止するもの
八品目(シードラック、くえん酸カルシウム等)

7 その他
四品目(鉛、亜鉛等)
右のほか、本年三月三十一日までに期限の到来する、暫定税率適用品のうち四五品目については現在の暫定税率を一年間延長することとし、二二品目については基本税率にもどすこととして

右のうち、鉛、亜鉛、豚肉等については、特に次のような措置を講ずることとしている。

1 給及び亜鉛については、その価格の安定に資するため、一定の安定価格帯を設け、安定帯の上・下限をこえて実際の輸入価格が動くときには、従量税を自動的に増減させる制度(スライド関税制度)を採用することとしている。

2 豚肉の国内卸売価格が、「畜産物の価格安定等に関する法律」に基づいて定められている豚肉の安定上位価格をこえて騰貴している場合には、輸入される豚肉について、期間を指定して関税を軽減又は免除することができ

3 農薬用物品等の製造に使用

される粗糖については、一定の条件のもとに、その関税を一キログラムにつき二〇円(基本税率四・一五〇銭)に軽減することとしている。

4 デーツシロップの製造に使用するなつめやしの実及び落花生油の製造に使用するための落花生等を減免の対象とする

二 議案の修正議決理由
本案は最近における経済情勢の変化に対応する等のための措置として、時宜に適合するものと認め、修正を行なう必要があると認め、別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

修正内容は、国内の果実生産者に対する影響を考慮し、原案において五十パーセントに引き下げることにしているバナナの暫定税率を、なお一年間現行通り七十パーセントの税率に据置くこととしようとするものである。

なお、本修正により、昭和三十一年度において約二十一億円の増収が見込まれる。

右報告する。
昭和三十九年三月十九日
大蔵委員長 山中 貞則
衆議院議長船田中殿

三 農薬用物品等の製造に使用

される粗糖については、一定の条件のもとに、その関税を一キログラムにつき二〇円(基本税率四・一五〇銭)に軽減することとしている。

4 デーツシロップの製造に使用するなつめやしの実及び落花生油の製造に使用するための落花生等を減免の対象とする

二 議案の修正議決理由
本案は最近における経済情勢の変化に対応する等のための措置として、時宜に適合するものと認め、修正を行なう必要があると認め、別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(國稅暫定措置法の一部改正)

第三條 國稅暫定措置法(昭和三十
五年法律第三十六号)の一部を次
のように改正する。

第二條から第六條まで、第七條

第一項、第七條の二、第七條の三、

第七條の四第一項及び第七條の五

第一項中「昭和三十九年三月三十

一日」を「昭和四十年三月三十一

日」に改め、第七條の六第一項

中「昭和三十九年三月三十一日」を

「昭和四十年三月三十一日」に、

「昭和三十八年四月一日」を「昭和

三十九年四月一日」に、「昭和三十

八年度」を「昭和三十九年度」に改

め、同條第三項、第五項及び第六

項中「昭和三十八年度」を「昭和三

十九年度」に改め、第七條の七中

「昭和三十九年三月三十一日」を

「昭和四十年三月三十一日」に改

め、同條を第七條の九とし、第七

條の六の次に次の二條を加える。

(國產原油の購入に係る國稅の特

別還付)

第七條の七 石油精製業を営む者の

うち政令で定めるもの(以下「特別

精製業者」という。)が、昭和三十

九年度において税關長の承認を受

けた事業場で國稅納付済みの原油

(当該特別精製業者が國稅を納付

したものに限り。)を原料として國

稅定率法別表第二七一〇号に掲げ

る揮発油(アンチノック剤を加え

たものに限り。)を製造するととも

に、同年度においてその事業の用

に供するため國產原油の生産者の

うち政令で定めるものからその生

産に係る國產原油を購入し、これ

により輸入原油を購入する場合に

比し負担増加を被つたときは、政

令で定めるところにより、当該特

別精製業者が製造した当該揮発油

につき政令で定める率により算出

した金額に相当する國稅を、当該

負担増加の額の限度において、そ

の者に還付する。

2 前項に規定する負担増加の額の

算出のため必要な事項は、政令で

定める。

3 第一項の規定による還付を受け

ようとする者は、同項の事業場で

製造した当該揮発油について、月

中の製造數量その他政令で定める

事項を記載した届出書を、その製

造した月の翌月十五日までに、同

項の事業場を所轄する税關に提出

して、当該事項につき確認を受け

なければならない。

(農薬用物品等製造用砂糖の減稅)

第七條の八 國稅定率法別表第一七

〇一号の二の(一)に掲げる砂糖(以

下「粗糖」という。)で、昭和四十二

年三月三十一日までに輸入され、

その輸入の許可の日から一年以内

において税關長の指定する期間内

に、税關長の承認を受けた製造工

場で次の各号の一に掲げる物品の

製造に使用され、かつ、当該物品

の製造が終了するものについて

は、政令で定めるところにより、

その國稅を一キログラムにつき二

十円に輕減する。

一 農薬用のプラスチック・

エス

二 有機界面活性剤のうちしよ糖

脂肪酸エステル

2 國稅定率法第十三條第三項から

第五項まで及び第八項(製造用原

料品の減免稅の手續等)の規定は、

前項の規定により國稅を輕減する

場合について準用する。

3 次の各号の一に該当する場合に

おいては、当該各号に掲げる粗糖

の數量について第一項の規定によ

り輕減した國稅を、直ちに徴収す

る。この場合においては、第七條

第三項ただし書の規定を準用す

る。

一 第一項に規定する期間内に同

項に規定する製造を終えなかつ

たとき(第十條第一項又は第十

二條の二第二項の規定により國

稅を徴収するときを除くものと

し、前項において準用する國稅

定率法第十三條第五項の規定に

よる届出をしなかつたときを含

む。当該製造を終えず、又

は届出をしなかつた粗糖

二 第一項の規定により税關長の

承認を受けた製造工場以内の場

所で同項に規定する製造を行な

い、又は前項において準用する

國稅定率法第十三條第四項の規

定に違反して当該製造を行なつ

たとき。当該製造に供した粗

糖

4 前項の規定による國稅の徴収に

ついては、國稅法第十條(担保を

提供した場合の充當又は徴収)の

規定の適用がある場合を除き、國

稅徴収の例による。

第八條第二項を次のように改め

る。

2 別表に掲げる物品のうち、同表

において特定の用途に供するもの

であることを要件として、当該物

品に係る当該用途に供すること

を要件としない稅率よりも低い稅

率(以下「輕減稅率」という。)が定

められているもので政令で定める

ものについて、輕減稅率の適用を

受けようとする者は、政令で定め

る手續をしなければならない。

第九條中「若しくは第七條の三の

規定により國稅の免除を受け」の下

に、「若しくは第七條の八第一項の

規定により國稅の輕減を受け」を加

え、「若しくは國稅定率法別表の稅

率」を削り、「第七條第一項の規定に

より國稅の免除を受けた物品につい

ては、同項」を「第七條第一項の規定

により國稅の免除を受け、又は第七

條の八第一項の規定により國稅の輕

昭和三十三年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二) 議案に關する報告書

五二〇

減を受けた物品については、これらの項に、「その免除を受け」を「その免除若しくは軽減を受け」に改める。

第十条第一項第三号を削り、同項

第二号中「關稅定率法別表の」を「特定の用途に供することを要件としな

い」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七条の八第一項の規定により關稅の軽減を受けた物品については、その軽減を受けた額

第十条の次に次の一条を加える。

(給食用脱脂粉乳の転用)
第十条の二 第三条の規定により關稅の免除を受けた脱脂粉乳が、同

条に規定する用途に適用しなくなつたことその他やむを得ない理由に

より、關稅定率法第十三条第一項第一号(製造用原料品の減税又は免税)に掲げる用途に供するため

譲渡される場合(脱脂粉乳が同号の原料品として定められている場合に限る。)において、当該譲渡を

しようとする者が第九条ただし書の承認を受け、かつ、その者から

脱脂粉乳を譲り受けようとする者が政令で定めるところにより稅關

長の承認を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により徴収すべき關稅を徴収しない。

2 前項に規定する稅關長の承認を受けて同項の脱脂粉乳の譲受

が行なわれた場合においては、当該譲受に係る脱脂粉乳を關稅定率法第十三条第一項第一号の

配合飼料の製造に使用するため同項の規定により關稅の免除を

受けて輸入された脱脂粉乳と、当該譲受をした者を同項の規定

により關稅の免除を受けて当該脱脂粉乳を輸入した者とみなして、關稅定率法及び關稅法を適用する。

第十一条第一項中「關稅の還付をする場合」の下に、「第七条の八第一項の規定により關稅を軽減し

た場合」を加え、「若しくは關稅定率法別表の稅率」を削り、同条第

二項中「第七条の六に規定する關稅特別還付金の還付」を「第七条の六又は第七条の七に規定する還

付」に改め、「特別事業者」の下に「又は特別精製業者」を加える。

第十二条第一項中「又は第七条の六第一項若しくは第五項」を、「第七条の六第一項若しくは第五項又は第七条の七第一項」に改める。

別表中第四〇二号、第四〇三号、第四〇四号及び第七〇五号の適用期限の欄中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第八〇

「一号の稅率の欄中「七〇%」を「五〇%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十三年三月三十一日」を

「昭和四〇年三月三十一日」に改める。

同表第九〇一号、第一〇〇一号、第一〇〇三号及び第一〇〇六号の適用期限の欄中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第一二〇一号

の適用期限の欄中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第一三〇二号、第一三〇三号及び第一五〇四号を削

る。

同表第一五〇七号中		
一 大豆油	二〇%	昭和三十三年三月三十一日までにおいて政令で定める日
二 落花生油	二〇%	昭和三十三年三月三十一日までにおいて政令で定める日
三 菜種油及びからし種油	一五%	昭和三十三年三月三十一日までにおいて政令で定める日

同表第一五〇七号中		
一 大豆油	二〇%	昭和四〇年三月三十一日までにおいて政令で定める日
二 落花生油	二〇%	昭和四〇年三月三十一日までにおいて政令で定める日
三 菜種油及びからし種油	一五%	昭和四〇年三月三十一日までにおいて政令で定める日

改め、同表第一五二六号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二五二三号を次のように改める。

二五二三	バミストーン、エメリー、コランダムその他の研摩用天然鉱物材料	無税	昭和四〇年三月三十一日
二	ガーネット	無税	昭和四〇年三月三十一日
(1)	課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
(2)	その他のもの	一キログラムにつき一〇円	昭和四〇年三月三十一日

同表第二五一九号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二五二〇号の次に次のように加える。

二五二四	石綿（くずを含む。）のうち課税価格が一キログラムにつき三三円以下のも	五%	昭和四〇年三月三十一日
------	------------------------------------	----	-------------

四 マンガン鉱

(1)	マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの	無税	昭和三十九年三月三十一日
イ	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和三十九年三月三十一日
ロ	その他のもの	二・五%	昭和三十九年三月三十一日
(2)	その他のもの	無税	昭和三十九年三月三十一日
イ	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準と	無税	昭和三十九年三月三十一日

同表第二六〇一号中

改める。

四 マンガン鉱

(1)	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
(2)	その他のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
イ	マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの	二・五%	昭和四〇年三月三十一日
ロ	その他のもの	乾燥重量一トンにつき二四〇〇円	昭和四〇年三月三十一日

同表第二七〇号中

一 石油（第三八四号に掲げる石油添加剤以外の物品を油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。）

一 石油（第三八四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。）
ロ 揮発油
ロ その他のもののうち政令で定める石油化学製品製造用のもの

一キログラムにつき二五〇円	昭和四〇年三月三十一日
---------------	-------------

乾燥重量一トンにつき二四〇〇円	昭和三十九年三月三十一日
-----------------	--------------

昭和三十九年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二) 議案に関する報告書

改め、同号及び同表第二七一四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二八〇五号及び第二八一九号を次のように改める。

二八〇五 アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属
(イットリウム及びスカンジウムを含む。) 及び水

銀

三 水銀

(1) 当該年度における国内需要見込数量から
国内生産見込数量を控除した数量を基準と
し、国際市況その他の条件を勘案して政令
で定める数量以内のもの

無税

昭和四〇年
三月三十一日

(2) その他のもの

二五%

昭和四〇年
三月三十一日

二八一八 マグネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸

化物、水酸化物及び過酸化物

二 その他のものうちマグネシヤクリンカー

一〇%

昭和四〇年
三月三十一日

同表第二八一九号を削り、同表第二八二〇号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を

「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二八二七号を削り、同表第二八二八号の税率の欄中「八〇
円」を「七〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」
に改め、同表第二八四二号及び第二八四九号を削り、同表第二八三五号の次に次のように加える。

二八五七 水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう

化物(他の号に掲げるものを除く。)

一 水素化リチウム

一〇%

昭和四〇年
三月三十一日

同表第二八五八号を削り、同表第二九〇一号を次のように改める。

二九〇一 炭化水素

三 芳香族炭化水素

(四) その他のものうちジイソプロピルベン
ゼン

無税

昭和四〇年
三月三十一日

同表第二九〇八号を削り、同表第二九〇一号の次に次のように加える。

二九一一 アルデヒド及びアルコールアルデヒド、エーテル
アルデヒド、フェノールアルデヒドその他の単一
又は混成の酸素官能のアルデヒド

三 その他のものうちアクロレイン

無税

昭和四〇年
三月三十一日

二九一三

ケトン及びキノン(アルコールケトン、フェノール
ケトン、アルデヒドケトン、アルコールキノン、
フェノールキノン、アルデヒドキノンその他の単
一又は混成の酸素官能のケトン及びキノンを含
む。)並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、
ニトロ化物及びニトロソ化物

一 ケトン官能化合物

(四) その他のものうちしょう脳

(1) 当該年度における国内需要見込数量か
ら国内生産見込数量を控除した数量を
基準とし、国際市況その他の条件を勘
案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

三〇%

昭和四〇年
三月三十一日

同表第二九一六号を次のように改める。

二九一六

アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール
酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びに
これらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物
及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン
化物、ニトロ化物及びニトロソ化物

一 アルコール酸及びその誘導体

(四) その他のものうちアルコール酸

無税

昭和四〇年
三月三十一日

同表第二九一六号の次に次のように加える。

二九二五

アミド官能化合物

五 その他のものうち一・三・ジメチル一・
六・ジオキソ一・四・アミノ一・五・ホルミル
アミノピリミジン

無税

昭和四〇年
三月三十一日

同表第二九二七号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二九三二号を次のように改める。

二九三二 有機硫黄化合物

- 四 その他のもののうち次に掲げるもの
(1) 第三下デシルメルカプタン(合成ゴムを製造する際に使用するものに限る。)
(2) メチルメルカプタン

無税
昭和三十九年
九月三〇日
昭和四〇年
三月三十一日

同表第二九三五号を削り、同表第二九三二号の次に次のように加える。

- 二九三七 ラクトン、ラクタム、スルトン及びスルタム
三 その他のもののうちイブシロン・カプロラクタム

無税
昭和四〇年
三月三十一日

同表第二九四二号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

- 三〇三 りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)のうち重過りん酸石灰(五酸化りんとして計算したりん酸の含有量が水分を除いた全重量の三〇%以上のものに限る。)で昭和四〇年三月三十一日までに政令で定める日から昭和四一年三月三十一日までに輸入されるもの

- (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
(2) その他のもの

無税
一五%

同表第三三〇三号を削り、同表第三三〇五号を次のように改める。

- 三三〇五 有機の合成染料(顔料色素を含む)、合成ルミノア及びけい光白色染料並びに天然あい

- 六 建築染料
(一) その他のもののうち国産品と競合すると認められない染料として政令で定めるもの
一一 反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの

一〇%
昭和四〇年
三月三十一日
一〇%
昭和四〇年
三月三十一日

同表第三八二四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第三九〇二号を削り、同表第三八二四号の次に次のように加える。

四四〇三 丸太(単に荒削りした丸太を含む。)

- 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの
制材、そま角、弁甲材その他これらに類する素材(単に切り、ひき、又は割つたものに限る。)

- 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの

無税
昭和四〇年
三月三十一日

同表第四四〇五号を次のように改める。

四四〇五 板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材

- (厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。)

- 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの
三 松属、もみ属(カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)、とうひ属(シトカスプルスを除く。)

- 又はからまつ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。)

同表第四四一三号を次のように改める。

四四一三 かんながけ、面取り、さねはぎ加工その他これらに類する加工をした木材(寄せ木用のものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。)

- 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの

無税
昭和四〇年
三月三十一日

同表第四四一三号の次に次のように加える。

四四〇一 機械すきの紙及び板紙(セルロースウオッディングを含む。)

- 二 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。)
(一) 新聞用紙(碎木パルプを含むもののうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルをこえるロール状のものに限る。)

無税
昭和四〇年
三月三十一日

昭和三十九年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二) 議案に関する報告書

同表第四八〇九号を次のように改める。

四八〇九 建築用ボード(纖維素パルプその他の植物纖維から製造したものに限るものとし、樹脂、人造プラスチックその他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。)

同表五三〇六号から第五三〇八号まで及び第五三一一号を削り、同表第五八〇九号を次のように改める。

五八〇九 チュールその他これに類する網地(模様編みの組織を有するものに限る。)並びにレース及びレース地のうちレース及びレース地

同表第五八一〇号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第六〇〇一号及び第六二〇三号を次のように改める。

六〇〇一 メリヤス編物及びクロセ編物

二 模様編みの組織を有するもの(三に掲げるものを除く。)のうちレース

六二〇三

三 その他のもののうちサイザル麻製のものの包装用の袋

同表第六七〇二号及び第七一〇三号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第七三〇二号及び第七四〇一号を次のように改める。

七三〇二 フェロアロイ

二 フェロマンガ

四 フェロニッケル

五 その他のもののうち次に掲げるもの

(1) フェロモリブデン

(2) フェロタングステン

七四〇一 銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパー及び自然銅

(一) 銅(合金を除く。)のもの

二五% 昭和四〇年三月三十一日

三五% 昭和四〇年三月三十一日

三五% 昭和四〇年三月三十一日

二〇% 昭和四〇年三月三十一日

一五% 昭和四〇年三月三十一日
一五% 昭和四〇年三月三十一日
一五% 昭和四〇年三月三十一日

イ 銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの

(四) その他のもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

(一) 黄銅又は青銅のもの

(二) その他のもの

ニ はく、粉及びフレーク

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの

ロ その他のもの

同表第七五〇三号中

ニ はく、粉及びフレーク

(一) ニッケル(合金を除く。)のもののうち真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されるもの

改め、同表第七五〇四号及び第七五〇五号を次のように改める。

七五〇四 ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管用継手

一 ニッケル(合金を除く。)のもの

二 ニッケル合金のもの(ニッケル銅合金の管及び中空棒のうちニッケルの含有量が全重

無税

一キログラムにつき三〇円

一キログラムにつき三〇円

一キログラムにつき三〇円

無税

三〇%

昭和四〇年九月三十一日

昭和四〇年三月三十一日

昭和四〇年三月三十一日

昭和四〇年三月三十一日

昭和四〇年三月三十一日

昭和四〇年三月三十一日

に

を

七五〇五	電気めつき用のニッケル陽極	量の六〇％以上で、七〇％以下のものを除く。	二五％	昭和四〇年 三月三十一日
			一キログラムにつき三〇〇円	昭和四〇年 三月三十一日

同表第七六〇一号の税率の欄中「一五％」を「二三％」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第七八〇一号の一を次のように改める。

一 塊				
(一) 鉛(合金を除く)のもの				
ロ その他のもの				
(1)	課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの	一キログラムにつき五八円	昭和四〇年 三月三十一日	
(2)	課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、一〇四円以下のもの	一キログラムにつき七八円	昭和四〇年 三月三十一日	
(3)	課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの	無税	昭和四〇年 三月三十一日	

同表第七九〇一号を次のように改める。

七九〇一	亜鉛の塊及びくず			
一 塊				
(一) 亜鉛(合金を除く)のもの				
イ 亜鉛の含有量が全重量の九七％をこえるもの				

昭和三十九年三月二十四日 衆議院会議録第十六号(その二) 議案に関する報告書

(1)	課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの	一キログラムにつき七〇円	昭和四〇年 三月三十一日
(2)	課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一一二円以下のもの	一キログラムにつき八八円	昭和四〇年 三月三十一日
(3)	課税価格が一キログラムにつき一一二円をこえるもの	無税	昭和四〇年 三月三十一日

同表第八〇〇一号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

八一〇三	タンタル及びその製品	二〇％	昭和四〇年 三月三十一日
三	その他のもの(はくを除く。)		

同表第八一〇四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第八四〇一号、第八四〇五号及び第八四一〇号を削り、同表第八一〇四号の次に次のように加える。

八四四五	金属加工機械(金属炭化物の加工機械を含むものとし、前号、第八四四九号又は第八四五〇号に掲げるものを除く。)		
一 工作機械			
(一) ボール盤及び中ぐり盤			
イ 横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が二〇ミリメートルに満たないものに限る。)			
のうちテーブルの位置決めを正逆転減速運動により行なうもの		一五％	昭和四〇年 三月三十一日

ロ 治具中ぐり盤(立型のものに限る。)のうち直径が一〇〇ミリメートル以上の水平中ぐり軸を有するもの

(四) 研削盤

イ 内面研削盤(研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。)のうち被加工物の孔の内面のほかその孔軸に直角な端面又は底面を自動的に研削することができるもの

ロ 平面研削盤(立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。)のうち磁石軸を二以上有する立型ロータリーテーブル式のもの

(五) その他のもの

イ プローチ盤(引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。)のうち連続して送入される被加工物を連続的に加工することができるとは又は二個のプローチにより往復加工をすることができるもの

一五%

昭和四〇年
三月三十一日

一五%

昭和四〇年
三月三十一日

一五%

昭和四〇年
三月三十一日

一五%

昭和四〇年
三月三十一日

同表第八四五二号を次のように改める。

八四五二

計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機を有する機械(電子計算機を含むものとし、次号に掲げるものを除く。)

一 電子計算機

(一) 計数型電子計算機(計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びに磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターに限るものとし、これらに附属する制御機を含む。)

(1) 計算機本体(カード式入力機、ライ

ンプリンター及び磁気テープ式記憶機を使用することができるもののうち、記憶容量が一六六、〇〇〇字以上の磁気コア式内部記憶装置を有するものに限る。)及びこれとともに輸入するライプリンター(印刷速度が毎分一、〇〇〇行をこえるものに限る。)、記憶機(磁気テープ式で記録速度が毎秒一〇〇、〇〇〇字をこえるもの又は磁気円板式のものに限る。)並びにこれらに附属する制御機

(2) その他のもの

無税

昭和四〇年
三月三十一日

同表第八四六一号、第八五〇一号及び第九〇一六号を削り、同表第九一〇一号の税率の欄中

「六〇〇円」を「三〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改め、同表第九一〇七号の税率の欄中「五〇〇円」を「二五〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改め、同表第九一一号の税率の欄中「四〇〇円」を「二〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改める。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近における所得税負担の状況等にかえりみ、その負担の軽減等をはかるとともに、あわせて所要の規定の整備を行なうとするもので、主な内容は次の通りである。

(一) 所得控除の引上げ

基礎控除を現行の一十一万円から一二万円に引き上げるとともに、配偶者控除を現行の一〇万五千円から一一万円に引き上げることとするほか、扶養控除のうち五万円の控除対象となる

扶養親族の範囲を一三歳以上(現行一五歳以上)に改めるとともに、一三歳未満の扶養控除額を五万円引き上げて四万円とすることとしている。

(二) 専従者控除の引上げ

青色申告者の専従者控除の控除限度額を二〇歳以上一五万円(現行二二万五千元)、二〇歳未満一二万円(現行九万五千元)に引き上げるとともに、白色申告者の専従者控除額を九万円(現行七万五千元)に引き上げることとしている。

(三) 給与所得控除の引上げ

給与所得控除のうち定額控除を現行一万円から二万円に引き上げるとともに控除限度額を一四万円(現行一二万円)に引き上げることとしている。

(四) 生命保険料控除の引上げ

生命保険料控除について、その控除額を、保険料のうち二万円までは全額、二万円超五万円までは半額、最高三万五千元(現行一万五千元まで全額、一万五千元超五万円まで半額、最高三万二千五百円)に引き上げることとしている。

(五) 損害保険料控除の創設

住宅又は家財について支払った損害保険料(建物更生共済等の掛金を含む)について、最高二千元(共済期間が一五年以上の建物更生共済等については、五千元)を限度として、所得から控除する制度を創設することとしている。

(六) 退職所得控除の改正

勤続年数に応ずる控除額について、現行の年令区分を廃止し、一律に勤続年数一年につき五万円とすることとしている。

(七) 資産の譲渡所得等に対する課税の合理化

1 三年未満の保有に係る資産の譲渡による所得については半額課税等の方式はとらないで、通常の所得として課税することとしている。

2 山林所得、譲渡所得及び一時所得の特別控除(現行一五万円)を改め、所得三〇万円までは全額控除とするほか、所得三〇万円から四五万円までのものについては六〇万円との差額、四五万円以上のものについては現行どおり一五万円を控除することとしている。

(八) 税額控除の改正

1 教育又は科学の振興等のために行なつた寄附金に対する控除制度について、控除の対象となる寄附金の限度額を所得の二〇%(現行一〇%)に引き上げるとともに、所得税額からの控除額を控除対象寄附金の三〇%(現行二〇%)に引き上げることとしている。

2 勤労学生控除の対象となる勤労学生についての要件のうち、合計所得金額に係る金額を二五万円(現行二〇万円)以下に改めることとしている。

(九) その他の改正

1 芸能法人が支払を受ける報酬又は料金については、一〇%の税率により源泉徴収を行なうこととしている。

2 取締役会の決議により決定した役員賞与で一年以上その支払が遅れているものについては、その決議があつた日から一年を経過した日において支払があつたものとして源泉徴収を行なうこととしている。

3 申告書の公示限度を五〇〇万円(現行二〇〇万円)に引き上げることとしている。

なお、本案は、当初案のうち、別表第三給与所得の所得税源泉徴収額表の数字中一部に誤りがあつたため、政府より修正したい旨の申し出があり、本院においてこれを承諾したものである。

以上、本案の改正による昭和三十九年度の減収見込額は六百四十九億円である。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近における所得税負担の状況等にかんがみ妥当なものと認めるが、なお、建物更生共済等における保険契約の状況等を考慮して修正を行なう必要があると認め、別紙の通り修

昭和三十九年三月二十四日 衆議院會議録第十六号(その二) 議案に関する報告書

正議決すべきものと議決した次第である。

修正内容は、損害保険料控除のうち、長期の建物更生共済等の保険料について、本制度の適用要件としての契約期間を原案の十五年以上から十年以上に引き下げるとともに、控除限度額を原案の五千円から一万円に引き上げようとするものである。

三 本修正の結果必要とする経費

本修正の結果予算に及ぼす減収額は、昭和三十九年度において、約一億五千万円である。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

内閣を代表して田中大蔵大臣から、「本修正に対して止むを得ない旨の意見が述べられた。右報告する。」

昭和三十九年三月十九日

大蔵委員長 山中 貞則

衆議院議長船田中蔵

〔別紙〕

第十一条の七の次に次の一条を加える。

(損害保険料控除)

第十一条の八 居住者が損害保険契約等(自己若しくはその配偶者その他の親族が常時居住の用に供する家屋又はこれらの者の生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるものを保険又は共済の目的とするものに限る。)のために支払った保険料又は掛金(以下損害保険料という。)がある場合においては、その支払った損害保険料の金額(その年中において当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割り戻し金の割り戻しを受け、又は当該契約に基づき分配を受ける剰余金若しくは割り戻し金を受け、又は損害保険料の払込みに充てた場合においては、当該剰余金又は割り戻し金の額を控除した残額。以下同じ。)を、左の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を限度として、その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する。(この控除額を損害保険料控除額という。)

一 その者の支払った損害保険料の金額のうちに保険期間又は共済期間が十五年以上の契約

(小字及び一は修正)

(以下本項において長期損害保険契約等という。)に係るものがある場合 ^{一万}五千円(長期損害

保険契約等以外の契約に係る損害保険料の金額が二千円をこえ、かつ、長期損害保険契約等に係る損害保険料の金額が ^入三千円未満である場合においては、二千円と長期損害保険契約等に係る損害保険料の金額との合計額)

二 その者の支払った損害保険料の金額のうちに長期損害保険契約等に係るものがない場合 二千円

前項に規定する損害保険契約等とは、左に掲げる契約をいう。

一 保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた損害保険会社又は外国保険事業者の締結した損害保険契約(当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した損害保険契約を除く。)

二 農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した建物更正共済又は火災共済に係る契約その他命令で定めるこれらに類する共済に係る契約

別表第六の備考(3)の次に次のように加える。

(4) 田中された損害保険料の金額がある場合には、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる金額

(イ) その損害保険料の金額のうちに第十一条の八第一項に規定する長期損害保険契約等に係るものがある場合 その金額 ^{10,000}が5,000円をこえる場合には、^{10,000}5,000円。ただし、当該長期損害保険契約等以外の契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、当該長期損害保険契約等に係る金額が ^{8,000}3,000円未満である場合には、2,000円と当該長期損害保険契約等に係る金額との合計額とする

(ロ) その損害保険料の金額のうちに第十一条の八第一項に規定する長期損害保険契約等に係るものがない場合 その金額 ^入が2,000円をこえる場合には、2,000円)

附 則

(昭和三十九年分の所得税の所得控除等に係る特例)

第三条 昭和三十九年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第九条第一項第五号		イ 収入金額が四十二万円以下である場合 二万円と当該収入金額から二万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額 ロ 収入金額が四十二万円をこえ八十二万円以下である場合 十万円と当該収入金額から四十二万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額 ハ 収入金額が八十二万円をこえる場合 十四万円	
第十一号	第十一号の二第二項	十五万円	十四万三千八百円
第十一号	第十一号の二第三項	十二万円	十一万三千八百円
第十一号	第十一号の二第三項	九万円	八万六千三百円
第十一号	第十一号の七	二万円	一万八千八百円
第十一号	第十一号の八第二項	三万円	三万一千二百円
第十一号	第十一号の八第二項	一万五千元	七千五百円
第十一号	第十一号の八第二項	二千元	千五百円
第十一号	第十一号の八第二項	八千元	六千三百円
第十一号	第十一号の九	十一万円	十万八千八百円

第十一号		イ 年齢十三歳以上の扶養親族 五万円 ロ 年齢十三歳未満の扶養親族 四万円	
第十一号の十第一項		イ 年齢十五歳以上の扶養親族 五万円 ロ 年齢十四歳又は十三歳の扶養親族 四万六千三百円 ハ 年齢十三歳未満の扶養親族 三万八千八百円	
第十一号の十第二項		1 年齢十三歳以上の扶養親族 五万円 2 年齢十三歳未満の扶養親族 四万円 3 年齢十三歳未満の扶養親族 三万八千八百円	
第十一号の十第四項		これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十三歳以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限る。	
第十一号の十第四項		これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとし、これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとする。	
第十二条		毎年 昭和三十九年 十五歳以上、十四歳、十三歳又は十三歳未満	
第四十条第一項第二号		別表第六の附表 十二万円 十一万七千五百円	
第四十条第一項第二号		所得税法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号) 附則別表第二	

昭和三十一年三月二十四日 衆議院會議第十六号(その二) 議案に関する報告書

別表第六の備考(一)	この表の附表	所得税法の一部を改正する法律 附則別表第二
別表第六の備考(三)	20,000円	18,800円
	10,000円	9,400円
	35,000円	34,400円
別表第六の備考(四)	10,000 5,000円	7,600 3,800円
	2,000円	1,500円
	8,000 3,000円	6,000 2,300円

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

五三〇

定価 一部 十五円
(ただし紙質紙は二十円)
(郵送料とも)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 五六一

官 報
五三〇
五三二
五三三
五三四